

**令和7年度
包括外部監査結果報告書**

雪対策について

**令和8年3月
札幌市包括外部監査人
大西 啓二**

内容

第1	外部監査の概要	1
1. 1	外部監査の種類	1
1. 2	外部監査のテーマ	1
1. 2. 1	選定したテーマ	1
1. 2. 2	テーマの選定理由	1
1. 3	外部監査の方法	1
1. 3. 1	監査の要点	1
1. 3. 2	監査手続	2
1. 3. 3	監査対象期間	2
1. 3. 4	外部監査の実施日程	2
1. 3. 5	外部監査人及び補助者の氏名及び資格等	2
1. 3. 6	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
2. 1	札幌市の雪対策のあゆみ	3
2. 2	札幌市の雪対策	4
2. 3	冬のみちづくりプラン	6
2. 4	冬のみちづくりプラン2018 5つの視点について	9
2. 5	令和7年度札幌市雪対策審議会について	19
2. 6	令和7年度における生活道路排雪の在り方検討	22
2. 7	札幌の雪対策施設（下水道事業に関連するものを除く）	23
2. 8	雪対策下水道事業に関連する雪対策施設	24
2. 9	生活道路の緊急排雪の実施について	28
第3	外部監査の結果	31
3. 1	外部監査の指摘事項及び意見の基準について	31
3. 2	雪対策室 計画課	34
3. 2. 1	Zoomライセンスの購入について	34
3. 2. 2	健康保険証写しの保管について	34
3. 2. 3	札幌市建設機械運転免許取得助成金について	36
3. 2. 4	小型除雪機点検整備業務について	39
3. 2. 5	ボランティア目的での小型除雪機の利用拡大について	41
3. 2. 6	融雪施設設置資金融資あっせん制度の対象拡大について	43
3. 2. 7	予算科目等の見直しについて	45
3. 2. 8	適切な評価指標の設定と達成状況の検証について	47
3. 2. 9	札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務について	48
3. 2. 10	冬期道路状況調査業務について	50
3. 2. 11	持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の運営について	51

3. 2. 1 2	運転日報について.....	51
3. 2. 1 3	被服貸与簿について.....	53
3. 2. 1 4	苦情処理簿の簿冊作成.....	53
3. 2. 1 5	持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の議事録の簿冊への綴込みについて.....	54
3. 2. 1 6	庶務関係照会回答の決裁日未記入について.....	54
3. 2. 1 7	支出負担行為但書（道路除排雪）2次伺についての消費税額の誤記について.....	55
3. 3	雪対策室 事業課.....	55
3. 3. 1	除雪ボランティアへのインセンティブ付与について.....	55
3. 3. 2	豪雪地帯対策特別措置法に基づく対策について.....	57
3. 3. 3	本郷商店街活性化モデル排雪事業について.....	61
3. 3. 4	札幌雪学習プロジェクト運営業務について.....	63
3. 3. 5	除雪機械の売払いについて.....	66
3. 3. 6	除雪要望書について.....	67
3. 3. 7	市民助成トラック制度実施要領について.....	68
3. 3. 8	雪堆積場ガイド印刷業務について.....	68
3. 3. 9	雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務について.....	69
3. 3. 1 0	雪対策施設車両管理システムの運用について.....	70
3. 3. 1 1	冬季道路等気象予報業務について.....	70
3. 3. 1 2	パートナーシップ排雪について.....	71
3. 3. 1 3	安全補助装置使用適合の確認について.....	75
3. 4	雪対策室 車両管理事務所.....	76
3. 4. 1	除雪車両の巡回確認について.....	76
3. 4. 2	修理費の折衝の記録について.....	78
3. 4. 3	貸与機械現況調書（引渡）について.....	79
3. 4. 4	貸与車両任意保険証券写綴について.....	80
3. 4. 5	単価が5万円未満の備品出納簿への記載について.....	81
3. 5	土木部 工事課.....	81
3. 5. 1	多数の失格について.....	81
3. 6	土木部 道路維持課.....	83
3. 7	土木部 道路設備課.....	83
3. 7. 1	創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務の再委託について.....	83
3. 7. 2	仕様書記載書類の簿冊への確実な編綴について.....	84
3. 7. 3	道路使用許可証の写しについて.....	85
3. 7. 4	一者応札の固定化について.....	86
3. 7. 5	見積参加者選考調書の簿冊への確実な編綴について.....	91
3. 8	みどりの推進部 みどりの管理課.....	92

3. 8. 1	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（行為許可等・モエレ沼公園）について.....	92
3. 8. 2	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（行為許可等・豊平川緑地）について.....	93
3. 8. 3	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（公園行為許可等・百合・豊平・平岡・樹芸・稲積）について.....	93
3. 9. 1	北区 土木部 維持管理課.....	94
3. 9. 1. 1	従業者の秘密保持について.....	94
3. 9. 1. 2	公文書の管理について.....	95
3. 9. 2	東区 土木部 維持管理課.....	96
3. 9. 2. 1	パートナーシップ排雪チェックリストについて.....	96
3. 9. 2. 2	指名見積合せの「無効」について.....	97
3. 9. 2. 3	公文書の管理について.....	98
3. 9. 2. 4	運搬排雪安全管理パトロール結果通知書について.....	99
3. 9. 2. 5	道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について	99
3. 9. 2. 6	除雪作業日誌、除雪作業日報への押印等について.....	99
3. 9. 2. 7	パートナーシップ排雪チェックリストの記載について...	100
3. 9. 3	西区 土木部 維持管理課.....	100
3. 9. 3. 1	従業者の秘密保持について.....	100
3. 9. 3. 2	関係法令等確認調書について.....	101
3. 9. 3. 3	公文書の管理について.....	102
3. 9. 3. 4	道路パトロール作業日誌について.....	103
3. 9. 3. 5	道路維持除雪業務の受託者である共同企業体の一部構成員の脱退に伴う手続について.....	103
3. 9. 3. 6	道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について	104
3. 9. 3. 7	パートナーシップ排雪チェックリストの記載について...	104
3. 9. 3. 8	除雪作業日報（歩道除雪）の人員項目の記載について...	105
第4	監査結果を踏まえて.....	106

第1 外部監査の概要

1. 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

1. 2 外部監査のテーマ

1. 2. 1 選定したテーマ

雪対策について

1. 2. 2 テーマの選定理由

札幌市で生まれ育った監査人にとって、雪は子供の頃には楽しい思い出が多く、雪が降ることに特に悪い感情はなかった。しかし、実際に社会人となり通勤をする際には、公共交通機関が遅延する、場合によっては運休する事態が発生し、12月になると気分が滅入る状態が続いている。車での通勤をする際にも、雪に車が埋まって動けなくなることもあり、除排雪に対して疑問を抱くこともあった。雪国で過ごすうえでは、実は仕方ないことでもあるが、除排雪に対してもっと効果的、効率的にできないかと思うこともある（実際に監査してみて決して効果的効率的な除排雪がされていないわけではないことは理解できたが）。

札幌市において1年間に降る雪の量はおおよそ5mである。人口が100万人を超える都市でこれほど雪が降る都市は札幌以外にない。札幌は12月～3月までおおよそ4か月間雪に覆われ、そのことを前提に1年の3分の1を暮らしてゆく覚悟が必要である。

また、除排雪は今まで意識が足りなかったが、あらゆるインフラの基礎であるともいえる。もし、除排雪が適切でないなら、消防車、救急車、バス、市電、給油、ゴミ収集、福祉車両、物流車両、店舗の営業に大きな支障を来す。札幌市が運営する以上は、予算を極力一定規模に抑える必要も理解できるが、予算をある程度、度外視してでも除排雪を効果的にすることが必要である。

上記理由より、除排雪に係る札幌市の各課を選定対象とした。

1. 3 外部監査の方法

1. 3. 1 監査の要点

- (1) 札幌市の除雪排雪について、経済性、効率性及び有効性の観点から事業が実施されているかどうか。
- (2) 施設や備品等、資産が適切に財務諸表に反映され、かつ、管理が適切にされているかどうか。

- (3) 財務事務が法令及び規定等に従って適切になされているかどうか。
- (4) 事業に係る契約事務は、法令及び規定等に従って適切に行われているかどうか。

1. 3. 2 監査手続

札幌市雪対策室を中心とする各課から概要の報告を受けたうえで、必要と思われる資料（簿冊、電子データ等）を依頼した。その上で、これらの閲覧、照合、ヒアリングを実施した。

また、必要に応じて現地視察を行い、現地での簿冊閲覧、ヒアリングを実施した。

1. 3. 3 監査対象期間

原則として令和6年度の分の執行をベースとして、必要に応じその前後期間を追加した。

1. 3. 4 外部監査の実施日程

- (1) 令和7年5月23日～令和7年12月18日
札幌市雪対策室を中心とする各課に対して随時、簿冊の閲覧、ヒアリング等を実施
- (2) 令和7年9月18日 車両管理事務所 往査
- (3) 令和7年10月8日 新川融雪槽 往査
- (4) 令和7年10月8日 屯田地区雪堆積場、屯田西部地区雪堆積場 往査

1. 3. 5 外部監査人及び補助者の氏名及び資格等

外部監査人	大西 啓二	税理士・公認会計士
補助者	浅利 昌克	税理士・公認会計士
同	佐藤 敦	弁護士
同	伊藤 昇平	弁護士

1. 3. 6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 監査対象の概要

2. 1 札幌市の雪対策のあゆみ

雪さっぼろ21計画

平成3年に策定した「雪さっぼろ21計画」は右肩上がりの経済予測を背景としており、除排雪のレベルアップを主眼に置いた計画である。

しかしながら、都市化の進展によって、除排雪需要の増加と雪を処理するための都市空間容量の減少が顕在化してきた。

そこで、機械による除排雪以外の手法として、新たな投資が困難となる本格的な高齢化社会が到来するまでに、雪対策施設の整備拡大を図ることとした。

また、雪対策施設で融雪に使用するエネルギーは河川水や下水処理水、清掃工場の余熱などの地域エネルギーの活用を基本とすることが方針として示された。

札幌市雪対策基本計画

平成12年に策定した「札幌市雪対策基本計画」は「冬期道路交通の円滑化」「パートナーシップによる冬期生活環境の充実」「人と環境にやさしい雪対策の実現」の3つを基本方針として定めた。

「人と環境にやさしい雪対策の実現」の中では、除排雪の効率化をはじめ、地域で雪処理を行うことができるシステムの確立や未利用エネルギーを活用した融雪システムの整備を進めることとした。

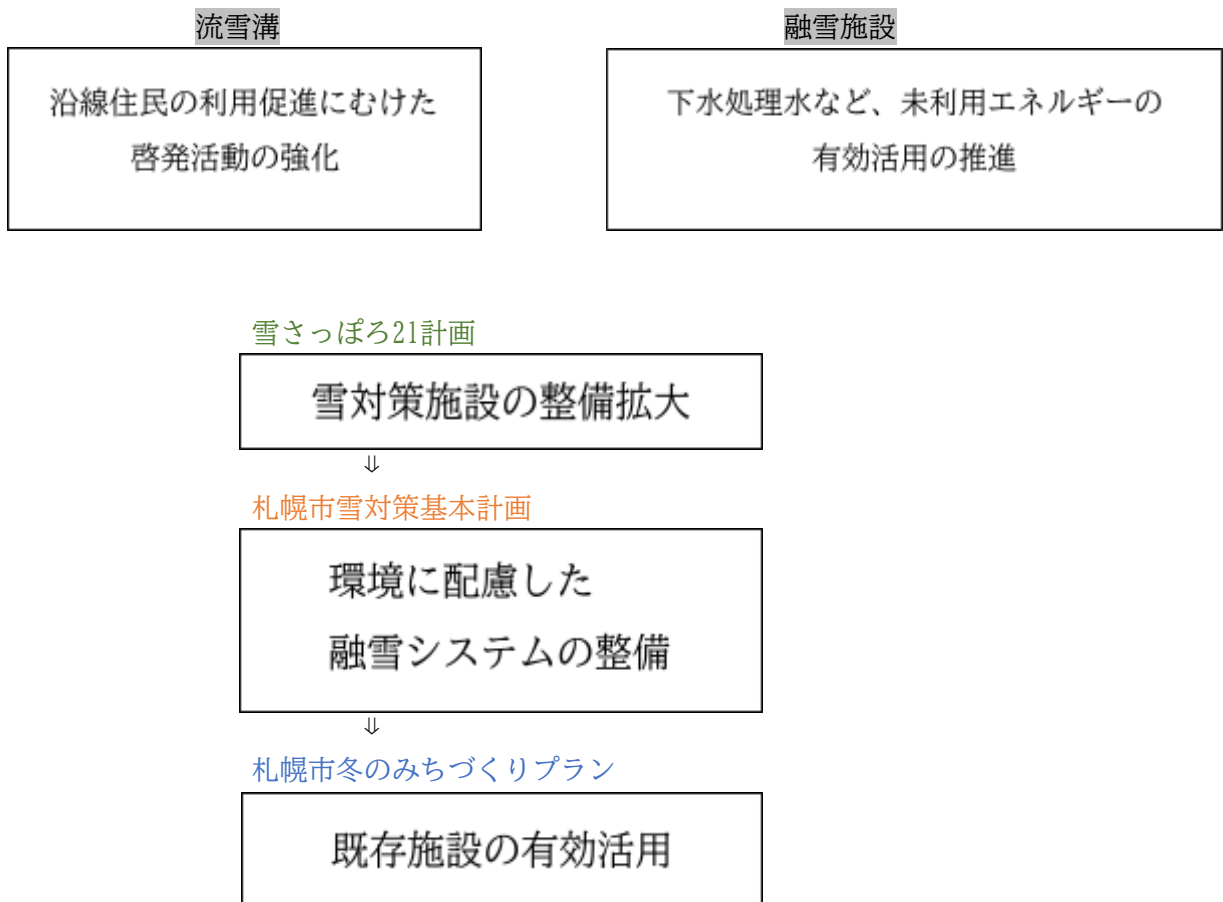
このような位置づけの中で、雪対策施設は市街地の比較的狭い面積で大量の雪を処理することが可能なことから、ダンプトラックで雪を運搬する距離の短縮も図ることができ、未利用エネルギーを活用した省エネルギー型の雪対策施設としてさらに整備を進めることとした。

冬のみちづくりプラン

経済・社会情勢の急激な変化により、札幌市の雪対策は「雪たい積場の郊外化」や「除雪事業者の経営体力の低下」など様々な問題を抱えている。

そこで、雪対策事業を今後も安定的に継続するため、平成21年11月に「札幌市冬のみちづくりプラン」を策定した。

このプランの中では、流雪溝の利用推進など、既存の雪対策施設のさらなる活用を図ることとしている。



2. 2 札幌市の雪対策

・札幌市の人口と降雪量

札幌市の人口は197万人であり、その降雪量は過去30年で平均で479cmである。これは、世界的にも人口100万人以上で約5メートルに迫る雪が降っている都市は札幌だけであり、いかに札幌市の雪対策が厳しい状況であるかを理解するのに必要な事実である。このため、世界的にも類を見ない多雪への対策が必要であり、様々な対応を札幌市は取り入れている。

・札幌市の雪対策予算

札幌市の雪対策予算は令和6年度で約278億円である。このうち、除雪費約86億円、排雪費141億円である。除雪費よりも排雪費に大きな予算が取られるのも人口の多い札幌市の特徴である。このように限られた予算のなかで札幌市は除排雪を行ってきたが、現在の除雪体制を維持していくために、さらにはより効率的に持続可能な雪対策を進めていくために

は、現在の予算では困難であると言わざるを得ない状況である。

・札幌市の具体的な雪対策

【除雪】生活道路のザクザク対策

【ザクザク路面の対策にご理解いただきたいこと】

1. ザクザク処理の作業には時間がかかります！
⇒ザクザクになった雪や予防的に削る雪は重さや固さがあり、また、玄関や車庫前など人や車の出入りがある場所を極力かわして作業するためです。
2. 降り積もって固まった路面の雪を削って、道路脇の雪山に積み上げます！
⇒ザクザク路面は同時多発的に発生することが多く、短期間で効率良く作業をする必要があるためです。
3. 雪の置き場がないと作業できません！
⇒削った雪は道路上の交通に支障のない場所に堆積します。民間排雪や除雪で雪山がなくなっている場所にも雪を置かざるを得ません。削った雪の置き場についてご理解を。

(札幌市ホームページより抜粋)

【排雪】生活道路の排雪支援制度

1. パートナーシップ排雪制度
利用団体・除雪業者・札幌市の3者が役割を分担し、連携協力しながら生活道路の運搬排雪を実施する。
【役割分担】
 - ・札幌市：排雪できる道路か判断、作業日を決定
 - ・除雪業者：排雪作業の実施
 - ・利用団体：地域で制度の利用を決定、排雪する道路を選ぶ、1月上旬までに制度利用の申し込み、地域負担額の支払い
2. 市民助成トラック制度
町内会などで道路の排雪を行う場合、年1回無料で運搬用トラックを貸し出す。
トラックへの雪の積み込み作業は、利用団体が依頼した業者が行う。

【排雪】パートナーシップ排雪制度

排雪断面の選択

市と地域双方の費用負担を軽減するため、従来の排雪断面（標準断面）のほかに「**排雪時に雪を多く残し、地域支払額を低減した抑制断面**」を設け、地域の実情に応じて選択できるような運用を進めている。

※この他、近年の物価高騰等による地域支払額上昇への当面の対応として、令和4年度より地域支払額の据え置きを実施

砂まき活動の推進

札幌市による滑り止め材の散布のほか、市民による砂まきの協力を呼びかけている

■砂箱は都心部や地下鉄駅の周辺など、人通りの多い交差点を中心に設置

■砂箱の砂は、誰でも利用することができる

※道路（歩道・車道）への砂まきが対象

春先の砂の回収

■冬にまいた滑り止め材は、春先に路面清掃車や人力によって回収

■市民が公共の場所の砂を回収した場合は、無料のボランティア袋に入れてゴミステーションへ出すことができる（燃やせないゴミの日）

冬みち転倒事故防止

■歩行者転倒事故の傾向

・時間帯：通勤・通学のピークとなる8～10時の件数が多い

市内中心部では夜間（20時～25時）の件数も多い

・年代：年齢が高くなると転倒による救急搬送のリスクが上昇

・路面条件：融解（0℃以上）→再凍結（0℃未満）でつるつる路面が発生
氷の路面が降雨や気温で融け、表面の水でつるつるに

・時期：初冬期：冬靴や歩き方などの準備ができていない時期に増加

■転ばないコツ（ウインターライフ推進協議会）

冬道を安全・快適に歩くための総合情報サイトホームページやパンフレット等にて転倒事故防止に向けた情報提供

2. 3 冬のみちづくりプラン

第1節 計画策定の背景

札幌市では、これまで3次にわたり、時代の変化に合わせて雪対策の基本計画を策定し、計画的に取組を推進してきた。最初の計画である「雪さっぽろ21計画（1991年策定）」は、人口の増加や冬期における都市活動の活発化などを背景として「除雪水準の確立」や「雪対策施設の整備」など、除排雪のレベルアップを目指した計画であった。また、第2次計画である「札幌市雪対策基本計画（2000年策定）」は第1次計画で定めた除雪水準を継承したうえで、環境意識の高まりや市民ニーズの変化を捉え「環境への配慮」や「情報共有体制の構築」などを新たに加えた。

さらに第3次計画である「札幌市冬のみちづくりプラン（2009年策定）」は、排雪量や運搬距離が増加することで作業効率が低下しコスト増を招いていることや、除排雪に携わる建設業の廃業・撤退が増えているなど、新たな課題が顕在化していることから、除排雪体制の維持安定化に向けた業務体系の見直しや地域内雪処理の推進、さらには市民との協働による取組の推進など、持続可能な雪対策を進めるための計画であった。

このような中、札幌市を取り巻く社会環境は、これまで一貫して増加していた人口が、

近い将来、減少に転じるとともに、高齢化が一層進むことが見込まれている。加えて、生産年齢人口の減少が加速する中、雪対策の担い手である建設業においても従事者の確保が厳しくなっており、その確保や育成が喫緊の課題になっている。

国では、建設業従事者の継続的な処遇改善や週休2日に向けた環境の整備を行う「働き方改革」、ICTの活用や従事者の配置・活用の最適化などによる「生産性の向上」に取り組んでおり、札幌市においてもこれらの取組を進め、建設業が有する施工能力を維持できるようにしていく必要がある。また、労働力不足は、人件費の高騰を招く要因となり、人件費の占める割合が高い雪対策事業においてはその影響が大きく、札幌市の財政を圧迫することにもつながる可能性がある。

一方、近年においては、除排雪作業の効率化や省力化に資するICTなどの先進技術が目覚ましい発展を遂げており、課題の克服につながるような動向もあらわれてきている。また、企業のCSRや社会貢献活動が広がりを見せており、札幌市においても企業との協働によるまちづくり活動をすすめていることから、雪対策においても企業との協働の更なる進展が期待される。

そこで、少子高齢化の一層の進行やまもなく到来する人口減少社会においても、安心・安全で継続可能な冬の道路環境を実現するため、新たな雪対策の基本計画として「札幌市冬のみちづくりプラン2018（以下「本計画」という。）」を策定することにした。

第2節 目指すべき将来と取組の視点

近い将来、人口減少や高齢化の一層の進行などといった、これまでに経験したことのない社会経済情勢が予測される。

そのような中、札幌市の雪対策は除雪従事者の不足や高齢化の進行、増大する除雪予算など、第3章に記載のような課題を抱えている。

特に体制面では、現在、10cm以上の降雪のときに一晩で除雪を行う体制として、除雪機械約1,000台、従事者約3,000人を確保しているが、除排雪に携わる従事者は計画期間中に2割減少することが予測されていることから、除排雪体制を維持することが難しくなると考えられる。

また、財政面では、現在、市民生活や経済活動を支える冬期道路環境の維持に必要な除雪予算を確保してきているが、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連の建設需要や建設業従事者の不足などによる労働単価の上昇など、今後も除雪予算の増加が見込まれる。

一方、社会の動向に目を向けると、国においても建設業の健全な発展に向けて動き出ししており、担い手確保のための「働き方改革」のほか、担い手不足を補うためにICTなどの活用による「生産性の向上」といった取組も始まっている。加えて、近年においては、企業のCSRや社会貢献活動が広がりを見せているとともに、SNSなどのソーシャルメディアの急速な普及といった社会の変化も出てきており、これらの様々な動きをしっかりと見据えて活用することにより、課題の克服につながることを期待される。

そこで、人口減少や高齢化の一層の進行といった社会環境が大きく変化する状況の中でも雪対策が抱える課題に対応し、市民の皆さんが将来にわたり安心して安全に冬を過ごせるよう、「目指すべき将来」を次のように設定する。

安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現

実現に向けては、除雪予算の増加を可能な限り抑えるとともに、ICTなどの先進技術を活用することなどにより、作業の効率化や省力化、労働環境の改善などにつながる取組を進め、安全的に除雪体制を維持していく。

そのための取組の視点として「安心・安全な冬期道路交通の確保」「除排雪作業の効率化・省力化」「除排雪体制の維持・安定化」「雪対策における市民力の結集」「雪対策に関する広報の充実」の5つを定め、その視点に基づき重点施策を展開する。

第3節 取組の進め方

(1) 社会環境の変化を捉えた対応

本計画は、今後確実に見込まれる人口減少や高齢化の一層の進行などといった、これまでに経験したことのない社会情勢下での計画であることから、一定の除雪水準を維持し、冬の市民生活を守るためには、作業の効率化や省力化などの取組に加え、将来の除排雪体制に応じた作業上の工夫が必要になる。

このため、これらの課題に対応する作業の効率化や市民力の結集などの取組は、以下のアクションプログラムに基づき着実に進める。

また、市民生活への影響を考慮しつつ、これまでの作業方法や施設の運用方法などの見直しを検討する取組については、状況に応じて実証実験や市民議論などを行い、その結果を踏まえ、準備が整ったものから順次進める。

(2) 実行計画（アクションプログラム）の策定

本計画には、今後10年間で実現すべき取組を位置付けており、その中には、短期的な取組や中長期的な視点で検討が必要な取組がある。

このため、その実効性を確保するため、上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（次期アクションプラン）」と連動を図りながら、2019年に具体的な活動指標や実施時期などを定める「実行計画（アクションプログラム）」を策定し、推進管理を行う。

(3) 雪対策におけるSDGsの推進

2015年に国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）」が定められた。

SDGsの特徴は、経済・社会・環境の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも2018年6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいる。

本計画で定める雪対策は、環境負荷の抑制に努めながら冬期間の市民生活や経済活

動を支える道路交通を円滑に保つという観点で非常に大きな役割を果たすとともに、住民間の連帯、物流網の確保、建設業の維持、ICTの活用、大雪への適応など持続可能なまちづくりに向けた多くの分野の課題解決に資することから、雪対策の推進をSDGsの達成にもつなげていく。

2.4 冬のみちづくりプラン2018 5つの視点について

視点1 安心・安全な冬期道路交通の確保

(1) バス路線の除排雪強化

バスの円滑な運行の確保に向け、市内のバス路線の交通量・バス便数・道路幅員などを勘案し、除排雪を強化する。

○除雪作業（新雪除雪と拡幅除雪の連続作業）

新雪除雪と同日中に、小形ロータリーによる拡幅除雪を実施する。

R7：87km

○排雪作業

・バス専用レーン R7：17km（3回）

・バス優先レーン R7：21km（2回）

・幅員の狭いバス路線 R7：35km（2回）

・路肩の狭いバス路線 R7：183km（2回）

○バス事業者との連携

令和3年度の大雪を受け、バス事業者との連携についても強化を図り、道路状況や作業状況等の情報共有体制を構築した。

(2) 交差点排雪の強化

渋滞解消のための「幹線道路と幹線道路との交差点排雪」に加え、見通し改善のための「生活道路と幹線道路との交差点排雪」を実施する。

・幹線道路と幹線道路との交差点排雪 R7：255箇所

・生活道路と幹線道路との交差点排雪 R7：16,000箇所

(3) 車道や歩道の凍結路面对策強化

○車道（幹線やバス路線）

滑りやすい路面による交通渋滞の緩和や交通事故の抑制に向け、路面や気象状況に応じて朝ラッシュ対応を実施しており、そのうち一部の路線においては、夕方ラッシュ対応の凍結防止剤の配布強化を実施する。

・朝ラッシュ対応の散布 R7：736km ・夕方ラッシュ対応の散布 R7：292km

○歩道

冬期の安全安心な歩行空間の確保に向け、主にバリアフリー基本構想で設定された生活関連道路の歩道を対象に320km散布を実施しており、散布回数を20回／年から40

回／年に強化し、継続的に実施する。

- ・歩道の散布強化延長 R 7 : 320km

(4) 大雪に備えた体制の強化 (R 4 ~)

大雪における除排雪の体制や具体的な行動計画などを定めた「大雪時の対応指針」に基づき、大雪時は、全庁的に情報共有を図りながら、積雪深や気象、作業の進捗状況等のフェーズに応じた対策等を実施する。

また、大雪に備えた関係機関等との連携強化など、さらなる検討や調整を進め、大雪にも強く、持続可能な除排雪体制を確保する。

○大雪時の対策のポイント

ポイント1 排雪作業の前倒しと強化

<フェーズ1> 「運搬排雪の前倒しと強化」

- ・12月から1月上旬に積雪深が50cmに達し、更なる大雪が見込まれる場合、その後の大雪に備えるため、幹線道路の運搬排雪の前倒しと強化を図る。
- ・大雪時(フェーズ1)における運搬排雪を強化する。(雪出排雪)

<フェーズ2> 「応援等による体制強化」

- ・一部の区における作業の遅れを取り戻すため、他区除雪事業者や関係団体等に応援を要請し、作業体制の強化を図る。

<フェーズ3> 「生活道路の緊急排雪」

- ・全市的な作業の遅れを取り戻すため、生活道路を排雪ダンプの経路となる「幹」と、それ以外の「枝」に分け、緊急排雪を実施する。
- ・他道路管理者等に応援を要請し、作業体制の強化を図る。

ポイント2 雪堆積場等の増強

- ・緊急用雪堆積場、雪置き場等の開設
- ・他道路管理者との雪堆積場相互利用の拡大
- ・融雪施設の稼働期間の延長
- ・河川敷地雪堆積場の嵩上げや公園・学校グラウンドへの雪入れ実施

ポイント3 市民・企業との協働の取組み

<市民との協働>

- ・大雪時に生じるリスクやとるべき行動について、広報誌やSNS、YouTubeなどにより周知する。
- ・大雪時の不要不急の外出を控えることを呼び掛ける。

<企業と協働>

- ・大雪時の時差出勤や出勤抑制について協力を要請する。

(5) 生活道路の除排雪

近年の市民ニーズの変化や今後想定される除雪従事者の減少への対応のため、生活道路の除排雪に関する各種取組を進めている。

① パートナーシップ排雪の断面選択制の導入

【実証実験】 H29～R 3 【運用】 R 4～

従来の標準断面のほかに排雪時に雪を多く残すことで、地域支払額を低減した「抑制断面」を設け、地域の実情に応じて排雪断面を選択できるよう運用を開始している。

○R 6 申請実績

抑制断面 (361,500円/km)	234団体 (割合17%)
標準断面 (516,400円/km)	1,118団体 (割合83%)

※この他、近年の物価高騰等による地域支払額上昇への当面の対応として、令和4年度より地域支払額の据え置きを実施

② 生活道路除排雪の在り方検討【検討段階】 R 5～

パートナーシップ排雪などの排雪支援制度を利用する地域の費用負担感や不公平感への対応のほか、将来的に見込まれている除雪従事者の担い手不足、昨今の在宅介護サービスや宅配などの普及による生活道路の冬季道路環境に対する市民ニーズの変化を受け、除排雪方法の見直しなどに向けた検討を進めている。

○取組項目

- 1) 各区連合町内会長等との意見交換 (R 5)
- 2) 持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会 (R 6)
- 3) 札幌市雪対策審議会 (R 7～)

常設の附属機関として、札幌市雪対策審議会(事務局：まちづくり政策局)を設置し、雪対策全体の在り方検討を開始。

除排雪手法小委員会(事務局：建設局土木部雪対策室)などを設置し、生活道路除排雪の在り方もテーマの一つとして議論や検討を進めている。

- 4) 生活道路除排雪の試験施工 (R 5～)

パートナーシップ排雪などの排雪支援制度によらず、全ての生活道路を行政で排雪する場合に必要な除排雪体制や期間、事業費などの検証を行う。

また、作業効率を重視した除排雪手法のほか、ザクザク路面の軽減など、シーズンを通した冬季道路環境の確保に向けた検討を行う。

R 5 試験施工：9区10地域 (約28km)

R 6 試験施工：3区4地域 (約24km)

R 7 試験施工：2区全域 (約570km)

	対象地域	延長
厚別区	全域	約240km
清田区	全域	約330km
2区		約570km

※令和7年度試験施工は大雪のため中止

○今後の検討スケジュール（予定）

令和8年度

- ・パートナーシップ排雪制度等も含む、生活道路除排雪の在り方の方向性を整理
※令和8年度もパートナーシップ排雪などの排雪支援制度を継続しながら検討

令和9年度以降

- ・令和8年度の方角性を踏まえて、今後の生活道路の除排雪手法を決定
※除排雪手法を見直す場合は、地域や除雪事業者の準備・調整等に期間を要する

視点2 除排雪作業の効率化・省力化

(1) 除雪機械の1人乗り化

今後予想される除雪従事者の高齢化などに伴う除雪オペレーター不足への対応として、1人乗りでの作業を可能とした除雪機械を導入することで、限られた人員でも安全に作業が行える体制を確保することを目的に令和2年度より本格運用している。

検証段階	1人乗り化への確認事項
ステップ1 (2名乗車)	・助手を同乗させながら、オペレーターが安全補助装置の有効性を確認
ステップ2 (1名乗車)	・1名で作業が可能か、ステップ1を経験したオペレーター及びマルチJ Vが確認 ・オペレーターが1名作業の課題を確認
ステップ3 (1名乗車)	・ステップ2を経験したオペレーターが1名での作業に対して、安全面で問題がなければ継続

【市保有車】

- 1) 1人乗り除雪グレーダの導入（R7時点導入台数：96台）
 安全補助装置が搭載された1名乗車型除雪グレーダを導入
- 2) 2名乗車型の機械への安全補助装置の設置（R7時点設置済み台数：99台）
 現在使用中の2名乗車型の除雪機械に、カメラやセンサーなどの安全補助装置を設置し1名での作業を可能とする。

【業者保有車】

除雪機械の1人乗り化取組は、安全面を十分考慮して進める必要があるため、市保有車から先行し上表のように段階的に進めてきた。R5年度からは業者保有車も対象とした取組を行っている。

- 1) 1人乗り除雪グレーダの導入（R6年度末時点導入台数：11台）
- 2) 2人乗車型の機械への安全補助装置の設置（R6年度末時点設置済み台数：5台）

(2) 雪堆積場等選定システムの構築

札幌市における排雪作業の効率化を目的として、各排雪現場の排雪量や雪堆積場等までの運搬距離などのデータをもとに、数多くの搬入パターンをシミュレーションできるシステムを開発した。各排雪現場から最適な雪堆積場等を選定することで全市的な運搬距離を縮減し、ダンプトラックの運行や雪堆積場等の運用を効率化する。

(3) 雪堆積場の確保

雪堆積場の過年度最大搬入量である令和3年度の搬入量実績に、フェーズ1の排雪強化分の130万 m^3 を加えた2,673万 m^3 を全体必要量とする。

令和7年度は81箇所、最大搬入可能量2,679万 m^3 を確保する。

○内訳

- ・一般受入（民間車両受入可） R7：31箇所
- ・公共専用 R7：50箇所

○開設時期（一般受入）

- ・12月1日開設 5箇所（このうち1箇所は週休日のため12月2日開設）
- ・12月10日開設 2箇所
- ・12月20日開設 13箇所（このうち2箇所は週休日のため12月21日開設）
- ・1月10日開設 11箇所

○過去の搬入量実績

- ・R6 :1,457.7万 m^3 （公共 782.4万 m^3 民間 675.3万 m^3 ）
- ・10年平均（H27～R6） :1,704.3万 m^3 （公共 934.1万 m^3 民間 770.2万 m^3 ）
- ・R3（過去最大） :2,543.4万 m^3 （公共1,396.7万 m^3 民間 1,146.7万 m^3 ）

(4) 雪堆積場の運用見直し

雪堆積場等へ搬入する公共排雪車両の計数作業に係る人員の省力化や集計作業の効率化を目的に、RFタグを活用した搬入車両を自動で集計するシステムを本格運用する。（雪堆積場等車両集計システム）

		R4	R5	R6
雪堆積場	室内型	—	27	30
	屋外型	14	1	—
融雪施設	室内型	—	1	2
	屋外型	7	—	—
合計		21	29 (50)	32 (82)

(5) 一般排雪車両の画像解析

雪堆積場へ雪を搬入する一般排雪車両の台数は、大規模な雪堆積場ではレーザーセンサーで車両に積載された雪の体積を測定することで計測し、測定した体積により4区分

に分類し、区分ごとの台数に応じて雪堆積場管理業務の費用精算を行っている。現行のレーザーセンサーは導入から20年以上経過しており、老朽化による故障や主要機器の生産終了という面から、今後も安定的に運用するため、ICT技術を活用した新たな一般排雪車両の台数計測手法の開発を進めている。

年度	事業内容
R 7	システム開発 実証実験3地区
R 8	実証実験の検証 システム改良 実証実験5地区（予定）
R 9	実証実験の検証 システム改良 本格運用

(6) 新たな融雪施設の整備

ダンプトラックの運搬距離の縮減や必要台数の低減など、持続可能な雪対策に資する施設として、東部水再生プラザの処理水を利用した融雪槽の整備を進める。

また、下水道管を流れる未処理下水を利用した地域密着型雪処理施設の整備の検討を引き続き行う。

年度	東部融雪槽
R 4	基本検討・基本設計
R 5	実施設計
R 6	工事発注に向けた調整
R 7	整備工事
R 8	整備工事・運用開始

(7) 冬期の公共用地を活用した雪置き場

雪堆積場の郊外化が進んでいることを受け、地域内の雪はなるべく地域内で処理することを目的に、関係機関や他部局と連携し、公園や雨水貯留池などの約1,700箇所を雪置き場とし活用する。

【R 6実績】

- ・公園 : 1,609箇所（町内会との覚書締結箇所）
- ・学校グラウンド : 7箇所
- ・雨水貯水池 : 34箇所
- ・管財部等の他部局所管用地 : 30箇所
- ・他機関所管用地 : 15箇所

視点3 除排雪体制の維持・安定化

(1) 除雪機械オペレーターの運転免許取得助成

道路維持除雪業務又は民間型雪堆積場管理業務に携わる者が、大型特殊自動車運転免許を取得する際に、その取得費用の2分の1に相当する金額（上限4万円）を助成する。

平成27年度より事業を開始し、平成29年度には一次下請け業者に勤務する従業員も補助を受けられるよう助成対象を拡大した。

これまでに計231件（令和7年9月末時点）の助成を実施している。

<補助件数実績>

H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7※
9	12	28	21	13	16	27	41	19	30	15

※令和7年9月末時点における申請数

(2) 除雪機械オペレーターの育成

除雪技術の継承のほか若手オペレーター及び新規オペレーターの育成を目的に、機械の操作技術や基礎知識など習得するため、以下の講習会を行う。

○1人乗り除雪グレーダを活用した冬期除雪業務へ向けた実技講習会

- ・開催日：令和7年6月7日（土）、8月30日（土）
- ・会場：札幌運転免許試験場
- ・参加者数：40名

○札幌市除雪事業協会と連携した除雪機械実技研修会

- ・開催日：令和8年1月下旬
（1月26日に予定していたが、前日の大雪のため中止）
- ・会場：南区土木センター
：手稲区土木センター
- ・参加者数：40名程度

(3) 除雪作業日報作成支援システムの構築

除雪従事者の労働環境を改善するため、主要な除雪車にGPS機器を設置し、取得した位置情報などを活用して、除雪作業日報の作成支援などを行う。

<GPS機器設置除雪車>

- ・800台

<運用済>

- ・除雪機械走行軌跡表示
- ・車両運転日報の電子化

<今後運用予定>

- ・除雪作業日報作成支援

(4) 労働環境改善に向けた取組

○一般受入雪堆積場における取組

- ・年末年始の閉鎖期間拡大

令和2年度から一部の雪堆積場を除き、年末年始の閉鎖期間を拡大し、令和7年度からは更に拡大する。

年度	閉鎖期間
令和2年度～	12月31日正午から1月3日午後5時（一部開設1月2日、1月3日）
令和7年度～	12月31日9時から1月3日午後5時（一部開設1月3日）

・週休日の導入

民間受入を行っている一般受入雪堆積場従事者の労働環境改善に向け、令和4年度から週休日を導入している。ただし大雪の場合は状況に応じて臨時開設を検討する。

週休日	箇所数	閉鎖時間
日曜日	26箇所	毎週日曜日午前9時～月曜日午前9時
土曜日	4箇所	毎週土曜日午前9時～日曜日午前9時
月曜日	1箇所	毎週月曜日午前9時～火曜日午前9時

○カスタマーハラスメント対策

「札幌市除排雪業務におけるカスタマーハラスメント対策マニュアル」を作成し、各区土木センター及び除雪センターに配布するとともに、カスタマーハラスメント対策を盛り込んだ「苦情要望に係る対応研修」を実施する。

(5) 市貸与除雪機の確保

除排雪体制の維持・安定化に向け、除雪機械の購入を進める。

<R7 購入台数>

車 両	増強	更新
除雪グレーダ		7台
大型ロータリ除雪車	3台	
小型ロータリ除雪車		6台
合計	16台	

<市貸与除雪機械台数の推移>

R3	R4	R5	R6	R7
421台	423台	430台	432台	434台

※R6からR7にかけて、3台増強し1台廃車

視点4 雪対策における市民力の結集

(1) 地域除雪ボランティアへの支援

○除雪用具の貸出

地域、企業、学生による地域除雪ボランティア活動に対して、除雪用具の貸出を行う。 【R 6実績：52団体】

○小型除雪機の貸出

冬期間の交通確保や生活環境の向上を目指すため、自主的に道路除雪を行う町内会等に小型除雪機の貸出しを行う。 【R 6実績：40件】

○小型除雪機の購入補助

自主的に道路除雪を行う町内会等が購入する小型除雪機の購入費用を半額補助する。 【R 6実績：12団体】

○除雪ボランティアのコーディネート

除雪ボランティアを実施したいと考える企業や団体と、除雪ボランティアを求める地域をつなげる取組を進める。 【R 6実績：5団体】

(2) 砂まき活動の推進

○企業名入り砂箱の設置推進

寄贈いただいた企業名の入った、歩行者用砂箱を設置する。 【R 6実績：174基】

○企業や店舗による砂まき活動の推進

コンビニエンスストアや銀行、信金、商店街などの企業・団体にご協力をいただき、店舗前の歩道や交差点への砂まき活動を推進する。 【R 6実績（協力店舗数）：1,529店舗】

(3) ウィンターライフ推進協議会との連携

札幌市も参画しているウィンターライフ推進協議会にご協力をいただき、雪みちでの転倒事故防止に向けた砂まき活動や転ばないコツなどの情報発信や普及啓発を行う。

<ウィンターライフ推進協議会>

■目的

札幌市を拠点とし、積雪寒冷地における冬を安全・安心・快適に過ごすとともに、冬を楽しむための環境づくりを通じて、地域社会へ貢献することを目的としている。

■活動内容

- ・雪みちでの転倒防止活動等に関する普及啓発および調査研究
- ・冬を快適に過ごすための普及啓発および調査研究など

■構成・会員

- ・協議会の目的に賛同する民間企業、法人、団体、個人
- ・北海道大学や北海道医療大学などの有識者
- ・北海道開発局、北海道、札幌市、寒地土木研究所などの行政機関
- ・事務局：一般社団法人北海道開発技術センター

視点5 雪対策に関する広報の充実

(1) 札幌ゆきだるマンプロジェクト

「ゆきだるマン」をメインキャラクターとして、多様な広報ツールを活用し、市民にわかりやすく伝わりやすい広報・啓発活動を行う。

< R 7 取組 >

- ・環境広場さっぽろ2025やミニさっぽろに除雪の仕事に関するブースを出展し、子供たちに雪対策を理解してもらおう。
- ・雪対策に関する広報動画、パンフレットをYouTubeやホームページ等に掲載し広く市民向けに広報を行い、イベントや出前講座を行うことで市民理解を深める。
- ・デジタルサイネージやSNSなど、各種メディアを活用した効果的な広報・啓発を企画・実施する。

(2) 冬の暮らしガイド（広報さっぽろ12月号に綴じ込み）

市の取組や冬のルール、各除雪センターの連絡先などを掲載した「冬の暮らしガイド」を、全戸に配布する。

(3) 市民の冬の暮らしに役立つ情報の発信

○除雪等の出動情報

- ① 市内40地区に分け、生活道路における新雪除雪の出動情報を配信する。

【配信方法】

- ・ホームページ
- ・データ放送（放送局：HTB、NHK、HBC、UHB ※放送開始順）
- ・LINE（札幌市公式アカウント）

- ② 大雪時などに緊急除排雪作業を行う際には、上記配信に加えX（札幌市公式アカウント 旧Twitter）を用いて情報発信

○ホームページによる各種情報の発信

- ・降雪予報をもとに、市内21地区に分けて雪かきの必要度を示す「雪かき指数」
- ・雪対策に関する市民の疑問を解決するQ&A
- ・冬みちを安全・快適に歩くための総合情報サイト「転ばないコツおしえます」※
- ・「つるつる予報」（11月下旬～翌年3月下旬の約4か月間）

※ウインターライフ推進協議会 制作・運営

冬みちでの歩行者の転倒事故を防止することを目的として、地域や観光客の皆様に、転倒防止につながる情報を提供

(4) 冬みち地域連携事業

○雪体験授業の実施

小学校高学年を対象とした除雪に関する体験学習を実施し、除雪への理解を深めてもらう取組を行う。 【R6実績：188校】

○雪体験教室の実施

これまで実施してきた小学校に加え、幼稚園を対象とした除雪に関する体験教室を実施し、雪に親しむ活動や雪国ならではの文化を学ぶ取組を行う。 【R6実績：7園】

○地域との合同パトロール等の実施

除排雪への理解度向上や地域の課題解決、生活道路環境の向上を図るため、地域懇談

会や意見交換会、合同パトロールを実施するほか、ニュースレター等による情報提供を行う。

・地域懇談会、意見交換会、合同パトロール 【R6実績：17町内会】

○雪と暮らすおはなし発表会

子供たちによる「雪」や「冬」に関する作品の募集・展示を行う。 【R6実績（応募数）：205作品】

(5) 一般受入雪堆積場の開設情報の発信

○雪堆積場ガイド

各雪堆積場の開設予定情報などを掲載したパンフレットを毎年11月下旬より以下の場所にて配架する。

【配架場所】

・建設局雪対策室・各区土木部維持管理課（土木センター）・各区市民部総務企画課

○ホームページ

各雪堆積場の受入条件や現在の開設状況などを掲載する。

○YouTube配信

利用者が現在の混雑状況を把握できるよう、以下9箇所において雪堆積場入口付近のリアルタイム動画をYouTubeで配信する。

【配信箇所】

・環状北大橋下流右岸 ・大曲地区 ・盤渓地区 ・上篠路地区
・有明第2地区 ・澄川南地区 ・前田地区 ・石狩新港西地区 ・新琴似8横

2. 5 令和7年度札幌市雪対策審議会について

札幌市においては、人口が一定程度減少し、税収減や担い手不足などの問題は避けられないという状況にある中、将来に渡り、市民サービスを維持・向上させていくため、様々な観点や手法により、持続可能な都市の在り方について、検討を進めている。

その中でも特に市民生活や経済活動を支える雪対策は、幅広い分野での視点を取り入れながら、継続的に検討・検証を行うことが必要であることから、雪との共生に向けた取り組みなど本市の雪対策に関する事項を審議の対象とする常設の審議会を新たに設置することとした。

<札幌市雪対策審議会・除排雪手法小委員会・予算規模小委員会 第1回実施概要>

(1) 札幌市雪対策審議会（委員12名、事務局 まちづくり政策局）

- ・開催日：令和7年7月2日（水） 10：00～12：00
- ・説明内容：1. 札幌市が置かれた状況
- 2. 札幌市の雪対策
- 3. 札幌市の除排雪作業
- 4. 雪対策の課題

5. 生活道路の取組

・委員からの主な意見

- 制約条件がある中で、除排雪の効能を踏まえ最適解を見つけることが必要
- 長いスパンで考えると、新しい技術を活用することも重要
- 将来に向けて札幌市が投資をしていくという観点はすごく必要
- 生活道路は、冬でも通行の確保を守りながら、市民としてもある程度我慢するという観点も含め、在り方を考えていく必要がある。
- 雪が降ったら交通機関の運休や学校の休校など、まち全体が外出をやめようというモードになれば効率よく除雪も進むのではないか
- 観光除雪税のような形で宿泊税に上乘せし、市民の負担を減らしていく
- どうやってお金をつくっていくかも工夫していったほうがいい
- 将来の税収減について改めての推計が必要ではないのか
- 今後は、どうやって雪と共生していくかも考えていかななくてはならない
- 雪は除けなければならないものだが、反面、都市としての利便さは保ちつつ、生活の一部として取り入れては
- 行政側が市民の安全と安心と生活をいかに持続可能にしていくかに大きな責任があるが、我々市民の役割、できることは何かということを考えることが必要

(2) 除排雪手法小委員会（委員9名 オブザーバー3名 事務局 建設局）

- ・開催日：令和7年8月7日（木） 10：00～12：00
- ・説明内容：1. 第1回札幌市雪対策審議会の概要
- 2. 雪対策の現状と課題
 - ① 雪対策予算
 - ② 除雪事業者・機械
 - ③ 除排雪手法
 - ④ 雪堆積場・雪処理施設
- 3. 生活道路除排雪の在り方検討
- ・委員から主な意見
 - 除雪従事者（体制）について5～10年は現状維持できる見込みだが、20～30年後は見通せない
 - 除雪手法の転換期にあり、市民がどう理解・協力できるかが課題
 - 緊急車両や宅配・介護サービスが滞りなく行けることを市民に示す必要
 - 冬道での渋滞や生活道路でのスタックは、物流業界の労働時間増加・遅延に直結
 - まずは人流・物流の「動脈」である幹線道路確保を最重要視
 - 生活道路に入っていけず、妊婦や高齢者を幹線と生活道路の交差点で降ろさざるを得ないこともあり、ザクザク路面对策が重要
 - 緊急車両が通れることを基準に考えるのが現実的
 - 除雪協力・ボランティアの担い手不足も深刻で、地域連携・若者参加の仕組みが不可欠
 - 国道管理においても除雪従事者の担い手不足は深刻

- 直近10年や10～30年程度の課題対応も重要だが、より長期的（50年～100年）ビジョンで、まちづくりと併せた対策を検討していく転換期である
- 敷地内雪処理を導入した再開発事業者に対するインセンティブといった制度設計なども含めて総合的にまちづくりを検討すべき

(3) 予算規模小委員会（委員5名 事務局 財政局）

- ・開催日：令和7年8月21日（木） 10：00～12：00
- ・説明内容：1. 第1回札幌市雪対策審議会（7／2開催）の概要
- 2. 札幌市の財政状況
- 3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - ① 除排雪費用の推移
 - ② 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - ③ ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - ④ 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - ⑤ 財源確保に活用可能な税制度
- ・委員からの主な意見
 - 物価高騰が年率3%で続いており金利も上昇している中で、どのように考えていくかが課題
 - 市民税の超過課税について、市民に除排雪に対する意識醸成の面から、検討の余地はある
 - 除排雪水準を下げることは、経済活動への影響や税収減にもつながるのではないかと
 - 除排雪予算の検討は、市財政全体の中でバランスも考えることが必要
 - 多くの市民は自宅周辺の除排雪状況は見えていても、市全体の除排雪がどのように行われているのかをよく知っていない。そのため行政の情報発信が必要であり、市民一人ひとりの雪との向き合い方に対する理解につながる
 - 長期的には都市構造が変わると思われるため、市街地のコンパクト化を検討していくべきではないかと

<第2回開催>

○雪対策審議会

年内に、第2回審議会を開催し、短期（今後10年程度）・長期（今後10～30年程度）の方向性の議論を行った。

○除排雪手法小委員会・予算規模小委員会

第2回審議会前までに、各小委員会の除排雪手法及び予算規模に関する課題や方向性などを検討し、審議会に報告。

<札幌市雪対策審議会等の詳細 札幌市ホームページ>

審議会の位置づけ、審議会と各小委員会の関係、委員名簿、各会議開催状況など
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/yukitaisakushingikai.html>

2. 6 令和7年度における生活道路排雪の在り方検討

令和7年度 生活道路除排雪の試験施工（大雪のため中止）

- ・生活道路の除排雪作業と幹線道路の運搬除排雪等と工程調査をしながら、面的に区単位まで規模を広げて実施
- ・ザクザク路面の軽減など「シーズンを通した冬季道路環境の確保」や「除排雪作業の効率化」「費用負担や不公平感の解消」などの検証を実施

	対象地域	延長
厚別区	全域	約240km
清田区	全域	約330km
2区		約570km

※試験施工は厚別区・清田区でのみ実施（地域の費用負担なし）
その他の区は例年通りの除排雪作業を実施
※私道など一部対象外あり

試験施工の作業ポイント（シーズンを通した冬季道路環境の確保）

- ・排雪作業の開始時期を1月中旬頃に前倒し作業期間を拡大することで、作業の平準化やピークカットを図る
 - ・排雪作業を前倒した地域などでは、降雪や道路状況等により、作業回数は1回に限らない場合も想定※
 - ・降雪状況などに応じて、作業の優先順位を臨機に変更して対応
 - ・排雪作業により、除雪作業時の雪置き場を確保し、路面整正と組み合わせその後のザクザク路面を軽減
- ※1 排雪幅は、道路幅の6～7割程度を目安に作業
※2 路面の雪は、厚さ10cm程度を目安に作業

試験施工の作業のポイント（除排雪作業の効率化）

パートナーシップ排雪制度

- ・町内会などの申請団体毎に排雪作業を実施
- ・申請の無い地域は対象外

作業上の課題

- ・作業が早く進んだり、キャンセルが発生しても、他の申請団体に移れず、非効率となる場合がある

試験施工

<ul style="list-style-type: none"> ・降雪や道路状況などに応じて道路毎に排雪作業を実施 ・申請は不要で全域が対象 <p><u>想定効果・ねらい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の余り時間を減らして効率化

令和7年度 生活道路除排雪の試験施工のまとめ

	通常地域（8区）	試験施工地域（厚別区・清田区）
除雪出動基準	10cmを超える降雪など（かき分け）	10cmを超える降雪など（かき分け）
除雪方法	パートナーシップ排雪制度等	公共での排雪
除雪幅（8m道路の場合）	6m程度	道路幅員の6～7割程度を目安
路面の厚さ	10cm程度	10cm程度
地域の費用負担	有り	無し
作業時期	2月上旬～	1月中旬～

今後の検討スケジュール（予定）

<p>令和8年度：パートナーシップ排雪制度等も含む、生活道路除排雪の在り方の方向性を整理</p> <p>※令和8年度もパートナーシップ排雪制度を継続しながら議論・検討</p> <p>令和9年度以降：令和8年度の方角性を踏まえて、生活道路の除排雪手法を決定</p> <p>※除排雪手法を見直す場合は、地域や除雪事業者の準備・調整等に期間が必要</p>
--

2. 7 札幌の雪対策施設（下水道事業に関連するものを除く）

【雪対策施設】雪堆積場

令和6年度の開設箇所

当初 計82箇所（公共専用：51箇所、一般受入：31箇所）

※参考 令和3年度実績（最終）

計86箇所（公共専用：54箇所、一般受入：32箇所）⇒2,543m³の雪を受入れ

一般受入雪堆積場の開設時期

シーズンを通して利用できるよう、郊外の雪堆積場から順に、時期を分けて開設している。

(令和6年度当初)

≫12月1日開設：5箇所（うち2箇所は2日開設）

≫12月10日開設：2箇所

≫12月20日開設：13箇所

≫1月10日開設：11箇所

一般受入雪堆積場については、ホームページや雪堆積場ガイド（土木センターで配布）で案内している。

雪堆積場の郊外化

- ・騒音、振動、冷風による迷惑施設との認識
- ・多くが借地に開設しているため、土地所有者の意向により撤退を余儀なくされる

↓

雪堆積場の確保が困難となり、**郊外化**している。

【雪対策施設】ロードヒーティング

■設置箇所

- ・車道（坂道）、横断歩道橋などに設置

■ロードヒーティング整備の経緯

- ・S63～H8年：スパイクタイヤ使用規制への対応としてロードヒーティング整備。
- ・H10年～ ：維持管理費や改修費の増大を背景に新しい設置は極力行わず、凍結防止剤の散布等で路面管理を実施
- ・H14年～ ：縦断勾配6%以下の区間で停止検討

■ロードヒーティングは万能ではなく、以下の気象条件では効果が表れないこともある

- ・風速：毎秒5m以上の風が吹いているとき
- ・降雪量：毎時3cm以上の降雪量が続いているとき
- ・気温：-7℃以下の気温になっているとき

2. 8 雪対策下水道事業に関連する雪対策施設

雪対策における下水道の役割

【雪対策下水道事業】

札幌市の下水道事業は、雨水排除を主な目的とし、整備が始まり、その後、人口の増加に伴い水質環境の悪化や河川汚濁が進行したため、昭和30年代前半から、汚水処理を含めた下水道の拡張整備が進められた。

さらに、近年では、地球温暖化対策への関心の高まりを受け、資源の有効活用が求められている。

そこで、北国特有の問題である雪対策に寄与するために、下水道の持つ資源・エネルギーの有効活用として、下水道施設を利用し下水の持つ熱エネルギーを活用した雪対策施設の整備を進めており、冬期間の快適な都市生活環境の実現に向けて積極的に取り組んでいる。

<流雪溝>

道路下に設置された流雪溝本体に下水処理水や河川水を送水し、道路上の投雪口から沿線住民が投雪作業を行い、水の流れを利用して雪を流す施設である。また、下水処理水は水温が高いため雪を融かすこともできる。投雪口は、約10m間隔で設置されている。

下水処理水	安春川流雪溝 新琴似流雪溝 創成東流雪溝 新琴似北流雪溝 発寒流雪溝 琴似流雪溝 北郷流雪溝
河川水	藻岩下流雪溝

<融雪管>

合流式下水道の水質改善を目的とする雨水貯留管に、冬期間は下水処理水を送水して融雪管として活用するものである。また、流雪溝へ送水する水源としても利用している。

下水処理水	創成川融雪管 伏古川融雪管
-------	------------------

<融雪槽>

冬期間は利用されていない雨水調整池などにダンプトラックから投雪して融かす施設で、その熱源としては、下水処理水や清掃工場の余熱などが用いられている。

下水処理水	厚別融雪槽
清掃工場の余熱	発寒融雪槽
下水処理水	新川融雪槽
冷暖房プラント熱	都心北融雪槽

<下水道管投雪施設>

既設下水道管きよに投雪口および水深確保用せきなどを設置し、ダンプトラックにより運ばれてきた雪を管きよ内に投入し、未処理下水の持つ熱エネルギーにより融かす施設で

ある。

未処理下水	発寒下水道管投雪施設 八軒下水道管投雪施設
-------	--------------------------

<地域密着型雪処理施設>

地域の雪は地域で処理することを目的として、公園などのオープンスペースに雪を一時たい積し、近接した既設下水道管きよに投雪口を設置して、未処理下水の持つ熱エネルギーにより雪を融かす施設である。

未処理下水	月寒公園 伏古公園北 アクセスサッポロ
-------	---------------------------

創成川水再生プラザの処理水を利用する流雪溝

安春川流雪溝

北区新琴似地区にある安春川流雪溝は、安春川環境整備事業の一環として整備した施設で、北海道で最初の下水道による雪対策施設である。

安春川雨水幹線の沿線道路両側に流雪溝を設置し、創成川水再生プラザから下水処理水を送水して、住民参加の除排雪を行い、地域の人々のコミュニケーションづくりにも役立っている。

新琴似流雪溝

新琴似流雪溝は全線が幹線道路に面し、3連合町内会、13町内会、3商店街と広範な地域にまたがっており、安春川流雪溝と同様、創成川水再生プラザの処理水を利用している。

創成東流雪溝

創成東流雪溝は、東区栄西地区を対象に整備された施設で、この地区は道路幅が狭く、地域住民参加の除排雪が行われることにより、快適で活力あふれる地域社会の形成、冬期交通の安全性の確保に貢献している。

創成東流雪溝の水源は創成川水再生プラザの処理水を送水しますが、創成川融雪管との循環利用をしている。

新琴似北流雪溝

新琴似北流雪溝は、北区新琴似地区新琴似6番通に整備された施設である。この新琴似6番通はバス路線でもありながら道路幅が狭かったため、拡幅工事に合わせ整備し、冬期

間の安全性の確保に貢献している。

新川水再生プラザの処理水を利用する流雪溝

発寒流雪溝

西区発寒地区に整備された発寒流雪溝は、商店街の幹線道路に面し、地元商店街の活性化に役立っている。

また、バス路線でもあるため、交通車両が多く冬期間における交通量および安全性の確保に効果が大きく、地元からも大変好評を得ている。

琴似流雪溝

琴似流雪溝は西区琴似および八軒地区に整備された施設である。3つの商店街にまたがるこの地区は、JRや地下鉄など交通の要所であるとともに、幹線道路で交通量が多く、バス路線でもあるため、冬期交通の安全確保、地元商店街の活性化に貢献している。

豊平川水再生プラザの処理水を利用する流雪溝

北郷流雪溝

北郷流雪溝は白石区北郷地区に整備された施設で、この地区は古くから市街化が進んでおり、設置路線は幹線道路で交通量が多く、また、バス路線でありながら道幅が狭いことなどから、冬期間の交通渋滞の解消、地元商店街の活性化に貢献している。

創成川融雪管

創成川融雪管は、雨天時に合流式下水道から河川に放流される汚濁負荷を削減することを目的とした創成川貯留管を、降雨のない冬期間に下水処理水を送水し、融雪管として活用するものである。

平成9年1月に第1投雪口、平成18年1月に第2投雪口の併用を開始した。

また、創成東流雪溝へ送水する水は、この融雪管に供給した処理水を循環利用している。

伏古川融雪管

伏古川融雪管は、雨天時に合流式下水道から河川に放流される汚濁負荷を削減することを目的とした伏古川貯留管を、降雨のない冬期間に伏古川水再生プラザの下水処理水を送水し、融雪管として活用するものである。

厚別融雪槽

流入水量の時間変動が大きく、水質濃度も高い厚別水再生プラザでは、汚水の流入負荷変動を平均化して、処理水質の向上と安定化を図るための汚水調整池が必要である。

この汚水調整池は、冬期間に流入水量変化が小さくなり、施設の半分に余裕ができることから、厚別水再生プラザの下水処理水を送水し、融雪槽として活用するものである。

発寒融雪槽

土地利用の高度化など、将来の市街化による雨水流出量の増大に対する発寒雨水調整池は、冬期間には流水する雨水がないことから、隣接する発寒清掃工場のゴミ焼却余熱を利用して、融雪槽として活用するものである。

新川融雪槽

汚水処理の集中化に伴い休止となった新川水再生プラザ内の汚泥処理槽を、雨天時に合流式下水道から河川に放流される汚濁負荷を軽減することを目的とした雨水滞水地として位置付け、冬期間は新川水再生プラザの下水処理水を送水し、融雪槽として施設の有効利用を図るものである。

発寒下水道管投雪施設

発寒下水道管投雪施設は、西区と手稲区の境である追分通の中央分離帯に整備された施設で、幹線道路に設置されているため、排雪トラックの交通アクセスにも便利であることが特徴である。

八軒下水道管投雪施設

八軒下水道管投雪施設は、西区の幹線道路に位置しており、排雪トラックの交通アクセスが便利であり、また、投雪口は2か所あり、未処理下水を利用した施設の中でも最も融雪力の高い施設である。

地域密着型雪処理施設

地域密着型雪処理施設は、未処理下水を利用した施設の中でも小規模な施設であり、主に近隣の生活道路の排雪を受け入れている。

平成16年度より整備を進め、現在、3ヶ所供用している。

藻岩下流雪溝

藻岩下流雪溝は、藻岩下発電所で放流された水をポンプで汲み上げ、国道230号線外7路線1,845mの計2,265mの道路を経由している。

都心北融雪槽

都心北融雪槽は、札幌駅北口広場総合整備事業の一環として、地下駐車場や公共地下歩道と併せてつくられ、冷暖房プラントの熱を利用して雪を融かす。これにより、排雪用ダンプトラックの運搬距離が短縮され、運用効率が高まるとともに、都市機能が集中し公共性の非常に高い都心部の冬季交通確保が図られる。

また、夏季は災害時の防火用水槽として活用する。

2. 9 生活道路の緊急排雪の実施について

令和8年1月25日の大雪を受けて、以下のとおり、生活道路の緊急排雪を実施すること

とした。

<令和8年1月25日の気象状況（札幌管区气象台）>

- 降り始めからの24時間降雪量：54cm
1月としては過去最大を記録
- 最深積雪深（1月25日16時）：112cm
4シーズンぶりとなる1m超
- 累計降雪量（1月26日時点）：347cm
令和3年度は259cm、5年平均は210cm

<札幌市の対応>

○札幌市緊急除排雪実施本部

<第1回 令和8年1月25日（日）>

本部長指示事項

- 1点目：人命第一の観点に立って、人命に関わる緊急事態が発生していないか情報収集し、速やかに対処すること。
- 2点目：幹線道路の交通障害の解消と生活道路の通行確保に向け、迅速に除排雪作業を進めること。
- 3点目：今後の排雪作業に向けては、応援体制なども視野に入れ、関係部署と情報共有を密に行い、大きな遅れとならないよう作業を進めること。

<第2回 令和8年1月28日（水）（書面開催）>

本部長指示事項

- 1点目：バスの平常運行及び幹線道路の渋滞解消を最優先とし、今月中の完了を目途に作業を進めること。
- 2点目：大雪時のフェーズ3の対策として、パートナーシップ排雪を中止し、スピードを重視した生活道路の緊急排雪を実施すること。

○札幌市雪害対策本部

開催日：令和8年1月26日（月）

本部長指示事項

- 1点目：災害的な大雪により、通学路やバス路線など、道路が狭くなっている。渋滞の解消と安全確保のため、幹線道路の拡幅や排雪作業を早急に進めること。また、生活道路においても緊急排雪などについて検討し、丁寧さよりも、速やかに市民生活が回復することを優先すること。
- 2点目：更なる除排雪作業の進捗のため、国や道からの応援について要請を行うこと。
- 3点目：不測の事態においても、市民や観光客が困らないよう、備蓄や配備体制について、先手の対応に努めること。
- 4点目：渋滞の解消に向けて車での不要不急の外出を控え、道路への雪出しを控えるよう、広く協力を呼びかけること。

<本部長指示による作業内容>

○バス路線の対応

バスの運行状況改善を最優先に、拡幅や排雪作業を実施

○幹線道路の対応

幹線道路の渋滞解消を目的に、拡幅や排雪作業を実施

○生活道路の対応

幹線道路の対応終了後、順次作業を開始

パートナーシップ排雪を取りやめて、作業スピードを重視した緊急排雪作業を実施

<生活道路の緊急排雪>

- 1 地域内において交通量が多く、幅員の広い路線を優先して作業を実施
- 2 今後の降雪や暖気のザクザクを見据えた雪の置き場所の確保のため、スピード重視で必要最低限の排雪作業を実施
- 3 町内会エリアに関わらず、道路状況を見ながら、順次作業を進める
- 4 パートナーシップ排雪における地域支払額は不要

第3 外部監査の結果

3. 1 外部監査の指摘事項及び意見の基準について

今回の監査結果については、指摘事項及び意見に区分している。指摘事項については、その行為に重大な違法性があるか又は不当性がある場合が該当する。不当性がある場合には、3E（経済性、効率性、有効性）の視点から見て早急に是正すべきものが含まれる。意見に該当するものは、著しく違法や不当なものとははいえないが、その管理の仕方や内容に改善すべき点があるものが該当する。

監査の結果については、下記のように課ごとに記載している。

今回の監査において指摘事項、意見を付された項目を下記表にまとめた。

No	タイトル	対象課	指摘	意見
1	Zoomライセンスの購入について	雪対策室 計画課	0	1
2	健康保険証写しの保管について	同上	1	0
3	札幌市建設機械運転免許取得助成金について	同上	4	2
4	小型除雪機点検整備業務について	同上	3	0
5	ボランティア目的での小型除雪機の利用拡大について	同上	0	1
6	融雪施設設置資金融資あっせん制度の対象拡大について	同上	0	1
7	予算科目等の見直しについて	同上	0	1
8	適切な評価指標の設定と達成状況の検証について	同上	1	0
9	札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務について	同上	0	1
10	冬期道路状況調査業務について	同上	0	1
11	持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の運営について	同上	0	1
12	運転日報について	同上	0	1
13	被服貸与簿について	同上	1	0
14	苦情処理簿の簿冊作成	同上	0	1
15	持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の議事録の簿冊への綴込みについて	同上	0	1
16	庶務関係照会回答の決裁日未記入について	同上	1	0
17	支出負担行為但書（道路除排雪）2次伺についての消費税額の誤記について	同上	1	0
18	除雪ボランティアへのインセンティブ付与について	雪対策室 事業課	0	1
19	豪雪地帯対策特別措置法に基づく対策について	同上	0	1
20	本郷商店街活性化モデル排雪事業について	同上	1	0
21	札幌雪学習プロジェクト運営業務について	同上	0	1
22	除雪機械の売払いについて	同上	0	1

23	除雪要望書について	同上	0	1
24	市民助成トラック制度実施要領について	同上	0	1
25	雪堆積場ガイド印刷業務について	同上	0	1
26	雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務について	同上	0	1
27	雪対策施設車両管理システムの運用について	同上	0	1
28	冬期道路等気象予報業務について	同上	0	1
29	パートナーシップ排雪について	同上	0	1
30	安全補助装置使用適合の確認について	同上	0	1
31	除雪車両の巡回確認について	雪対策室 車両管理事務所	0	1
32	修理費の折衝の記録について	同上	0	1
33	貸与機械現況調書（引渡）について	同上	0	1
34	貸与車両任意保険証券写綴について	同上	1	0
35	単価が5万円未満の備品出納簿への記載について	同上	1	0
36	多数の失格について	土木部工事課	0	1
37	創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務の再委託について	土木部 道路設備課	1	0
38	仕様書記載書類の簿冊への確実な編綴について	同上	1	0
39	道路使用許可証の写しについて	同上	0	1
40	一者応札の固定化について	同上	0	1
41	見積参加者選考調書の簿冊への確実な編綴について	同上	1	0
42	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（行為許可等・モエレ沼公園）について	みどりの推進部 みどりの管理課	1	0
43	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（行為許可等・豊平川緑地）について	同上	1	0
44	公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（公園行為許可等・百合・豊平・平岡・樹芸・稲積）について	同上	1	0
45	従業者の秘密保持について	北区土木部 維持管理課	1	0
46	公文書の管理について	同上	1	0
47	パートナーシップ排雪チェックリストについて	東区土木部 維持管理課	1	0
48	指名見積合せの「無効」について	同上	1	0
49	公文書の管理について	同上	1	0
50	運搬排雪安全管理パトロール結果通知書について	同上	0	1
51	道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について	同上	1	0
52	除雪作業日誌、除雪作業日報への押印等について	同上	1	0
53	パートナーシップ排雪チェックリストの記載について	同上	0	1
54	従業者の秘密保持について	西区土木部 維持管理課	1	0
55	関係法令等確認調書について	同上	1	0

56	公文書の管理について	同上	1	0
57	道路パトロール作業日誌について	同上	1	0
58	道路維持除雪業務の受託者である共同企業体の一部構成員の脱退に伴う手続について	同上	0	1
59	道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について	同上	1	0
60	パートナーシップ排雪チェックリストの記載について	同上	0	1
61	除雪作業日報（歩道除雪）の人員項目の記載について	同上	1	0
合計			34	34

3. 2 雪対策室 計画課

3. 2. 1 Zoomライセンスの購入について

(1) 概要

簿冊名：支出負担行為伺書 大01 道路除雪費<10-51以外> 契約ID：2024081042 執行名称：Zoomライセンスの購入

札幌市では、Zoom Workplace Proライセンスを購入するにあたり、特定随意契約¹の方法により株式会社との間で契約を締結した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、株式会社との間の特定随意契約の方法によることが適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

札幌市では、Zoom Workplace Proライセンス（1年）を契約するのに、特定随意契約の方法により株式会社との間で契約を締結した（契約金額36,300円）。Zoom社と直接契約を行う場合と比較して料金が高いように思われるため、Zoom社に直接支払うことはできないのか質問をしたところ、札幌市からは、「Zoom社と直接契約を行う場合、支払方法がクレジットカードやオンライン決済に限られ、現状札幌市では請求書払いでしか対応できないため、請求書払いが可能な株式会社を通じて支払いを行っています。」との回答であった。

今後、デジタル化の進展に伴い、クレジットカードやオンライン決済への対応が必要と考えられるため、関係他部局とも協議のうえ、請求書払い以外の支払方法の導入について検討することが望ましい。

3. 2. 2 健康保険証写しの保管について

(1) 概要

札幌市では、融雪施設設置資金融資あっせん制度を設けている。これは、間口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽（機）またはロードヒーティングを設置する場合に、金融機関が無利子で融資し（融資限度額300万円）、札幌市が金融機関に利子相当額を補助金として支払う制度である。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、融雪施設設置資金融資あっせん制度の手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

¹ **特定随意契約**：特定の事業者との間で締結する随意契約のことである。「特命随意契約」や「1者随意契約」と呼ばれることもある。競争原理が働かない例外的な契約方法であることから、物品購入等については予定価格が少額（10万円未満）の場合等に限られている（札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第48条）。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

札幌市融雪施設設置資金融資あっせん要綱第8条によれば、融資あっせんを受けようとする者は、融資あっせん申込書（第1号及び第2号様式）により、必要な書類を添えて市長に申し込まなければならないとされている。これを受けて、「融資あっせん申込書（個人）」（第2号様式）では、「金融機関の融資に必要な書類」として、「勤続年数確認証（健康保険証書、在職証明書等）」が挙げられているため、健康保険証の写しが札幌市に提出される場合がある。この場合、札幌市では健康保険証の写しは不要であるため、これを保管せずに金融機関に送付する取扱いとしている。

しかし、「札幌市融雪施設設置資金融資あっせん制度申請書関係綴」という簿冊の中に、健康保険証の写しが綴られている例が確認された。

また、令和2年10月1日より、本人確認等を目的として医療保険の保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）の告知を求めることが禁止されたこと（告知要求制限²）を受けて、札幌市では、下記の留意事項等が通知された。

○契約事務において本人確認等のために被保険者証の提示を求める場合における取扱い上の留意事項等について（通知）（令和6年6月12日札契管第542号）

1 本人確認等のために被保険者証の提示等を求める場合の留意事項について

契約事務の実施上において、本人確認等の目的のために被保険者証の写しの提出を求めることは可能であるが、その際に被保険者等記号・番号等の告知を求めているとの誤解を招くような対応及び説明は慎むとともに、以下の点に留意して事務を行うこと。

- (1) 被保険者証の写しの提出を受ける場合には、あらかじめ相手方に被保険者等記号・番号等（これらの情報を読み取れるQRコードを含む。以下同じ。）にマスキングを施すよう求め、マスキングが施された状態で写しの送付を受けること。
- (2) 被保険者等記号・番号等へのマスキングが施されていない状態で被保険者証の写しが提出された場合は、提出を受けた本市側で、受領した当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すとともに、マスキングを施す前の写しは適切に処分すること。

しかし、上記簿冊内に保管されていた当該健康保険証の写しには、被保険者等記号・番号等のマスキングが施されていないため、上記通知にも違反している。

今後、不要な健康保険証の写しは保管しないこととし、仮に保管する必要がある場合には、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すことを徹底されたい。

² **告知要求制限**：医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、健康保険法等が改正され、被保険者等記号・番号等について、プライバシー保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外でこれらの告知を求めることを禁止する規定が新たに設けられ、令和2年10月1日から施行された（健康保険法第194条の2等）。これを受けて、令和2年10月5日付けで厚生労働省から「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」（保保発第1005第1号・保国発1005第1号・保高発1005第1号）が発出された。同通知では、本人確認等のために健康保険の被保険者証等の提示を求めることは可能であるが、その際には、告知要求制限に抵触しないよう、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すこと等が求められている。

3. 2. 3 札幌市建設機械運転免許取得助成金について

(1) 概要

札幌市では、建設機械運転免許取得助成金（以下「本助成金」という。）を設けている。これは、建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、札幌市の道路維持除雪業務に携わる人材の育成を図るため、大型特殊免許を取得するための教習費用の2分の1（上限4万円）を支給する制度である。本助成金の支給については、「札幌市建設機械運転免許取得助成金交付要綱」（以下「本要綱」という。）に基づいてなされている。

○札幌市建設機械運転免許取得助成金交付要綱（令和6年12月11日一部改定）

(目的)

第1条 この要綱は、建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、本市の道路維持除雪業務に携わる人材の育成を図るため、札幌市建設機械運転免許取得助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運転免許取得者)

第3条 運転免許取得者は、次条に規定する対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者とする。

(対象事業主)

第4条 助成金の交付対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する事業主

ア 申請年度前3年で、特定共同企業体の代表者若しくは構成員として本市発注の道路維持除雪業務を受注した事業所若しくは民活型雪堆積場管理業務を受注した事業所（特定共同企業体として受注した場合は、その代表者又は構成員）の事業主又は当該事業所と統廃合のあった事業所の事業主

イ 申請年度前3年で、上記事業者と下請負人として直接契約を締結（一次下請）し、本市発注の道路維持除雪業務の一部を請負った事業所若しくは民活型雪堆積場管理業務の一部を請負った事業所（特定共同企業体として受注した場合は、その代表者又は構成員）の事業主又は当該事業所と統廃合のあった事業所の事業主

(2) 札幌市税に滞納がない事業主

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない事業主

(4) 労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令を遵守している事業主

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、教習所への入所を申し込む前に、札幌市建設機械運転免許取得助成金交付申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 運転免許取得者の雇用契約書(写し)

(2) 運転免許取得者の在職証明書(様式2)

(3) 事業所の統廃合があった場合は、統廃合の関係性がわかる書類

(4) 施工体系図等、第4条第1号第2号に規定する助成金の交付対象事業主であることがわかる書類

(助成金支給状況の確認)

第13条 第6条に規定する教習に要する費用を負担した者が免許取得対象者である場合にあっては、対象事業主は、助成金受給後30日以内に支給状況報告書（様式6）により、助成金の支給状況を報告するものとする。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、本要綱に基づく本助成金の支給手続きが適正に行われているか、本助成金の支給目的に照らして本助成金の支給対象が適正妥当かについて監査を行った。

（3）監査の結果

① 要綱違反の助成金支給について（事例1）

【指摘事項】

本助成金は、「対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者」（本要綱第3条）が大型特殊免許を取得した場合に、教習に要する費用の2分の1に相当する額（上限4万円）が支給されるものである。

この点について、札幌市では、当該運転免許取得者が代表取締役であるにもかかわらず、本助成金の交付決定をした事例があった。

しかし、本要綱では、運転免許取得者の範囲について、「対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者」（本要綱第3条）と明確に規定されており、代表取締役がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、上記事例では、本要綱に違反した助成金支給決定がなされたものと言わざるを得ず、助成金支給の公平性の観点から問題がある。

② 要綱違反の助成金支給について（事例2）

【指摘事項】

札幌市では、雇用契約書に雇用期間の定めがあるにもかかわらず、本助成金の交付決定をした事例があった。

上記事例では、契約更新の有無について、雇用契約書に「原則として更新する」と記載されていたことから、雇用期間の定めのない者と同様の取扱いをしたとのことであるが、本要綱では、運転免許取得者の範囲について、「対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者」（本要綱第3条）と明確に規定されているため、（たとえ雇用契約書に「原則として更新する」との記載があったとしても）雇用期間の定めがある者がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、上記事例では、本要綱に違反した助成金支給決定がなされたものと言わざるを得ず、助成金支給の公平性の観点から問題がある。

③ 運転免許取得者の対象範囲拡大について

【意見】

上記事例1（代表取締役）及び事例2（雇用期間の定めのある者）は、いずれも本要綱に定める助成金支給の対象範囲を拡大して支給決定を行ったものである。特に上記事例1（代表取締役）では、支給決定の起案において、「人手不足により今後除雪機械の運転を行う必要があり、本助成制度の活用を希望しており」、「本助成制度は『建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、本市の道路維持除雪業務に携わる人材の育成を図る』ことを目的としていることから」支給決定を行うことが適当であるとしており、こうした方向性自体は望ましいものと思料する（なお、念のため付言するが、望ましい方向性であるからといって、要綱違反の助成金支給がなされた点について、助成金支給の公平性の観点から問題があることに変わりはない。）。

上記事例1及び2のように、本要綱に違反する助成金支給が発生してしまったのは、運

転免許取得者の範囲が「対象事業主と締結した雇用契約書に、雇用期間の定めのない者」（本要綱第3条）に限定されているためである。本助成金が、札幌市冬のみちづくりプラン2018（以下「冬みちプラン」という。）の「視点3 除排雪体制の維持・安定化」を図るため、「(1) 経営の安定につながる取組の推進」として「② 除排雪作業に必要な人材の確保」を行うための施策であって（冬みちプラン65頁）、「建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、本市の道路維持除雪業務に携わる人材の育成を図る」という目的（本要綱第1条）が明記されているのであるから、当該施策の目的に照らして、運転免許取得者の範囲を拡大するような本要綱の改正を行うことが望ましい。

④ 札幌市建設機械運転免許取得助成金交付申請書の誓約事項について

【意見】

「札幌市建設機械運転免許取得助成金交付申請書」によれば、「申請に関する誓約」として、札幌市税を滞納していないこと（本要綱第4条第2号）、暴力団員・暴力団関係事業者でないこと（本要綱第4条第3号）が誓約事項として挙げられている。

本要綱第4条の助成金の交付対象となる事業主の要件としては、上記のほか、申請年度前3年における道路維持除雪業務・民活型雪堆積場管理業務の受注事業主・下請事業主（本要綱第4条第1号）、労働関係法令を遵守している事業主（本要綱第4条第4号）が挙げられている。このうち、本要綱第4条第1号については、施行体系図等を提出させることで確認しているが、本要綱第4条第4号については、特段の確認をしていない。

この点について、本助成金の交付に際して労働関係法令の遵守を個別に逐一確認するというのは現実的ではなく、労働関係法令は事業主が誓約せずとも当然に遵守すべきものであるから、本助成金の申請においてこれを誓約事項とすることが必要不可欠であるとまでは思われない。しかしながら、労働関係法令の遵守は、本要綱第4条の対象事業主の要件の1つとされており、事業主における誓約になじむ性質の要件であって、これを誓約事項に追加することに特段の支障があるとは思われないことや、助成金という公的支援を受けようとする事業主が、改めて労働関係法令の遵守の重要性を認識してもらう必要性はあると考えられることからすれば、「札幌市建設機械運転免許取得助成金交付申請書」の「申請に関する誓約」のなかに、本要綱第4条第4号に定める「労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令を遵守していること」を誓約事項として追加するのが望ましい。

⑤ 札幌市建設機械運転免許取得助成金交付要綱の誤字について

【指摘事項】

本要綱第9条第4号は、本助成金の交付申請の添付書類として、「施行体系図等、第4条第1号第2号に規定する助成金の交付対象事業主であることがわかる書類」を提出しなければならないとされている。しかし、本要綱第4条第2号は、「札幌市税に滞納がない事業主」という要件であるから、施行体系図等とは無関係である。そのため、本要綱第9条第4号は、「施行体系図等、第4条第1号に規定する助成金の交付対象事業主であることがわかる書類」に修正すべきである。

⑥ 運転免許取得者への確実な助成金支給について

【指摘事項】

本要綱第13条は、教習に要する費用を負担した者が免許取得対象者である場合にあっては、対象事業主は、助成金受給後30日以内に支給状況報告書（様式6）により、助成金の支給状況を報告するものとされている。これは、運転免許取得者が教習に要する費用を負担した場合、対象事業主を介して、当該運転免許取得者に確実に本助成金が支給されたことを担保する趣旨の規定であると解される。

しかし、「建設業人材確保・育成支援事業」という簿冊の中に、教習所発行の領収書の

宛名が、対象事業主ではなく運転免許取得者個人名である（つまり運転免許取得者個人が教習の費用負担をしたものと思われる。）にもかかわらず、本要綱第13条の支給状況報告書が提出されていないものが散見された。

この点に関して、札幌市からは、「免許取得後のタイミングで、事業者に対し、運転免許取得者が費用負担した場合は支給状況報告書を提出するよう文書で依頼しているが、それに対し会社から提出があったケース以外については、確認できていませんでした。」との回答があった。

運転免許取得者に確実に本助成金が支給されたことを担保するためには、対象事業主からの支給状況報告書が確実に提出されなければならないが、現に支給状況報告書が提出されていない事案が散見される以上、札幌市の現在の確認状況では明らかに不十分である。そのため、例えば、事業主から提出される教習所発行の領収書の宛名を確認することは当然のこととして、運転免許取得結果報告書に費用負担者が誰であるか（対象事業主なのか運転免許取得者なのか）を明記する欄を設けるなどして、費用負担者が誰であるかを確実に把握したうえで、運転免許取得者が費用負担者である場合には、対象事業主に個別に確認・催促するなどして、支給状況報告書が確実に提出されるよう徹底されたい。

3. 2. 4 小型除雪機点検整備業務について

(1) 概要

簿冊名：小型除雪機No.1ほか20台 点検整備業務 契約ID：2024029107 執行名称：小型除雪機No.1ほか20台 点検整備業務
--

簿冊名：小型除雪機No.21ほか20台 点検整備業務 契約ID：2024029112 執行名称：小型除雪機No.21ほか20台 点検整備業務
--

札幌市では、平成27年度から小型除雪機貸出制度を実施している。これは、自主的に地域の除雪を行う町内会等に対し小型除雪機を貸し出すことにより、冬期間の交通確保や生活環境の向上を目指すものである。小型除雪機貸出制度を進めていくにあたっては、札幌市が保有する42台の小型除雪機を定期的に点検し、故障予防や機械の更新コスト低減を図っていく必要がある。そのため、札幌市では、合計42台の小型除雪機を21台ずつ分割して、小型除雪機の点検整備業務を指名見積合せ³の方法により業務委託している。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、指名見積合せの方法による契約手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

① 予定価格の誤記について（その1）

【指摘事項】

³ **指名見積合せ**：随意契約（地方公共団体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する方式）の一種であり、指名した複数の者（原則3者以上）から見積書を徴する見積合せのことをいう。見積りを依頼する相手を指名せず、案件を公開して見積参加者を募る場合を、公開見積合せという。

「小型除雪機No.1ほか20台 点検整備業務」について、参考見積⁴提出業者3社の平均価格は、737,500円（消費税抜）であったため、消費税を加算した予定価格⁵は811,250円となるはずである。しかし、「二次伺（役務）／（リース契約）」の起案には、予定価格として768,000円と誤った記載がなされている。正確な事務処理を励行されたい。

② 予定価格の誤記について（その2）

【指摘事項】

「小型除雪機No.21ほか20台 点検整備業務」について、参考見積提出業者3社の平均価格は、699,000円（消費税抜）であったため、消費税を加算した予定価格は768,900円（うち消費税は69,900円）となるはずである。しかし、「小型除雪機点検整備業務の発注について」の起案には、支出予定額の総委託費として766,900円、消費税等相当額として67,900円と誤った記載がなされている。正確な事務処理を励行されたい。

③ 分割発注について

【指摘事項】

- 札幌市契約規則（平成4年3月24日規則第9号）
（随意契約によることができる場合の予定価格の額）
第19条 施行令第167条の2第1項第1号（中央卸売市場事業又は下水道事業に係る契約にあっては、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第1号）の規定により随意契約によることができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を超えない額とする。
- (1) 工事又は製造の請負 250万円
 - (2) 財産の買入れ 160万円（物品の買入れにあっては、市長が別に定める額）
 - (3) 物件の借入れ 80万円
 - (4) 財産の売払い 50万円
 - (5) 物件の貸付け 30万円
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
- 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（令和7年2月26日一部改正）
（役務契約で一般競争入札による場合の予定価格の額）
第84条 役務契約で予定価格が100万円を超える場合は、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定の一に該当する場合は、この限りでない。
- （役務契約の指名見積合せ）
第90条 予定価格が100万円以下の場合は、指名見積合せの方法によることができる。

⁴ **参考見積**： 予定価格を決定するための参考として、事前に業者から徴収する見積をいう。

⁵ **予定価格**： 一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない見込価格をいう（消費税及び地方消費税を含む）。競争入札において、契約の相手方を決定するにあたっては、原則として予定価格の制限の範囲内の価格の入札者でなければならない（予定価格の上限拘束性）（会計法第29条の6、地方自治法第234条第3項等）。なお、随意契約における予定価格の決定は、一般競争入札の例によるものとされている（札幌市契約規則第20条、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第22条）。

小型除雪機点検整備業務は、上記のとおり札幌市が保有する小型除雪機合計42台を21台ずつ分割して発注を行っているが、その理由について質問をしたところ、札幌市からは、「42台を一括で点検整備できる業者がない（工場・倉庫の容量の問題等）ため、分割して発注しております。」との回答があった。

しかし、「小型除雪機No.1ほか20台 点検整備業務」と「小型除雪機No.21ほか20台 点検整備業務」は、いずれも指名見積合せによる契約方法を採用しているところ、札幌市が指名した業者各3社のうち2社は同一である。しかも、見積合せの日も同一であって、委託期間の終期も令和6年11月15日（金）までと同一であるから、（仮に同一業者が受託したとしても）契約期間をずらすことによって工場・倉庫の容量の問題等を生じないようにする、といった配慮もしていないことが分かる。そのため、札幌市の上記回答は、指名業者の重複や契約内容といった客観的状況と矛盾していると言わざるを得ない。

本件の予定価格は（上記指摘事項を前提とすると）、「小型除雪機No.1ほか20台 点検整備業務」が811,250円、「小型除雪機No.21ほか20台 点検整備業務」が768,900円で、合計1,580,150円となることから、一括発注をした場合には原則として一般競争入札⁶の手続きによる必要があるところ（札幌市契約規則第19条第6号、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第84条）、札幌市の上記回答に理由がないことからすれば、煩雑な一般競争入札を避けるために、分割発注をすることで簡易な指名見積合せを行ったとの疑いが払拭できない。

したがって、21台ずつに分けて分割発注を行う理由がないのであれば、42台を一括発注して、原則どおり一般競争入札の手続きを行うべきである。

3. 2. 5 ボランティア目的での小型除雪機の利用拡大について

(1) 概要

札幌市では、ボランティア目的での小型除雪機の利用については、小型除雪機貸出制度と小型除雪機購入補助制度の2種類の制度を用意している。小型除雪機貸出制度は、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機を無償で貸出しする制度である。小型除雪機購入補助制度は、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入金額の2分の1以内（上限50万円）を補助金として交付する制度である。いずれの制度も、「視点4 雪対策における市民力の結集」を図るため、「(1) 市民と行政との協働の推進」及び「(2) 除雪ボランティア活動の取組強化」を行うための施策である（冬みちプラン70～72頁）。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、冬みちプランに掲げられた目的を達成するため、小型除雪機貸出制度及び小型除雪機購入補助制度の有効性があるか否かについて監査

⁶ **一般競争入札**：公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法をいう。私人間の契約とは異なり、地方公共団体の契約は公金の支出を伴うことから、経済性（価格の有利性）、公正性（機会均等）、透明性を確保するため、原則として一般競争入札によることが求められる（地方自治法第234条）。一方で、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式を、指名競争入札という。これは、事業遂行能力などの観点から一定の規模や能力を有する事業者⁶に契約の相手方を限定して選択する必要がある場合に用いられる。

を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

○小型除雪機貸出制度実施要領（平成27年12月1日建設局長決裁）

（目的）

第1条 この要領は、自主的に地域の除雪を行う者に小型除雪機の貸出を行うことにより、市民参加による雪対策の推進を図ることを目的とする。

（貸出の対象）

第2条 小型除雪機の貸出を受けることができる者は、町内会、又は除雪ボランティアを行う団体（以下「町内会等」という。）とする。

2 除雪ボランティアを行うために新たに任意団体を設置する場合は、団体の規約及び名簿を定めるほか、作業予定箇所沿線の半数以上の地権者から同意書を得ること。

○札幌市除雪機械購入補助金交付規則（昭和42年12月9日規則第63号）

（目的）

第1条 この規則は、自発的に除雪機械を購入し、除雪を実施する団体に対し、補助金を交付することを目的とする。

○札幌市除雪機械購入補助金交付規則の取扱基準（昭和44年1月13日土木部長決裁、令和4年8月25日改正）

1 規則第1条中における「団体」の要件は、次に定めるものとする。

(1) 町内会又は除雪ボランティアを行う団体であること。

(2) 除雪ボランティアを行う団体は、原則として同じ地域内に住所を有する3世帯以上の住民により構成されるものであること。

(3) 除雪ボランティアを行うために新たに任意団体を設置する場合は、団体の規約及び名簿を定めるほか、作業予定箇所沿線の半数以上の地権者から同意書を得ること。

(4) 過去にこの補助金の交付を受けた実績のある団体が、新たに除雪機械を購入するため再度申請する場合は、前回の補助を受けた年度から起算して6年度以上が経過していること。

小型除雪機貸出制度は、自主的に地域の除雪を行う者に小型除雪機の貸出を行うことにより、市民参加による雪対策の推進を図ることを目的とした制度であり（小型除雪機貸出制度実施要領第1条）、貸出の対象となるのは、町内会又は除雪ボランティアを行う「団体」に限られている（同要領第2条第1項）。

小型除雪機購入補助制度は、自発的に除雪機械を購入し、除雪を実施する団体に対し、補助金を交付することを目的とした制度であり（札幌市除雪機械購入補助金交付規則第1条）、補助金の交付対象となるのは町内会又は除雪ボランティアを行う「団体」に限られている（札幌市除雪機械購入補助金交付規則の取扱基準第1項）。

そのため、現状の制度では、「個人」がボランティア目的で小型除雪機を利用しようとする場合は、上記2つの制度の対象外となっている。

また、「企業」がボランティア目的で小型除雪機を利用しようとする場合は、上記「団体」に含まれるか否かが判然としない。札幌市のホームページによれば、小型除雪機貸出制度については、貸出対象として「企業等」が例示されているが、小型除雪機購入補助制度については、「個人及び企業への補助は行っておりません」との記載があり、統一されていない。

【小型除雪機貸出制度】

3.貸出対象

- ・町内会
 - ・除雪ボランティアを行う団体（NPO、ボランティア団体、地域組織、企業等）
- ※個人への貸出しは行っていません。
- ※「令和7年度除雪機械購入補助制度」との重複利用はできません。

【小型除雪機購入補助制度】

1.補助制度の対象となる団体

- ・町内会
 - ・除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織など）
- ※個人及び企業への補助は行っていません。
- ※「令和7年度小型除雪機貸出制度」（令和7年9月募集）との重複利用はできません。

（札幌市ホームページより抜粋）

この点、雪対策における市民力を結集し、除雪ボランティア活動の取組強化を推進するという目的を達成するためには（冬みちプラン72頁）、必ずしも「団体」にその対象を限定する必要性は乏しいと思われる。

したがって、上記2つの制度については、「個人」および「企業」がボランティア目的で小型除雪機を利用しようとする場合にも、その対象に含めることを検討すべきである。なお、現状においても「企業」が上記2つの制度の対象に含まれているのであれば、そのことを上記規程に明記すべきである。

3. 2. 6 融雪施設設置資金融資あっせん制度の対象拡大について

（1）概要

札幌市では、融雪施設設置資金融資あっせん制度を設けている。これは、間口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽（機）またはロードヒーティングを設置する場合に、金融機関が無利子で融資し（融資限度額300万円）、札幌市が金融機関に利子相当額を補助金として支払う制度である。「視点4 雪対策における市民力の結集」を図るため、「(1) 市民と行政との協働の推進」として「間口の雪処理への支援」を行うための施策である（冬みちプラン70頁）。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、冬みちプランに掲げられた目的を達成するため、融雪施設設置資金融資あっせん制度の有効性があるか否かについて監査を行った。

（3）監査の結果

【意見】

○札幌市融雪施設設置資金融資あっせん要綱

（目的）

第1条 この要綱は、冬期間における生活環境の向上を支援するため、融雪施設を敷地内に設

置し、敷地内及び玄関前、事務所前、店先等の雪を処理する市民、法人に対して、その設置に要する資金（以下「設置費」という。）の融資あっせんに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 融雪施設 地下に埋設した槽に投入された雪を熱源により融雪する装置（以下「融雪槽」という。）及びガス、灯油、電気等を熱源とし、パイプや電気発熱体を地中に埋設するなど固定式のもの（以下「ロードヒーティング」という。）をいう。
- (3) 設置費 融雪施設を設置し機能するために必要な経費をいい、本体価格、工事、柵設置に要する経費をいう。

（融資の対象）

第5条 融資の対象となる融雪施設は、宅地内及び敷地内に設置するものをいい、且つ、次の各号のいずれにも該当し、原則として当該年度の12 月末までに設置を完了できるものとする。

- (1) 地下埋設型の融雪槽、融雪機または、ロードヒーティング（移動可能なものは除く）であること。
- (2) 宅地内または敷地内のロードヒーティングと併せて歩道部分も同時に工事する場合は、宅地内または敷地内のみの部分を融資対象とする。
- (3) 宅地内または敷地内のロードヒーティングと併せて歩道部分も同時に工事する場合は、その設置費の宅地内または敷地内部分と歩道部分の面積按分により算出した額を融資額とする（1万円未満は切捨てる）。

融雪施設設置資金融資あっせん制度は、冬期間における生活環境の向上を支援するため、融雪施設を敷地内に設置し、敷地内及び玄関前、事務所前、店先等の雪を処理する市民、法人に対して、その設置に要する資金の融資あっせんを行うものである（札幌市融雪施設設置資金融資あっせん要綱第1条）。融資の対象となるのは、「融雪施設」（融雪槽・融雪機・ロードヒーティング）の設置資金に限られている（同要綱第2条第2号、第5条）。

そのため、現状の制度では、「除雪機」を購入しようとする場合は対象外となっている。

この点、札幌市からは、融雪施設（融雪槽・融雪機・ロードヒーティング）は、新雪除雪等で間口に堆積した雪を敷地内に運び込み、融かして処理するのに対して、除雪機は間口に堆積した雪を路肩の雪山に積上げる場合が多く、両者は市の運搬排雪量削減への寄与という意味で性質が異なるという説明がなされている。

一方で、雪対策における市民力を結集し、市民が担うべき間口の雪処理への支援を行い（冬みちプラン70頁）、冬期間における生活環境の向上を支援するという目的（札幌市融雪施設設置資金融資あっせん要綱第1条）からすれば、融雪施設の設置のみならず、さらに進んで、除雪機の購入による間口の雪処理のための支援が検討されてもよいのではないかと思料する。

したがって、上記の制度については、「融雪施設」の設置資金のみならず、「除雪機」の購入費用についてもその対象に含めることを検討すべきである。なお、ボランティア目的がある場合には、前述のとおり小型除雪機購入補助制度の対象に含めることを検討すべきであるところ、補助金の支給対象となるのは購入費の2分の1以内（上限50万円）であるから、購入費のうち支給対象とならない範囲については、融資あっせん制度との重複利用を認めることも含めた検討を行うことが望ましい。

3. 2. 7 予算科目等の見直しについて

(1) 概要

札幌市における雪対策に係る事業は、以下のとおりである。

() 内は前年度予算額を示す 単位：千円

<建設局>部・事業名	令和6年度予算	内容等
道路除雪費	22,383,043	(22,003,910)
道路除雪費	18,918,771	車道除雪 5,461km 歩道除雪 3,048km 運搬排雪 1,672km パートナーシップ排雪 2,669km 凍結路面对策 736km バス路線排雪強化、大雪時の運搬排雪の前倒しと強化等
雪堆積場管理費	3,464,272	雪堆積場管理 80か所
除雪事業一般管理費	16,282	(15,518)
除雪事業一般管理費	16,282	
雪対策推進費	2,091,968	(1,664,024)
雪対策施設整備費	921,090	老朽化したロードヒーティング・雪対策施設の改修等 改修路線 10路線
持続可能な雪対策推進費	1,170,878	除雪車両の更新等16台、ICT活用等による作業の効率化や省力化、市民・企業との協働の取組、宅地内の融雪施設設置資金の融資等
雪対策施設等維持管理費	3,072,501	(2,732,892)
ロードヒーティング維持管理費	1,643,472	管理箇所 539か所
雪対策施設維持管理費	787,917	流雪溝 8施設、融雪施設 11施設
冬季道路情報システム運営費	91,305	
降雪情報システム運営費	101,949	マルチセンサー維持管理等
除雪機械等維持管理費	447,858	除雪機械 424台

(令和6年度局別施策の概要より抜粋)

上記事業のうち、「雪対策施設整備費」及び「持続可能な雪対策推進費」の詳細は、以

下のとおりである。

事業名称	雪対策施設整備費
目的（何のために、何をするか、取組内容含め記載）	持続可能な雪対策を推進するため、ロードヒーティングや雪処理施設といった雪対策施設の適切な改修を行うとともに、新たな融雪施設の整備を行う。
取組内容（対象者（どこ・何・誰）に対して何をするか詳細に記載）	現在、札幌市が管理する541か所のロードヒーティングと18か所の雪処理施設の大規模改修を進めるほか、新たな融雪施設の整備を行う。
事業の必要性と効果（誰に対するどのような効果か、定量的に）	積雪寒冷地である札幌市において、ロードヒーティングや雪処理施設を適切に維持管理することは、冬期間における安全で円滑な道路環境を確保し、快適な市民生活と都市機能を維持するために必要である。
行政評価指標の今年度実績（見込み）、枠内枠外内訳、その他特記事項	<p>活動指標1 ロードヒーティングの改修路線数 R4実績8路線、R5実績（見込）11路線、R6目標13路線</p> <p>活動指標2 雪対策施設の改修箇所数 R4実績2箇所、R5実績（見込）4箇所、R6目標5箇所</p> <p>成果指標1 雪害により24時間以上通行止めとなった幹線道路延長 R4実績0km、R5実績（見込）0km、R6目標0km</p>

事業名称	持続可能な雪対策推進費
目的（何のために、何をするか、取組内容含め記載）	雪対策を取り巻く環境は、生産年齢人口の減少が加速する中、担い手である建設業においても従事者の確保が難しくなっており、その確保や育成が喫緊の課題となっている。将来的に想定される除雪従事者の減少に対応するため、除排雪作業の効率化・省力化や担い手確保の取組などを継続していく。
取組内容（対象者（どこ・何・誰）に対して何をするか詳細に記載）	<p>①ICTを活用した作業の効率化・省力化等</p> <p>②その他除排雪作業の効率化・省力化の取組等</p> <p>③広報・啓発</p> <p>④雪体験授業等</p> <p>⑤融雪施設設置資金融資あっせん制度</p> <p>⑥除雪機械整備</p>
事業の必要性と効果（誰に対するどのような効果か、定量的に）	除雪従事者の高齢化等に伴う除雪オペレーター不足等に対応するべく、限られた人員でも安全に作業が行える体制を確保し、持続可能な除排雪体制を目指す。
行政評価指標の今年度実績（見込）	<p>活動指標1 除雪事業者への研修会等の実施 R4実績3回、R5目標3回→見込3回、R6目標3回</p>

み)、枠内枠外内訳、その他特記事項	成果指標1 1人乗りが可能な除雪機械台数 R4実績175台、R5目標218台→見込218台、R6目標261台
-------------------	---

(令和6年度予算要求事業調書より抜粋)

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、札幌市における雪対策に関係する事業について、適切な予算科目等の設定に基づき、適切な目的、事業の必要性と効果、行政評価指標の設定がなされているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

予算科目等の「雪対策関係費」(大)のうち、「雪対策推進費」(中)は、「雪対策施設整備費」(小)と「持続可能な雪対策推進費」(小)に分かれている。

「雪対策施設整備費」には、大別すると、①ロードヒーティングの改修、②雪処理施設の改修、③新たな融雪施設の整備という3つの事業が含まれているが、性質の異なる事業が混在していると言わざるを得ない。

また、「持続可能な雪対策推進費」には、大別すると、①ICTを活用した作業の効率化・省力化等、②その他除排雪作業の効率化・省力化の取組等、③広報・啓発、④雪体験授業等、⑤融雪施設設置資金融資あっせん制度、⑥除雪機械整備という6つの事業が含まれているが、性質の異なる事業が混在していると言わざるを得ない(上記「雪対策施設整備費」よりもさらに顕著である)。

このように、一事業としての統一感が乏しいにもかかわらず、「雪対策施設整備費」や「持続可能な雪対策推進費」という一つの事業で無理に括ってしまうことで、事業の必要性と効果があいまいとなり、適切な評価指標の設定も困難となっているように思われる。

そのため、性質の異なる事業については、一つの事業として独立させたいうえで、当該事業ごとに必要性と効果を検証し、適切な評価指標を設定するのが望ましい。

3. 2. 8 適切な評価指標の設定と達成状況の検証について

(1) 概要

冬みちプラン及び札幌市冬みちプラン2018実行プログラム(2023~2027)では、106の取組内容が掲げられている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、冬みちプラン及び札幌市冬みちプラン2018実行プログラム(2023~2027)に掲げられた取組内容について、適切な評価指標の設定とその達成状況の検証がなされているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

冬みちプラン及び札幌市冬みちプラン2018実行プログラム(2023~2027)に掲載された106の取組について、効果測定の評価とその達成状況について質問したところ、札幌市からは、「次期基本計画策定(2027年を予定)の際、現プランの各取組の振り返りや評価を行うことから、達成状況の評価等については現状ございません。」との回答を得た。

確かに、気象状況に左右される事業については指標の設定自体になじまなかったり、積

雪寒冷地特有の事業については他都市との単純比較が難しいといった事情は理解できるところではある。

しかし、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023によれば、財政運営の取組内容として、下記の「適切な目標設定・事業評価を通じた『事業見直しサイクル』の確立」を挙げている。

2 適切な目標設定・事業評価を通じた「事業見直しサイクル」の確立	
事業化に際しては、適切な成果目標を立てた上で、事業による活動結果と、それによる事業の成果を定量的かつ論理的に結びつけた事業評価の枠組みを設定します。これに基づき、毎年度、客観的なデータに基づいた事業の効果検証を行うことで、当該事業の最終成果を可視化し、より効果的な事業に再構築する「事業見直しサイクル」を確立します。	
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・中期実施計画の策定や毎年度の予算編成において、客観的評価を可能とする評価指標を設定の上、毎年度事業効果の検証・評価を行い、その結果を次年度の予算要求・予算査定に反映する「事業見直しサイクル」を確立します。 ・想定した効果が見込まれない事業や、事業効果が不明確な事業については、計画期間中であっても、事業手法の抜本的見直しを含めた事業の再編・再構築を行います。

(第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023・207頁より抜粋)

上記では、具体的な取組として、「中期実施計画の策定や毎年度の予算編成において、客観的評価を可能とする評価指標を設定の上、毎年度事業効果の検証・評価を行い、その結果を次年度の予算要求・予算査定に反映する『事業見直しサイクル』を確立します」との記載がある。これは雪対策関係の事業においても例外ではなく、令和7年度予算編成に向けた事業見直しについて、財政局財政課からも、下記のように「費用対効果」の明確化や「小事業全体の効果の達成度を示す指標を検討すること」といったコメントがなされているところである。

- ・官貸車の必要台数については、必要性の整理及び維持管理コストとの費用対効果を検証し、計画を作成すること
- ・当該小事業の各取組を実施することにより、事業目的となっている「除排雪作業の効率化・省力化」がどれだけ達成できたのか、小事業全体の効果の達成度を示す指標を検討すること。
- ・各システム（除雪作業日報作成支援システム、雪堆積場選定システム、車両管理システム、一般排雪車両画像解析システム、執行管理システム、除雪費積算システム）について、今後の要求にあたっては、システムの運用開始以降の委託料の削減効果や、土木センター職員・雪対策室職員事務費削減効果等、費用対効果を明確にすること
- ・広報・啓発については、単純に例年踏襲の取組を継続するのではなく、実施による効果を勘案し、必要に応じた組み換え・見直しを行うこと

したがって、定量的な評価指標の設定になじまないような小事業や取組みを除いて、可能な限り小事業や取組みごとに適切な評価指標を設定し、その達成状況を検証することによって、事業見直しサイクルを不断に行っていくべきである。

3. 2. 9 札幌ゆきだるマンプロジェクト運營業務について

(1) 概要

札幌市では、札幌ゆきだるマンプロジェクトを実施している。これは、親しみやすいキャラクター「ゆきだるマン」を活用した、様々な広報ツールを複合的に用いた情報発信を「ゆきだるマンプロジェクト」と位置づけ、札幌市の雪対策や冬のルールなどについて、子どもからお年寄りまで幅広い市民に分かりやすく効果的な広報・啓発活動を行うものである。

「ゆきだるマン」とは



キャラクター紹介

札幌市建設局雪対策室の公式キャラクター。札幌市民に雪対策の内容や雪との親しみ方を伝えるために、平成21年に誕生した。これまで、いろいろな地域イベントや小学校で広報活動をしてきており、今後もっともっと活躍したいと思っている。札幌への愛も強いが雪対策への関心も強い。こう見えて二児のパパ。

(札幌市ホームページより抜粋)

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、札幌ゆきだるマンプロジェクト運營業務について、事業としての有効性の検証がなされているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

札幌ゆきだるマンプロジェクト運營業務の具体的な内容は、イベントへの出展（ミニさっぽろ、ジモトのシゴトワク！WORK！、建設産業ふれあい展）、各種メディアやSNSを活用した効果的な広報・啓発の企画・実施、雪と暮らすおはなし発表会の運営、冬のくらしガイドの原稿作成、広報・啓発動画の作成、広報・啓発チラシデザインの作成などである（令和6年度札幌ゆきだるマンプロジェクト運營業務提案説明書）。直近5年間の提案説明書をみる限り、コロナ禍でのイベントの制限といった事情を除き、概ね同様の業務内容が踏襲されている。

本業務に関して、各種イベントの参加者数やアンケート調査などの効果測定について質問したところ、札幌市からは、「各種イベントの来場者数や来場者の反応を検証し、次年度の体験内容や運営方法等に反映しております。来場者数増減の理由が明確ではない場合があり、効果測定は難しいと感じています。」との回答があった。

確かに、本業務は、公募型企画競争（プロポーザル方式）によって契約を行っており、広報・啓発活動としての有効性も、受託者の創意工夫や裁量に委ねられるべき点が多いと

いう点は理解できる。

しかし、各種イベントの参加者数やアンケート調査、広告のリーチなど、定量的な評価になじむ指標の設定も十分考えられるところであり、必ずしも効果測定が困難であると即断することはできない。

令和7年度予算編成に際して、財政局財政課から、「広報・啓発については、単純に例年踏襲の取組を継続するのではなく、実施による効果を勘案し、必要に応じた組み換え・見直しを行うこと」といったコメントが付されていることをも踏まえると、冬みちプランに即した定量的な評価指標の設定を通じて、広報・啓発活動としての効果を検証し、事業内容を不断に見直していくことが望まれる。

3. 2. 10 冬期道路状況調査業務について

(1) 概要

札幌市では、冬期道路状況調査業務を行っている。これは、常習性がある悪質な雪出しに対する指導強化を行うため、令和2年度より、深夜に行われることの多い道路への雪出し行為の確認や、行為の継続性・悪質性の把握を目的とした調査を行うものである。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、冬期道路状況調査業務について、悪質な雪出しに対する指導強化という目的に照らして、有効性が認められるか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

冬みちプラン80頁では、道路への雪出しによる交通事故の防止や交通渋滞の解消に向け、パトロールや指導などを専門に行う「雪パト隊」の設置を検討するとされており、その検討状況について質問したところ、札幌市からは、下記の回答があった。

実際に道路を管理する区土木部等との意見交換等を重ねた結果、道路への雪出し行為は深夜や不定期に行われることから、専門的に指導等を行う人員確保(パト隊)は難しいことが分かりました。代わるものとして、悪質な雪出しがされている時間帯や作業中の状況を把握するべく、調査業務を発注しております。なお、この成果については各区土木部へ展開し、雪出し行為者に対し直接指導を行う基礎資料としても活用しております。
--

本業務は、上記「雪パト隊」に代替する調査業務である。

しかし、本業務は、現地調査を行って報告するという内容に限られており、「『雪出し』又は『不適切な雪の置き換え』を確認した場合は、下車のうえ、道路状況の写真及び動画撮影を行う。ただし、行為者と接触等は行わないこと。」と敢えて注意喚起していることから分かるように(令和6年度施行設計書(公示用))、調査員が悪質な雪出し行為を現認したとしても直接これを指導することは想定されておらず(公権力の行使に当たり得ることから、調査員に指導権限が認められていない)、報告を受けた札幌市・各区土木センターが事後的に指導を行うにとどまっているから、その実効性には疑問が残る。

深夜・不定期における、専門的な指導を行う人員確保が難しいという事情は理解できるものの、悪質な雪出し行為に対する指導強化を図るため、例えば、警察と連携して指導の強化を行うなど、より実効性のある対応を検討するのが望ましい。

3. 2. 1 1 持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の運営について

(1) 概要

札幌市では、持続可能な生活道路における除排雪の在り方等について検討するために、幅広い見地からの意見聴取及び意見交換を行うことを目的とする「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」を設置している。

「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」設置要綱において、「検討会の委員は、専門知識を有する者、その他雪対策室長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。」と規定されており、学識経験者、除雪事業者団体の代表者、社会福祉協議会の職員などのほか、公募により選考した市民委員数名が市長により委嘱されている。

(2) 実施した監査手続き

持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会について、その運営が適正に行われているか、関連簿冊の精査や聴き取りなどにより、監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の運営に関して、「持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会」設置要綱第3条第2項は「委員は、やむ得ない事情により検討会に出席できないときは、事前に雪対策室長の了承を得たうえで、代理の者を出席させることができる。」と規定している。

令和6年度の検討会において、ある委員について、4回のうち2回代理出席によるものがあつた。

本来、雪対策室長が、その人の専門知識、経験などから検討会の委員に適当と認め、市長が委嘱しているのであり、軽々に代理出席を認めるべきではなく、十分な日程調整を行って検討会の開催日時を決定するべきである。

また、代理出席にもかかわらず、議事録上は「委員」と表記されている。

例外的に代理出席を認める場合があるとしても、委員と全く同じに扱うのは相当ではなく、議事録上も「委員」という表記を使わず、区別するべきであると思料する。

3. 2. 1 2 運転日報について

(1) 概要

札幌市庁用自動車管理規則第1条に基づき、「庁用自動車の使用及び管理については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。」としており、以下第33条のとおり運転日報について毎日作成し、その翌日車両管理者に提出しなければならないとしている。

なお、アルコールチェック・運転免許証の確認について、運転前は運転者本人と本人以外（調整係の職員）が立ち合いのもと、アルコールチェックと運転免許証携帯の確認を行い、運転後については、車庫から本庁舎に戻ってきた際に、運転者本人と本人以外（調整係の職員）が立ち合いのもとアルコールチェックを行っているとのことであるが、運転日報には運転者本人の押印のみが要求され、立会者の押印等の記載が求められていない。

札幌市庁用自動車管理規則

(運転日報の作成)

第33条 運転手は、毎日運転日報を作成し、その翌日車両管理者に提出しなければならない。

ここで運転日報は、事業用自動車の運転者が運行ごとに記録する法定書類を指し、基本的には発着地、出発・帰着時刻、走行距離、休憩時間、主な経由地、運行中の特記事項などを記載するものである。

なお、建設局にて作成が要求されている運転日報への記載は以下のような事項の記載あるいは、押印が求められている。

(運転日報への記載事項)

使用課名、使用者、用務、経路、使用時間（出発時間、到着時間）、点検・洗車時間、車両番号、運転者印、走行距離（出庫km、入庫km、走行計km）、給油量、アルコールチェック（運転前、運転後）、免許証の有無

運転日報は労働時間の適正管理、安全運転の確保、車両の整備状況把握、万一の事故発生時の状況確認などに役立てられ、法律に基づき作成・保管が義務付けられており、企業の安全管理体制を示す重要な記録の1つである。

道路交通法施行規則では、「乗車定員11人以上の自動車は1台以上、それ以外の自動車は5台以上を使用している事業所」を対象に、安全運転管理者等の選任や運転日報の作成を義務付けており、また、2023年12月からはアルコール検知器によるチェックも義務化されており、それぞれの結果を記録しておく必要がある。

運転日報の作成には、法令遵守と責任の明確化、安全運転の確保と指導、業務効率化とコスト削減などの目的がある。

(法令遵守と責任の明確化)

運転記録を残しておけば、道路交通法で定められた安全運転管理義務を果たしていることをいつでも証明できる。万が一、事故や交通違反が発生した場合、運転日報の情報から運転者を特定し、責任の所在を明確にできる。

(安全運転の確保と指導)

日々の運転記録（走行時間、休憩時間、走行距離など）から、無理な運行や危険運転がないかをチェックすることが可能となる。記録を基に、個々のドライバーに合わせた安全運転指導や注意喚起も行なえる。普段から適切な指導ができれば、事故やトラブルを未然に防ぐことができる。

(業務効率化とコスト削減)

運転日報によって走行距離や給油記録などを正確に記録しておくことで、車両ごとの燃料費やメンテナンス費用を把握できる。日報データを集計・分析すれば、無駄な運行がないか、車両台数が適切かといった見直しにつながり、コスト削減のヒントを得られる可能性がある。

また、2022年4月から段階的に義務化されたアルコールチェックは、運転日報と合わせて記録・保存が推奨されており、市の運転日報への記載事項にもアルコールチェックの記載がある。

(2) 実施した監査手続き

運転日報の閲覧及び質問を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

アルコールチェック・運転免許証の確認について、運転前は運転者本人と本人以外（雪対策室計画課調整係の職員）が立ち合いのもと、アルコールチェックと運転免許証携帯の確認を行い、運転後については、車庫から本庁舎に戻ってきた際に、運転者本人と本人以外（雪対策室計画課調整係の職員）が立ち合いのもとアルコールチェックを行っているが、運転日報上本人以外の立会者の押印等が求められていない。

運転日報の形式上は、立会者によるアルコールチェックについて、運転免許証携帯の本人以外の確認について求められていないこととなるため、運転者本人以外の立会者により確認していることを明確にするため、運転者本人以外の立会者の押印等を運転日報に記載するよう様式の変更をすべきと思われる。

3. 2. 13 被服貸与簿について

(1) 概要

札幌市職員被服貸与規則第1条によれば、職務執行上被服を必要とする職員に対する被服の貸与について必要な事項を定めており、被服の貸与については、以下の札幌市職員被服貸与規則第12条のとおり被服貸与簿をもって適切に管理されなければならない。

被服貸与簿には、貸与品目、貸与年月日、貸与到来年月、返納年月日等を記載しなければならない。このうち貸与期間到来年月は、貸与年月から貸与期限を経た年月となっており、貸与年月が到来したものについては、本人に更新の希望を確認した上で延長処理を行っている。

被服貸与簿を閲覧した結果、一部の職員に対し、貸与到来期限が既に経過しており、かつ、貸与延長の記載、返納年月日の記載もなく記載漏れが生じていた。

札幌市職員被服貸与規則

(貸与の記録等)

第12条 所属長は、被服貸与簿（別記様式）を備え、貸与及び返納等の状況を記録しなければならない。

2 所属長は、必要があると認めるときは、貸与中の被服の保管状況を実地に調査することができる。

(2) 実施した監査手続き

被服貸与簿を閲覧し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

一部の職員に対し、貸与到来期限が既に経過しており、かつ、貸与延長の記載、返納年月日の記載もないなど記載漏れが生じており、被服貸与管理が適切に行われていない。

3. 2. 14 苦情処理簿の簿冊作成

(1) 概要

除雪、排雪についての市民の要望は、札幌市に多数寄せられている。その中には、参考にするべきものも多数含まれている。内容としては、重複するものもあるが、中には今までにない要望もあり、これらの要望を体系的に吸い上げる仕組みが必要であると考え、世界的に類をみない大雪の降る札幌においては特にこの仕組みづくりが必要であると考えられる。

(2) 実施した監査手続き

除排雪についての要望の取り入れ方について、ヒアリングした。また、当該簿冊について閲覧し、除排雪についての市民の要望とその対応についての把握を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

現在、庶務関係照会回答という簿冊に苦情処理の一部が綴じ込まれているが、独立して苦情処理簿という簿冊を作るべきである。単独で簿冊管理することにより、市民の要望を理解する可能性が高まるし、情報を集約化することができる。

3. 2. 15 持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会の議事録の簿冊への綴じ込みについて

(1) 概要

札幌市では持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会を開催している。これは将来的に見込まれている除雪従業者の減少への対応や、昨今の在宅介護サービスや宅配などの普及による、生活道路の冬季道路環境に対する市民ニーズの変化を受けるための検討会である。

(2) 実施した監査手続き

持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会についての簿冊を閲覧し、いかにして有識者から幅広いご意見等を伺っているかを確認した。また、適時ヒアリングを実施して、当該検討会の開催の実施状況について確認した。

(3) 監査の結果

【意見】

現在、持続可能な生活道路除排雪の在り方検討会についての簿冊そのものに、議事録が綴じ込まれていない。簿冊を査閲するものが問題点等を把握するためにも議事録を簿冊に綴じ込むべきである。議事録は検討会がどのような過程で実施されたかを把握するためにも重要なものでもある。

3. 2. 16 庶務関係照会回答の決裁日未記入について

(1) 概要

庶務関係照会回答とは照会が来た際に、基本的に文書システムにて回答案の電子起案を行っており、その際に「庶務関係照会回答」ファイルに保管している。紙での起案が必要な文書等があれば、紙簿冊を作成し、保管している。

(2) 実施した監査手続き

庶務関係照会回答の簿冊を閲覧し、必要な事項についてヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

庶務関係照会回答を査閲したところ、決裁日未記入のものが散見された。定期的な簿冊

の閲覧が望まれる。決裁日は、必要な書類についての完了を確認する意義を持つものであり、決裁日未記入は定期的な簿冊の閲覧によって、防ぐことが可能となる。

3. 2. 17 支出負担行為但書（道路除排雪）2次伺についての消費税額の誤記について

（1）概要

支出負担行為但書（道路除排雪）2次伺を起案する際には、物品の業務等の金額とは別に「消費税および地方消費税の額」という項目で消費税額を記載したり、「消費税および地方消費税の額を含む」と記載している。

（2）実施した監査手続き

支出負担行為但書（道路除排雪）2次伺を閲覧し、適時必要な事項についてヒアリングを実施した。

（3）監査の結果

【指摘事項】

消費税額が未記載であったり、税抜きの金額を記載する等誤りが散見された。消費税額は市民も関心を寄せる重要な情報（インボイス制度も導入されており、地方公共団体も同様に重要な情報である）であることから、誤記を防ぐためのチェック体制が必要である。

3. 3 雪対策室 事業課

3. 3. 1 除雪ボランティアへのインセンティブ付与について

（1）概要

札幌市では、地域レベルの除雪に取り組む地域団体や企業のボランティア活動を支援し、地域の除雪力の向上を目指すため、除雪ボランティアの拡大につながる支援策を行っている。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、除雪ボランティアの拡大という目的に照らし、除雪ボランティアへのインセンティブ⁷付与に有効性があるか否かについて監査を行った。

（3）監査の結果

【意見】

札幌市では、除雪ボランティアへのインセンティブ付与として、除雪ボランティア等のまちづくり活動に取り組む企業に対しては、認証制度（「さっぽろまちづくりスマイル企

⁷ **インセンティブ**：意欲向上や動機付けのための刺激策、行動を起こすときの内的欲求を刺激し、引き出す誘因のことをいう。動機付けとして、例えば、クラブ活動を行っている学校には、運動用具（ボール1ケース）を与えることが、その例として挙げられる。

業認定制度」) を実施している。認定を受けた企業は札幌市ホームページで公表され、認定証や認定マークは企業のPR活動にも利用することができるため、企業の社会的信用やイメージの向上(ひいては企業価値の向上)に寄与し得るものといえ、一定の意義があるものと評価できる。



認定を受けるメリット

- 1 認定証・認定マークを付与します。(認定バッジもご購入いただけます)
- 2 札幌市ホームページ等により認定企業をご紹介します。
まちづくり活動に特に積極的に取り組んでおり、その功績が顕著で
- 3 他の模範と認められる企業には表彰を行います。表彰を受けた企業には「ゴールド企業」「シルバー企業」の認定ランクを付与します。

(さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度リーフレットより抜粋)

一方で、除雪ボランティアに取り組む学校や学生に対しては、感謝状を渡すといった取り組みにとどまっているところ(札幌市冬みちプラン2018実行プログラム(2023~2027)27頁)、企業と異なり、学生など個人については、感謝状贈呈がどれほど効果的なインセンティブといえるか、疑問なしとしない。

この点について、札幌市に対して、「どのようなインセンティブがあれば除雪ボランティアが増えると思うか?」といった内容のアンケート調査を実施したことがあるか否かを質問したところ、このようなアンケート調査を実施したことはないとの回答があった。

少子高齢化の進展に伴い、学生などの除雪ボランティア活動の担い手不足が懸念されるなか、効果的なインセンティブの付与による担い手確保が必要と考えられるので、まずは上記のようなアンケート調査の実施や、他都市への照会などを通じて、感謝状贈呈以外の具体的なインセンティブ付与を検討することが望ましい。

なお、青森市では、青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援を行っており、参考の一つとされたい。

【青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援】

雪対策支援や高齢者支援などの地域ボランティア活動の推進及び、ボランティア活動を担う人材の育成・確保を目的として創設された「青森市ボランティアポイント制度」（平成 29 年 10 月運用開始）により、大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民が雪処理支援の担い手となることが期待されることから、当該制度を活用した地域の自主的な除排雪活動に対する支援を実施しています。

表 14 青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援の概要

	概要
活動者の登録要件	満 18 歳以上で、市内に居住または通勤・通学している方（高校生を除く）
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 1 時間の活動につき 1 ポイント（100 円相当）で、1 日 2 ポイントを上限に付与 ▷ 貯まったポイントは 50 ポイントを上限に、商品券や AOPASS ポイント引換券と交換可能
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ▷ ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動 ▷ 屋根の雪下ろし奉仕活動 ▷ 福祉の雪対策事業 ▷ 冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業 ▷ 冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業 ▷ 歩行者空間確保のための雪処理活動（町会、地区社会福祉協議会が自主的に行うもの）

延活動者数は年度間のばらつきがあるものの、概ね横ばい傾向で推移しています。また、活動ポイントについては、令和元年度は少雪の影響により大きく減少したものの、令和 2 年度以降大きく増加しています。

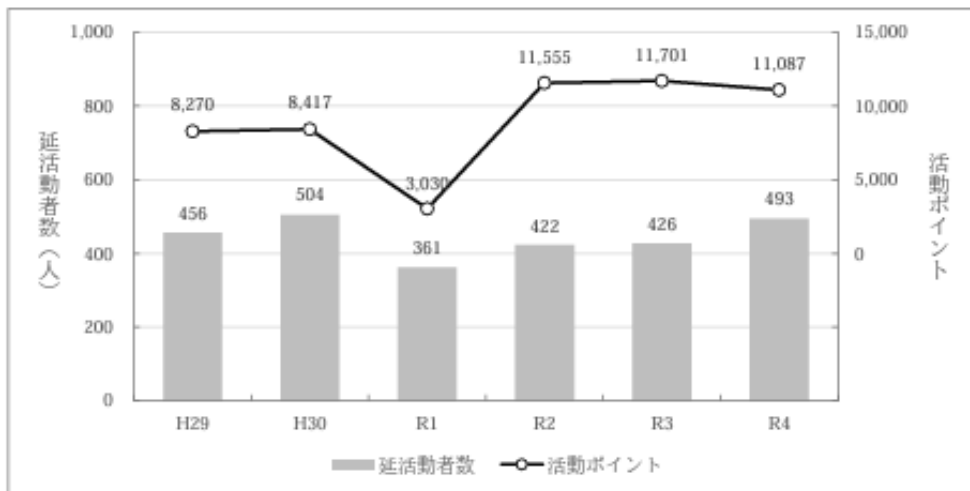


図 55 青森市ボランティアポイント制度（雪処理支援）実績

（青森市雪対策基本計画（令和 6 年 10 月）45 頁より抜粋）

3. 3. 2 豪雪地帯対策特別措置法に基づく対策について

(1) 概要

豪雪地帯⁸において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的として、豪雪地帯対策特別措置法が制定されている。豪雪地帯対策特別措置法の概要は、下記のとおりである。

豪雪地帯対策特別措置法について

○豪雪地帯対策特別措置法の概要

(1) 経緯

昭和37年に議員立法により制定。昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、その後10年毎に特例措置の期限を延長。

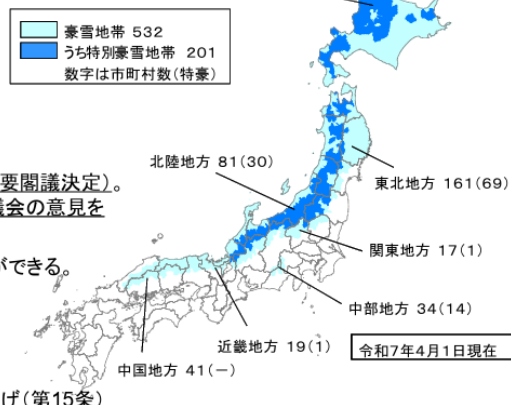
(2) 目的

豪雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること。

(3) 仕組み

①「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」の指定

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定(右図)。



②豪雪地帯対策基本計画の作成

ア) 国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成(要協議決定)。その際、関係行政機関の長と協議し、かつ関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて決定。

イ) 豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を作成することができる。

③基本計画に基づく事業に係る優遇措置

ア) 恒久措置: 財政上の措置、資金の確保 等

イ) 時限措置: 特別豪雪地帯における特例(10年間)

・ 基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行(第14条)

・ 公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

○豪雪地帯対策特別措置法の一部改正(令和4年3月/全会一致)の内容

①特例措置の期限延長(令和14年3月31日まで)

②総則的規定の整備

目的規定に現状認識を追記、基本理念の新設

③基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し

財政上の措置の見直し、豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮

④国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加

交付金の交付その他の措置、命綱固定アンカーの設置の促進等、克雪技術の開発・普及、幹線道路の交通確保のための規定

(国土交通省ホームページより抜粋)

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、札幌市において、豪雪地帯対策特別措置法に基づく対策が講じられているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】


豪雪地帯対策特別措置法は、克雪・親雪・利雪の観点から、豪雪地帯において国及び地

⁸ **豪雪地帯**：恒常的な降積雪に見舞われ、産業の発展や生活水準の向上が阻害されている区域として、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定される区域のことである(豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項)。北海道では、札幌市を含む179市町村すべてが豪雪地帯に指定されている(全道指定)。豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域については、特別豪雪地帯として指定される(豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項)。札幌市は特別豪雪地帯には指定されていないが、北海道では、岩見沢市など86市町村が指定されている。

方公共団体が講じるべき対策等を定めている。しかし、札幌市では、豪雪地帯対策特別措置法に基づく以下の対策・措置について、具体的な取り組みは行っていない。

① 命綱固定アンカーの設置の促進等（同法第13条の2の3）


命綱固定アンカー




命綱固定アンカーに命綱を固定して雪下ろしを行う様子

- ◎**命綱固定アンカー**
墜落制止用器具（安全帯）を結ぶ命綱の一端を固定するために、住宅の屋根等に堅固に固定された金具等の設備
- ◎**墜落制止用器具（安全帯）**
命綱を接続するために体に装着するベルト
- ◎**命綱**
登山用ロープ等、丈夫で滑りにくく、結び目がほどけにくい材質のものを使用する。


〔命綱固定アンカーの種類〕



ナデ止め単管式



屋根馬単管式



腕金ワイヤー式

※他にも屋根の材質や構造に応じて様々なタイプがある。

（国土審議会第17回豪雪地帯対策分科会・資料1より抜粋）

② 空家に係る除排雪等の管理の確保（同法第13条の4）

【空き家管理条例に基づく空家除雪】（新潟県魚沼市）

・新潟県魚沼市では、空き家管理条例の緊急安全措置の規定に基づき、積雪による落雪や倒壊により生命や財産に危険が切迫する場合に、市が空家除雪を実施している。

【実施基準】

・隣家等に被害が及ぶ可能性がある場合（屋根雪が2m程度以上）。

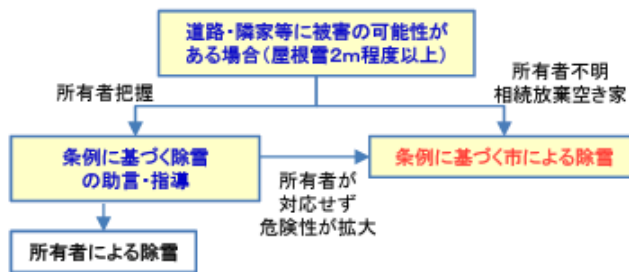
【実施根拠】

・魚沼市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（第8条緊急安全措置）

【除雪内容】

・市職員による雪庇除去や除雪業者による屋根雪下ろし等。

＜市による空家除雪の流れ＞






＜除雪対象となる空き家＞



（国土審議会第14回豪雪地帯対策分科会・資料1より抜粋）

③ 克雪住宅の普及促進（同法第13条の2の2）

克雪住宅とは

- 落雪式（高床落雪式）**
 - ・屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造を有し、敷地内で雪処理できるもの。
 - ・落雪により地上階の生活に支障をきたすため基礎を高くすることが有効。
- 耐雪式**
 - ・構造を強くして積雪に耐えられるようにしたもの。
 - ・構造計算等により所定の積雪量に耐えうる強度の構造にした住宅
- 融雪式**
 - ・熱エネルギー（電気、ガス、灯油等）の利用により、屋根雪を溶かすことのできる施設を有するもの。
 - ・融雪範囲、方法、熱源等、いくつかの種類がある。

（国土審議会第17回豪雪地帯対策分科会・資料1より抜粋）

なお、上記③（克雪住宅の普及促進）に関して、札幌市では、融雪施設設置資金融資あっせん制度を設けているが、これは、間口や宅地内の雪を処理するため、宅地内に固定式の融雪槽（機）またはロードヒーティングを設置する場合の支援制度であって、上記のように住宅の屋根や建物自体の構造として、落雪式（高床落雪式）、耐雪式、融雪式といった克雪住宅の普及促進に対する支援制度ではないことから、豪雪地帯対策特別措置法に基づく対策とは言い難い。

豪雪地帯と一括りにしても、地域によって実情が異なるため、豪雪地帯対策特別措置法で定められた対策・措置について、これを一律に豪雪地帯に属するすべての地方公共団体が実施すべきとまではいえないと思料するが、他方で、敢えて豪雪地帯対策特別措置法において、具体的な対策・措置について明記したことを踏まえると、少なくとも当該対策・措置の実施に向けた検討を行う必要はあると考えられる。

したがって、札幌市において現状具体的な取り組みを行っていない上記対策・措置について、関係他部局とも連携しながらその実施に向けた検討を行うべきである。

3. 3. 3 本郷商店街活性化モデル排雪事業について

（1）概要

札幌市では、本郷商店街活性化モデル排雪事業を実施している。これは、平成19年度に本郷商店街振興組合より、「商店街活性化の取組み支援の要望」の一つとして、冬期間の

道路環境向上のため地域の実情や実態に応じた排雪を商店街自らが行いたい旨の要望があり、札幌市と同組合との間で協定を締結し、札幌市が実施する計画排雪相当の費用を補助して同組合が排雪作業を行うことをモデル的に実施し、以降、毎年度継続的に実施しているものである。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、本郷商店街活性化モデル排雪事業の意義を検証するとともに、公平性や透明性の観点から問題があるか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本郷商店街活性化モデル排雪事業は、平成19年3月26日に、当時の松浦忠札幌市議会議員から雪対策室に対して、本郷商店街の活性化の方策として、冬季の除排雪の充実のため、雪対策室と商店街の契約による除排雪の委託化という要望が出されたことに端を発している。平成19年10月25日、平成19年第二部決算特別委員会において、下記のとおり松浦市議との間で質疑がなされた。

◆松浦忠 委員

そこで、雪対策室長にお尋ねしますが、去年はそういうことで、ことしの2月に1回、100万円で作ってもらった。そうすると、その1回分の除雪費およそ100万円と、定期除雪は15回で積算していますから20万円か30万円になろうかと思いますが、その分とをことしの発注の中から設計変更して商店街に委託をするということについて、ぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。できるかできないか、できないとすればなぜできないか、できるとすればどうすればできるか、それを答えていただきたい。

◎筑田 建設局雪対策室長

ただいまのご質問についてお答えいたします。

本市の除排雪とは切り離せられない経済政策のモデル的な取り組みとして、商店街に地域の道路の除排雪を一括委託してはどうかというご質問でございますけれども、本市が実施いたします除排雪作業は、公道の維持管理にかかわる事柄でありまして、本郷通のような、いわゆる地域の基幹的な道路につきましては、道路管理者としてのいわゆるセーフティーネットの観点から一定の安定した除雪水準を確保する必要があるところでございます。このことから、一連の道路のうち、ある区間を切り離しまして、これらにかかわる作業を一括地域の皆様に委託するということは大変難しいことではないかなと考えております。

◎上田 市長

私の意見では、これは公式というか、全然、庁議を通過している話ではないのですが、個別にその地域はその地域でしっかりやっていただけるということであれば、それはいい方法だというふうに私は思います。

ですから、その地域の方の総意をもって、ここは自主的にやりますよという宣言をしていただいて、そして、しっかりした組織があって、そこに財政的にも変な使われ方をしないと、そういう保障がある場合であれば、それは柔軟に対応していいのではないだろうかというふうに私は思います。

ただ、全体のバランス、もちろん、今までのゾーンでいろいろお任せするとか、これまでの除雪の仕方がありますので、調整は必要だろうというふうに思います。全体の制度の中で、その部分がどういう位置づけになるかということも含めて検討していかなければならないことだというふうに思います。

私は、地域の中で、どういう水準でどのような除雪が正当かということについては、今、各

単町等々、かなり突っ込んだ話をしてレベルを決めたり具体的な除雪の方法について議論をさせていただいているところでもあります。地域の方が満足できる、そういう方法が一番いい除雪だと私は思います。

それともう一つは、札幌市全体の除雪体制というものを維持すること、これも、でこぼこになってしまうとこれまた非常に問題もある。ここまでの道路はしっかりやるけれども、ここからはどうも中途半端だというような、その落差ができるとこれまた困ることもあるでしょう。そういう問題点もしっかり俎上に上げて、議論していく価値は十分にある話だ、私はそのように考えております。

上記のような質疑がなされた後、雪対策室が松浦市議と協議を重ねた結果、冬期間の商店街活性化策の一環として、札幌市が当該路線に投じている排雪費用の相当額（計画排雪＋市民助成トラック借上分）を上限として振り替え、商店街に排雪作業を委ねることとし、札幌市の支援策としての有効性、実効性を見極めるためにモデル的に取り組むこととされたのである。

上記のような経緯で平成19年度より本郷商店街活性化モデル排雪事業を実施することとなり、以降、現在まで毎年度継続的に実施しているところ、本郷商店街振興組合へのヒアリングによれば、下記の効果及び有効性の確認を行っており、商店街会員からの満足度は高いとのことである。

- ・本来であれば年に1回の運搬排雪作業を複数回に分けて細やかに行うことで、沿道環境が良好に保たれることから、商店街会員の満足度も高く、除雪事業者との作業の棲み分けも問題なく行えていること。
- ・費用の面でも札幌市が実施する作業と同額かそれ以下で行われており、作業に対する不満や苦情などが寄せられることも極めて少ないこと。

このように、商店街会員の満足度が高く、有効な事業ということであれば、全市的に拡大してもよいのではないかと質問をしたところ、札幌市からは、本事業は、商店街会員からの強い要望があったこと、除雪機械やダンプトラックを所有しているなど条件が整っていることから始まったものであり、現時点で全市に拡大する考えはないとの回答があった。

しかし、本事業は、モデル的な排雪作業が冬期間の商店街活性化策として効果があるのか、作業の実効性に問題がないか、などについて見極めることを目的としており（本郷商店街活性化モデル排雪事業に関する協定書第2条）、平成19年度からすでに18年以上もの長期間にわたり継続して実施してきたのであるから、「モデル事業」としての効果・有効性について早急に総括を行うべきである。そのうえで、事業の効果・有効性が認められるという総括をするのであれば、これを他の商店街にも広く周知したうえで、全市的に拡大することも含めた検討をすべきである。こうした総括・検討をせずに、他の商店街への周知もなされないまま（札幌市のホームページ等では本事業について一切紹介されていない。）、本郷商店街のみが「モデル事業」として今後も漫然と本事業を継続し、その便益を享受し続けることは、公平性や透明性という観点からも疑問がある。

3. 3. 4 札幌雪学習プロジェクト運営業務について

(1) 概要

札幌市では、札幌雪学習プロジェクト運営業務を実施している。これは、市内の小学生を対象として、「雪」をたのしんだり、「雪」を克服したりする活動を通して、冬の暮ら

しに関心を持ち、除雪などに対する意識が浸透することを目指し、札幌市雪対策室が事務局となり、札幌市教育委員会や小学校教諭、中学校教諭、各区土木センター、専門家らにより、平成27年度から様々な取組みを行っているものである。具体的には、札幌雪学習プロジェクト検討会の運営、小学校教諭による研究授業の支援、研究授業の実施にあたり小学校教諭の作成した学習指導案や写真素材等を学習教材（ツール）としてセット化した学習パッケージの作成、ニュースレター「雪学習NEWS」の編集、小学6年生向けの資料の編集、学習資料「大雪と共生する200万都市さっぽろ」と教師用指導書の編集を行うものである。

(ニュースレター「雪学習NEWS No.57」より抜粋)



(学習資料「大雪と共生する200万都市さっぽろ」より抜粋)

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、札幌雪学習プロジェクト運営業務の有効性や競争性が担保されているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

本業務は、公募型企画競争（プロポーザル方式）⁹によって受託者を決定しているが、平成27年度から令和7年度まですべて「一般社団法人北海道開発技術センター」が受託しており、入札者数も平成27年度のみ2者で、平成28年度以降はすべて1者だったとのことである。

一者応札によって10年以上同一業者が本業務を受託し続けることは、競争性が担保されず、新たな視点も生まれにくいという弊害があることから、必ずしも望ましい状況とは言いがたい。現状において本業務の有効性に疑義が生じていたり、本業務の履行に具体的な支障が生じていたりするなど直ちに改善が必要な状況であるとは見受けられないものの、こうした弊害があることを踏まえれば、複数者が入札に参加して競争性が担保されるよう、本業務の周知や企画競争提案説明書の記載内容を工夫するといった対応を検討すべきである。

⁹ **企画競争**：複数の者から提出を受けた実施方針・体制等に関する提案書類の良否を審査し、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）及び複数の者から提出を受けた企画案の良否を審査し、優れた企画案を選ぶ方式（コンペ方式）をいう。このうち、参加する者を公募する企画競争を公募型企画競争、参加する者をあらかじめ指名する企画競争を指名型企画競争という。

3. 3. 5 除雪機械の売払いについて

(1) 概要

札幌市では、標準耐用年数が経過した札幌市保有の除雪機械（大型特殊自動車等）の売払いを毎年実施している。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、除雪機械の売払いが冬みちプランの目的達成にとって有効性があるか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

札幌市では、企業が保有する除雪機械の更新に対する支援（冬みちプラン66頁）として、例年行っている標準耐用年数を超過した市保有機械の売払いに際して、再利用目的の企業が入札に参加できるように、事前に売払い予定をホームページに公表し、除雪事業協会へ情報提供を行っているとのことである。こうした情報提供自体は有意義であると思料する。

他方で、本案件に参加可能な者については、次の事業者であるとされている（令和7年度除雪機械の売払い（予定）について）。

- ①札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録のある事業者で、「再生資源」に登録があるもの。
- ②再利用を目的とする場合のみ、名簿に登録のあるすべての業者。

上記のように、本案件に参加可能な事業者は①または②であって、（②の再利用目的に該当する）道路維持除雪業務の受託者を優先的に取り扱うという運用はなされていない。

確かに、契約の公平性の観点からは、入札参加可能な者を広く確保すべきとも考えられ、上記のように、①の「再生資源」に登録のある事業者が、②の再利用目的の事業者と同様の条件で売払いに参加することができるという運用を行うことも、一定の合理性はあると思われる。

しかし、札幌市のヒアリングによれば、昨今の除雪機械の高騰から、受託者保有の機械の更新が難しくなっている状況で、受託者への優先的な売払いについては、受託者からも望む声があるとのことであり、持続可能な除排雪体制の確保に寄与するものであると考えられる。冬みちプラン66頁では、「視点3 除排雪体制の維持・安定化」を目的として、「(1) 経営の安定化につながる取組の推進」「③除排雪作業に必要な機材の確保」として、「除雪機械のうち、企業が保有する除雪機械の更新を支援する取組などを行います。」と言明しており、当該目的・位置づけからすれば、現状の取組み（事前に売払い予定をホームページに公表し、除雪事業協会へ情報提供を行うという取組み）にとどまらず、さらに進んで、札幌市の道路維持除雪業務に関与する業者が、優先的に除雪機械の売払いを受けることができるようにするのが望ましいと思料する。除雪業務に関与する受託者に対して除雪機械を優先的に売払うことについては、複数の他の自治体でも例があることから（下記は一例である。）、今後も他自治体の事例を収集し、除雪事業者の意見も聞きながら、適切な売払いの在り方について検討されたい。

（他自治体の例）

○江別市（令和8年2月9日付け江別市告示第27号）

- ・入札参加資格：「直前5年間に、本市発注の公共除雪・排雪の実務経験があると認められる者であること」「当該物件を操作するための運転資格者が確保されていること」
- ・その他：「当該物件は、落札者への引渡し後も、本市発注の公共除雪・排雪における幹線道路工区の通常車両編成への投入を前提に、豪雪時の体制支援や故障時予備体制など、本市除排雪事業の継続、強化に資するものであることとする。」

○北海道（令和7年6月20日付け北海道オホーツク総合振興局告示第78号、79号）

- ・入札参加資格：「売り払いする物品は道路法（昭和27年法律第180号）第5条及び第7条並びに第8条に規定する道路の除雪用として自己使用するものとし、転売・賃貸を目的としたものではないこと」「北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部管内において、過去5年間に道が管理する道路法上の道路の除雪業務を元請として受託した実績を有している者」

3. 3. 6 除雪要望書について

（1）概要

札幌市では、道路幅員が8m以上の道道・市道及び8m未満の市道のうち機械除雪が可能な路線を対象として除雪を実施しているところ、この基準を満たさない未除雪路線であっても、町内会等から「除雪要望書」が各区土木センターに提出された場合には、各区土木センター担当者と除雪業者が現地確認のうえ、「機械除雪が可能な路線」として判断して、当該路線を道路除雪対象路線と扱うことがある（各区土木センターで「除雪要望路線綴り」といった名称の簿冊が用意され、管理されている）。

（2）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、除雪要望に関する現在の運用が適正妥当かについて監査を行った。

（3）監査の結果

【意見】

「除雪要望書」には「除雪要望に伴う同意書」が添付されているものもあるが、各区でその内容が統一されておらず、町内会に属する住民全員の同意書が必要であるか否かや（さらには、各区においてその確認を徹底しているか否か）、そもそも除雪要望に伴う同意書を徴求することにはいかなる意味があるのかも判然としない。この点について、札幌市からは、「幅員が狭い、障害物がある等の理由で、通常の機械除雪が困難な路線についてご要望をいただいた際、かき分けた雪が民地に入ることを許容することや路上駐車を避けるなど、地域住民の皆様との調整を行う必要性が発生いたします。そういった路線の対応の一環として、除雪作業を実施するための必要な条件を地域と確認・合意するために、必要に応じて「要望書」、「除雪要望に伴う同意書」等の提出をお願いしている場合もあります。」といった説明がなされたが、各区において内容が統一されていないことには変わりない。

もちろん、各区の状況に応じて柔軟に除雪要望に応えるという姿勢は重要であり、それを妨げる必要はないと思われる。しかし他方で、町内会等から「除雪要望書」が提出された場合に、各区で書式の内容が異なり、その内容が統一されていない状況を考えると、公平性や透明性という観点から、札幌市において除雪要望に関する一定の内部基準（ただし、厳格な基準というよりは、各区の柔軟な運用を許容する基準）を示したうえで、各区に対して周知を図ることが必要ではないかと思料する。さらに進んで、上記の基準を市民に対しても周知すれば、より一層公平性や透明性が高まることにはなるが、一方で、現時点で未除雪となっている路線は、そのほとんどが通常の機械除雪が困難な路線であって、

市民に過度な期待を持たせることがないような配慮も必要と考えられることから、慎重に検討すべきである。

3. 3. 7 市民助成トラック制度実施要領について

(1) 概要

札幌市では、市民助成トラック制度を実施している。これは、町内会などで道路の排雪を行う場合、年1回無料で運搬用トラックを貸し出して、町内会等の排雪作業を支援することを目的としている。市民助成トラック制度は、「市民助成トラック制度実施要領」（平成9年11月25日建設局長決裁、令和5年11月22日改訂）に基づいて実施されている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、「市民助成トラック制度実施要領」の記載内容と実際の運用が合致しているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

市民助成トラック制度実施要領には、下記の規定が設けられている。

○市民助成トラック制度実施要領

8. 積込費用に関する規定

- (1) 当該地域での除排雪業務を札幌市から受託した事業者が、積込を負担することは原則として禁止する。
- (2) ただし、当該事業者が事業実施地域内（当該事業者の主たる事務所またはモータープールが作業実施地域内）に存する場合は、町内会の法人会員として地域の貢献と見なし得ることから例外的にこれを認める。

上記「8」「(1)」でいう「積込を負担する」という文言に関して、札幌市によれば、道路維持除雪業務受託者が無償で積込作業を行うことを禁止する趣旨であって、当該受託者が有償で積込作業を行うこと（すなわち、当該受託者と町内会で別途契約を行い、契約に基づいて町内会が当該受託者に積込費用を支払うこと）は禁止されていない、とのことであつた¹⁰。

上記の「積込を負担する」という文言上、上記の点が必ずしも判然としないので、有償での積込作業は禁止されていないということ、市民助成トラック制度実施要領に明記するのが望ましい。

3. 3. 8 雪堆積場ガイド印刷業務について

(1) 概要

雪対策室では、一般受入雪堆積場の位置や開設時期、雪堆積場に関する情報を掲載した「雪堆積場ガイド」を作成している。令和6年度は、各区役所に市民向けとして100部、各区土木センターに事業者向けとして100部が配布され、雪対策室分200部を含めて合計2,200部の印刷を発注した。

¹⁰ 実際に、北区では、当該地域での道路維持除雪業務受託者（JVを構成している企業）が有償で積込作業を行っている例があつた。

(2) 実施した監査手続き

雪堆積場ガイド印刷業務の必要性、経済性、効率性、有効性について、関連簿冊の精査や聴き取りなどにより、監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

雪堆積場ガイド印刷業務の委託を廃止できないかについて検討すべきである。

例えば、冬のくらしガイドなど、市民向け広報という点で、少なくとも現時点では、紙での配布が必要と思われるものがあることは理解するが、雪堆積場ガイドは主に雪堆積場の利用者向けのものであり、雪堆積場ガイドに記載の情報は利用者が必要であればホームページを閲覧して確認するだろうと思われる。なお、利用者への注意事項などもホームページの記載方法を工夫すれば、十分な周知ができると思料する。

この紙媒体での配布を廃止することができないかの検討をすべきである。

この点、印刷業務の委託自体は指名見積合せの結果、10万円にも満たない金額で契約することができており、雪堆積場ガイドを廃止したとしても、この印刷に係る雪対策費用削減効果は大きくない。

しかしながら、雪対策室の事務負担軽減や環境問題対策などを考慮すると雪堆積場ガイドを廃止することを検討すべきであると思料する。

3. 3. 9 雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務について

(1) 概要

雪対策室では、雪堆積場の開設・閉鎖に関する情報について、ホームページに掲載しており、ホームページ上のかかる情報の更新業務を業者に委託している。

具体的には、雪堆積場の開設・閉鎖に関する情報を雪堆積場の管理受託者から雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務受託者へファクシミリで送信し、雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務受託業者が執行管理システムで情報の更新を行うことによりホームページ上に反映される。

(2) 実施した監査手続き

雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務の必要性や経済性、効率性、有効性について、関連簿冊の精査や聴き取りなどにより、監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務を委託する必要性について疑問がある。雪堆積場管理受託者が直接ホームページ上の情報を更新する方法を採用することを検討すべきである。

この点、以前、雪堆積場管理受託者が直接ホームページ上の情報を更新する方法を検討した際は、雪堆積場管理受託者の人員の問題や通信ネットワークの問題があったため、見送りとなったとのことである。

しかしながら、雪堆積場管理受託者にとって、文書を作成しそれを雪堆積場開設・閉鎖情報更新業務受託者にファクシミリで送信することとホームページ上の情報を直接入力して更新することにそれほど事務の負担の差があるとは思われず、むしろ後者の方が短時間で終わるのではないかとも思われる。

また、現時点で、通信ネットワークの問題があるとは思われない。

したがって、雪堆積場管理受託者が直接ホームページ上の情報を更新することを検討すべきである。

3. 3. 10 雪対策施設車両管理システムの運用について

(1) 概要

札幌市が管理する雪堆積場や融雪施設などの雪対策施設へ雪を搬入する車両の計測については、民間の排雪車両の車種をレーザーセンサーにて判別し計測する装置と、公共排雪車両が持つ運搬排雪カードを読み取ることで計測する装置によって構成される雪対策施設車両管理システムを用いて、各施設へ搬入された雪の量を把握している。

(2) 実施した監査手続き

雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務報告書の精査などにより、雪対策施設車両管理システムの運用が適切になされているか監査した。

(3) 監査の結果

【意見】

公共排雪車両において、運転手が運搬排雪カードをかざし忘れたことによるデータ修正依頼が頻発している。毎年除排雪が始まる11月ごろに運転手向け説明会を開催しているとのことであるが、かかる誤りが激減するように運搬排雪カードの取扱いについて周知徹底をすべきである。

3. 3. 11 冬季道路等気象予報業務について

(1) 概要

雪対策室では、冬季道路等気象予報業務を委託している。

冬季道路等気象予報業務は、札幌市が設置したマルチセンサー及び気象庁からの気象情報等の気象データを結合・解析することにより、札幌圏の詳細な気象情報（短時間予測、天気予報）等を雪対策室を含む情報提供先へ提供し、気象警報等の発令時には24時間体制で札幌市の各管理者へ情報通達をすることにより、除雪業務及び大雨、台風等に対する札幌市の防災体制に活用することを目的としている。

(2) 実施した監査手続き

冬季道路等気象予報業務の経済性、効率性、有効性について、関連簿冊の精査や聴き取りなどにより、監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

令和6年度冬季道路等気象予報業務として業務委託契約が締結されて、3,765万円が支出されている。「冬季」とされてはいるものの、防災対策として、夏季に関するもの、他の部署への情報提供なども含まれており、通年の気象予報業務を内容としている。この契約を始めた当初は冬季の気象予報業務を委託していたが、その後、通年の気象予報業務となったとのことである。

予算上、雪対策とは関連しない時季の気象予報業務については雪対策費用と分けて計上するべきである。

この点、直ちには、他の部署における予算計上が難しいという事情もあろうが、各部署と十分協議し、実態に合った適切な予算作成をするべきである。

3. 3. 12 パートナーシップ排雪について

(1) 概要

パートナーシップ排雪制度は、地域住民・除雪業者・札幌市の3者がそれぞれの役割を分担し、連携協力しながら住宅街の道路（生活道路）の運搬排雪を実施して、冬季間の生活環境を向上させることを目的としており、詳細は、パートナーシップ排雪制度実施要領に記載されている。

パートナーシップ排雪制度実施要領第9条のとおり、利用回数はシーズンを通じて1回とし、申し込みの取り下げをした場合にも、利用回数はゼロにならず、再申し込みができない規定となっている。

しかし、令和6年度の実際状況を見ると、再申し込みについて東区については不可だったが、北区では再申し込みを認めており、公正性の観点から適切な取り扱いが行われていない。

パートナーシップ排雪制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民要望の高い生活道路の除排雪について、地域・市・受託業者が、それぞれの役割を分担しながら連携して、生活道路の運搬排雪を実施することにより、快適な冬期生活環境を創出することを目的とした、パートナーシップ排雪制度の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(申込団体・実施団体)

第2条 申込団体は原則として、次の各号に該当し、営利を目的にしないものとする。

(1) 町内会及びこれに準じる組織

(2) 地域の除排雪を行うために設置された組織

2 実施団体は前項の申込団体のうち、申込を取下げた団体等を除き、制度を利用した団体とする。

(地域・市・受託業者の役割分担)

第3条 地域・市・受託業者の役割分担を以下のとおりとする。

(地域)

◎申込団体(実施団体)の役割

- ・当該制度を選択するにあたっての地域の合意形成
- ・当該制度の利用についての申込手続
- ・作業に係る費用(地域支払額)を受託業者に支払うこと

◎地域住民の役割

- ・排雪幅など作業水準についての理解と協力
- ・宅地内、屋根、駐車場などの雪を出さないこと
- ・路上駐車をしないこと
- ・その他作業の支障となる行為を行わないこと

(札幌市)

◎申込の受付、費用の積算、決定・変更・中止・完了通知

◎関係機関(警察等)への通知および届け出

◎作業の指示・監督・検査

- ◎作業に係る費用(札幌市支払額)の支払い
- ◎排雪時期の調整・決定

(受託業者)

- ◎マルチ除雪共同企業体または応援体制構築等により市と契約した企業
- ◎作業に係る費用(地域支払額)を実施団体から受領すること
- ◎地域に対する実施要領(作業実施日・安全管理)の事前説明及び完了報告
- ◎運搬排雪作業(機械作業)の実施
- ◎作業に係わる安全対策
- ◎契約約款・除雪業務委託等仕様書などの遵守
- ◎排雪時期の調整

(作業水準等)

第4条 対象路線の作業水準は以下のとおりとする。

(1) 対象路線

・ 申込対象区域内の計画排雪路線以外の道路(市道及び公道間を結ぶ道路)のうち、申込のあった道路を対象路線とする。

ただし、交差点から交差点までの一丁間を最小単位とし、狭小や急勾配な場合など、作業が困難であると市が判断する路線については除く。

・ 対象路線における作業は1路線1回とする。

(2) 排雪の対象

・ 道路上に堆積している雪のうち、第4条(3)作業水準に示す排雪幅分の雪を排雪の対象とする。

したがって、排雪幅より民地側の道路内の雪や個人・企業が処理すべき宅地内・屋根・あるいは駐車場などの雪は対象としない。

(3) 作業水準の選択

・ 申込団体は作業水準を「標準断面」と「抑制断面(抑制断面Ⅰ型または抑制断面Ⅱ型)」から選択することが出来る。

・ 標準断面は下表の排雪幅及び残雪厚で作業を実施する。

・ 抑制断面は道路に残す雪の量を多くすることで、地域支払額を軽減した下表の排雪幅及び残雪厚で作業を実施する。

・ 「抑制断面Ⅰ型」は民間排雪等の実施率が高い地区を想定した断面であることから、申込戸数の概ね3割以上において個人排雪等の利用がある団体を対象とする。

・ 「抑制断面Ⅱ型」は気温等の気象条件や路面状況に応じて、市が「抑制断面Ⅱ型-1」または「抑制断面Ⅱ型-2」の排雪断面を決定する。

【標準断面】

道路幅員	4 m以上 8 m未満	8 m以上
排雪幅 (通行幅)	機械作業で実施 可能な排雪幅(最大6 m)	6 m程度
残雪厚	残雪厚は10 c m程度	

【抑制断面Ⅰ型(民間排雪等の利用が多く、路面の圧雪のみ排雪する場合)】

道路幅員	4 m以上 8 m未満	8 m以上
排雪幅 (通行幅)	機械作業で実施 可能な排雪幅(最大4 m)	4 m程度 (原則、路面の圧雪のみを排雪)

残雪厚	残雪厚は10 c m以下
-----	--------------

【抑制断面Ⅱ型-①(路面の圧雪が保てる場合)】

道路幅員	4 m以上 8 m未満	8 m以上
排雪幅 (通行幅)	機械作業で実施 可能な排雪幅 (最大 6 m)	6 m程度
残雪厚	残雪厚は20 c m程度 (走行に支障がない範囲で路面の圧雪を削らない)	

【抑制断面Ⅱ型-②(路面の圧雪が保てない場合)】

道路幅員	4 m以上 8 m未満	8 m以上
排雪幅 (通行幅)	機械作業で実施 可能な排雪幅 (最大 6 m)	6 m程度
通行幅 (排雪作業後)	路面の圧雪を削り道路脇に寄せる (排雪後の通行幅4.5m程度)	
残雪厚	残雪厚は10 c m程度	

(費用の役割分担)

第5条 費用の役割分担は以下のとおりとする。

(1) 道路幅10m未満の道路は、地域と市の双方が費用を受持つため、地域支払額が発生する。

(2) 道路幅10m以上の道路は、市が費用の全額を受持つので、地域支払額は発生しない。

ただし、申込地域内の道路幅10m以上の道路だけを排雪希望する申込となった場合には、地域と市の双方が費用を受持つこととし、地域支払額が発生する。

(地域支払額)

第6条 地域支払額は以下のとおりとする。

(1) 1 k m当たりの地域支払額は建設局長が断面毎に定める。

(2) 実施団体は地域支払額を受託業者に直接支払う。

(3) 実作業額が地域支払額を下回る場合は、その下回る額をもって地域支払額とする。

(4) 地域支払額を受領方法等については、実施団体と受託業者の協議による。

(札幌市支払額)

第7条 札幌市支払額は以下のとおりとする。

(1) 札幌市支払額は実作業総額のうち地域支払額を除いた金額とする。

(2) 市は札幌市支払額を受託業者に支払う。

(排雪時期)

第8条 排雪時期(日程)については、地域の積雪状況及び市の排雪作業全体の工程等を考慮し、市が排雪予定日を決めるものとする。

なお、気象や作業の進捗状況等によっては、市が作業の日程変更や一時中断を決定する。

(利用回数)

第9条 利用回数はシーズンを通じて1回とし、「市民助成トラック制度」との重複利用は認めない。

(申込)

第10条 申込の受付は、パートナーシップ排雪申込書(様式1-1)の受理による。

- 2 申込の受付は、各区土木部維持管理課とする。
- 3 申込期間は閉庁日を除く10日間程度とし、建設局長が別途定める。

(決定通知)

第11条 申込内容の履行を決定した時は、申込団体及び受託業者にパートナーシップ排雪決定通知書(様式2-2~2-3)により決定を通知する。

(申込の取下げ)

第12条 パートナーシップ排雪取下げ届(様式4)の受理により、申込の取下げを認める。

- 2 申込の取下げ期限は排雪開始予定日の7日前までとし、7日前が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日までとする。

(大雪時の対応)

第13条 大雪時に作業の遅れを取り戻すため、以下の対応を行う場合がある。

- 2 札幌市緊急除排雪実施本部が受託業者以外による応援体制構築(フェーズ2)を決定した場合は、以下のとおりとする。

(1) 市が受託業者を変更して作業の実施を決定した時は、申込団体及び新旧受託業者にパートナーシップ排雪変更通知書(様式2-4-1)により変更を通知する。

(2) 第6条で定める地域支払額については変更しない。

- 3 札幌市緊急除排雪実施本部が生活道路の緊急排雪(フェーズ3)の実施を決定した場合は、以下のとおりとする。

(1) 市が生活道路の緊急排雪(フェーズ3)の実施を決定した時は、以降に着手するパートナーシップ排雪を取りやめる。

(2) 対象路線延長に変更がある場合は、申込団体及び受託業者に対し、パートナーシップ排雪変更通知書(様式2-5-1)により変更を通知する。

(3) 対象路線の全てを取りやめる場合は、申込団体及び受託業者に対し、パートナーシップ排雪中止通知書(様式2-6-1)により中止を通知する。

(4) 生活道路の緊急排雪(フェーズ3)の実施に伴い、パートナーシップ排雪が取りやめになる団体の地域支払額は発生しない。

(作業の検査)

第14条 市が実施する検査は、パートナーシップ排雪チェックリスト(様式5)により実施団体毎に行う。

(完了通知)

第15条 市が作業の完了を認めるときは、実施団体及び受託業者にパートナーシップ排雪の実施結果について(通知)(様式3-2~3-3)をもって完了を通知する。

- 2 受託業者は、市からの通知を受け、実施団体に対して地域支払額を請求する。

(地域の連絡調整先)

第16条 申込団体は、代表者のほかに連絡調整者を置くことができる。連絡調整者は、この申込の履行に関し、受託業者及び市と連絡調整を行うほか、第11条第1項の決定通知の受理、第15条第1項の完了通知の受理を行うものとする。

(細則)

第17条 この要領の運用に関して必要な事項は、建設局長が定める。

(2) 実施した監査手続き

内容を吟味し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

上記パートナーシップ排雪制度実施要領第9条のとおり、利用回数はシーズンを通じて1回とし、申し込みの取り下げをした場合にも、利用回数はゼロにならず、再申し込みができない規定となっている。令和6年度の実際の状況を見ると、再申し込みについて、東区については不可だったが、北区では再申し込みを認めており、公正性の観点から市としての基準を設けるべきと思われる。

札幌市に確認した結果、昨冬は1月下旬時点における極端な小雪のため、パートナーシップ排雪の申し込みの取り下げが行われ、その後のまとまった降雪といった特異な状況であったことから、特例的に、除雪事業者の作業スケジュールと体制が確保でき、かつ、スケジュールが町内会側の都合と合致したとして、非常に稀なケースとして再申し込みを受け付けていたとのことである。

地域の要望に少しでも応えられるように、再申し込みについて基準を設けることができるかどうかについては検討するべきである。

3. 3. 13 安全補助装置使用適合の確認について

(1) 概要

札幌市の除排雪作業は、除雪グレーダやタイヤショベル等の大型の除雪機械を使用しており、この除雪作業では、安全を確保するため、除雪オペレーター（運転手）の死角などを確認する助手を同乗させた「2人乗り体制」で作業を行っている。

しかし、除雪オペレーターなどの従事者は、高齢化が進むと同時に、年々減少していくことが予測されており、今後必要な人数を確保することができなくなることが懸念されている。そのため、札幌市では、除雪従事者の不足などに対応するため、除排雪作業の効率化・省力化に取り組んでいる。

その中で、「除雪機械の1人乗り化」は、除雪機械にバックカメラやセンサーなどの安全補助装置を設置することで、除雪オペレーター1人でも安全を確保しながら作業を行える状態を整える取組みで、除雪グレーダにおいては、老朽化による更新に合わせて、1人乗り仕様の機械を導入している。

また、既存の除雪機械（タイヤショベル、除雪トラック、凍結防止剤散布車）の1人乗り化に向け、安全性を確認しながら、バックカメラやセンサーなどの安全補助装置の設置を進めている。

除雪機械の1人乗り化の取組は、安全面を十分考慮して進める必要があるため、札幌市保有車から先行し段階的に進めてきたが、令和5年度からは業者保有車も対象とした取組を行っており、2名乗車型の機械への安全補助装置の設置を進めている。

既存（2名乗車）除雪機械及び1名乗車型除雪機械に安全補助装置を設置する場合には、安全補助装置仕様確認書、安全補助装置設置報告書及び安全補助装置確認写真を提出することが求められ、性能規定を満たしていない場合には、1名乗車で作業を認めないこととなっている。

札幌市は安全補助装置仕様確認書、安全補助装置設置報告書及び安全補助装置確認写真により、それが性能規定を満たしていること等をもって書面により安全補助装置使用適合の有無を確認しているが、業者により報告された安全補助装置が実際に設置されていることについて確認を行っていない。

(2) 実施した監査手続き

内容を吟味し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

安全補助装置の適合の有無については、安全補助装置仕様確認書、安全補助装置設置報告書及び安全補助装置確認写真による書面審査となっており、業者により報告された安全補助装置が実際に設置されていることについて確認をする必要があると思われる。

3. 4 雪対策室 車両管理事務所

3. 4. 1 除雪車両の巡回確認について

(1) 概要

車両管理事務所では、札幌市が保有し、道路維持除雪業務の受託者に貸し出している除雪車両（以下「官貸車」という。）については、下記のような点検項目について、巡回して不具合がないかどうかを確認している。

◎点検結果

↓※確認不可の項目には取消線(——)を記入

項目	内容	チェック欄	備考(特記事項)
動力伝達装置			
走行・作動油	オイル量	良・否	
走行装置			
タイヤ	著しい亀裂・破損	良・否	
タイヤチェーン	装着の有無	有・無	
チェーン装着場所	4輪車(前輪・後輪) / 6輪車(前前輪・前後輪・後輪)		
チェーン状態	著しい摩耗・破断・緩み	良・否	
車体装置			
外装	破損・曲り・変形	良・否	
ミラー等	破損・脱落	良・否	
ランプ・ワイパ類	破損・変形等	良・否	
バッテリースイッチ		ON・OFF	
作業装置			
作業装置外装	破損・変形等	良・否	
エッジ	破損・著しい摩耗	良・否	
ソリ摩耗板(スリ板)	破損・著しい摩耗・脱落	良・否	
オーガチップ	チップの摩耗	良・否	
保管状況等			
保管場所		車庫(屋内)・屋外	
雪よけシート	シートによる保護	良・否	(屋外のみ)

(「巡回確認票(ロータリ除雪車)」より抜粋)

一方で、道路維持除雪業務の受託者が自ら保有する除雪車両(以下「業持車」という。)については、巡回による不具合の確認などは特段行っていない。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、車両管理事務所で実施している除雪車両の巡回確認が適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

上記のように、車両管理事務所では、官貸車について不具合等を確認する目的で、巡回確認を行っているが、車両管理事務所の説明によれば、札幌市の財産である官貸車が大きな故障につながる管理・保管がなされていないかを確認し、車両の寿命を著しく損なうことがないように指導することを目的とするとのことである。換言すれば、通行人その他に危害を与えないようにするという安全性確保については、少なくとも巡回確認の主たる目

的とはしていない。確かに、日常点検整備を行い、保安基準¹¹に適合するように維持管理を行わなければならないのは、自動車の使用者であるから（道路運送車両法第47条、第47条の2）、道路維持除雪業務の受託者が維持管理の責任を負っているのは、当然のことである。しかし、市民からみれば、札幌市の除雪業務に供されている除雪車両については、札幌市による定期的な確認を通じてその安全性が担保されているとの認識を持つのではないかとと思われる。

また、車両管理事務所では、業持車については特段の巡回確認は行っていない。確かに、業持車は業者が自らの責任において不具合の確認等をすべきであり、巡回確認を行う人員確保の観点からも、札幌市が積極的に巡回確認の対象とすべきなのは官貸車であるということは、当然のことである。しかし一方で、令和6年度の除雪機械台数（割合）は、官貸車が432台（30%）、業持車が1,006台（70%）であって、業持車の方が台数（割合）が多いところ、市民からみれば、官貸車であろうが業持車であろうが、札幌市の除雪業務に供されている除雪車両という点では同じであるため、その安全性についても札幌市による定期的な確認を通じて等しく担保されているはず、との認識を持つのではないかとと思われる。そして、官貸車の巡回報告書を見ると、毎回20台前後の除雪車両を確認し、毎回数台の不具合車両指導台数が確認されている状況であるから、業持車についても同様の不具合が発生している可能性は、相応に考えられる。

このように、現状の巡回確認については、官貸車について主として車両の寿命維持という観点からの点検にとどまっているため、車両の安全性確保という観点から点検項目を拡充することや、業持車についても巡回確認の対象に加えることを検討するのが望ましいと考えられる。一方で、官貸車及び業持車の保管場所が札幌市内各地に分散されており、天候や状況によっては予定どおりに車両が保管場所に戻ってこない場合もあることから、現状の巡回確認においても相当の時間を要しており、車両管理事務所において巡回確認を行う職員や移動用の車両の台数も限られているといった事情があることも理解できるところである。そのため、現状において、すべての官貸車について点検項目を拡充し、すべての業持車について官貸車と同程度の確認を行うべきとまでは思われませんが、例えば、各区土木センターなど関連する他部局とも連携のうえ、車両管理事務所において官貸車の巡回確認を行う際に、官貸車の一部について安全性確保という観点からも点検を行い、同一の場所に保管されている業持車の一部についても点検をするといった方法により、可能な限りで適切な指導を行うことを検討するのが望ましい。

3. 4. 2 修理費の折衝の記録について

(1) 概要

車両管理事務所では、冬季除雪期間における不具合確認や除雪機械返還時の車体受入れ検査において、除雪車両（官貸車）の不具合が発見された場合に、修理費の負担を札幌市が行うか受託業者が行うかについて、受託業者と折衝を行っている。

(2) 実施した監査手続き

¹¹ **保安基準**：道路運送車両法に基づいて定められる自動車の構造・装置、乗車定員・最大積載量等に関する保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準のことをいう。保安基準は、原則として、「道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない、かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない」とされている（道路運送車両法第46条）。

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、修理費の負担に関して受託業者と折衝を行った際の記録化が適正になされているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

車両管理事務所によれば、折衝した結果、札幌市費負担が相当と判断したものは緊急調達で処理しているが、業者と折衝を行った際の記録（簿冊）は特段存在しないとのことである。

札幌市費負担とするか業者負担とするかは、判断に迷う点も多いと考えられ、折衝の際に業者との間で意見対立があることも容易に想像されるところ、こうした点を記録に残しておけば、後に修理費の負担について万が一争いが生じた場合の根拠とすることができるうえ、事例が記録として蓄積されることによって、以後の業者との折衝も円滑に行うことが期待できるのではないと思われる。そのため、札幌市費負担とするか業者負担とするかについて、業者と折衝を行った際の記録を残しておくのが望ましいと考えられる。

この点について、緊急調達により札幌市費負担としたものについては、「緊急調達の伺」と題する書類に「調達の概要」が記載されているため、その記録化がなされているといえるが、業者負担としたものについては、このような記録化がなされていないため、そもそも業者負担とした件数やその内容がデータとして把握できない現状にある。車両管理事務所の勉強会において、札幌市費負担とした事例や業者負担とした事例の共有はなされているとのことであるが、業者と折衝を行った際の記録（業者負担とした件数やその内容）を残しておけば、こうした事例の共有をデータに基づいて行うことができるため、記録化の有用性は否定し難い。業者負担とした理由を一定の種類に分けてチェックリスト方式にするなどの工夫をすれば、車両管理事務所の事務処理の負担が過大になるとも思われないことから、業者と折衝を行った際の記録（業者負担とした件数やその内容）を残しておくよう検討するのが望ましい。

3. 4. 3 貸与機械現況調書（引渡）について

(1) 概要

除雪機械貸与取扱要領には、札幌市所有の除雪機械を札幌市発注の除雪業務受託者に貸与するときの取扱いについて、必要な事項を定めており、その第10条において貸与機械の引渡しには、機械担当職員と除雪業務受託者の立会いのもと、除雪機械現況調書（引渡）により双方確認のうえ行うと記載されている。

貸与機械現況調書（引渡）について、書面の様式上左下に札幌市の機械担当者職員の氏名・印を記載することとなっているが、調書全てを閲覧した結果、機械担当者職員の氏名・押印については一切記載されていなかった。

札幌市除雪機械貸与取扱要領

(機械の引渡)

第10条 貸与機械の引渡しは、指示書で定めた引渡し期日及び引渡し場所において行う。この場合、受託者は除雪センター長もしくは現場統括主任とし、当該貸与機械に係る指示書を貸与機械管理担当職員（以下「機械担当職員」という。）に提示するとともに、除雪機械借用書（機様式-2）を提出しなければならない。

2 前項の引渡しは、機械担当職員と受託者の立会いのもと、除雪機械現況調書（引渡）（機様式-3～5）により双方確認のうえ行う。

(2) 実施した監査手続き

内容を吟味し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

貸与機械現況調書（引渡）について、書面の様式上左下に札幌市の機械担当者職員の氏名・印を記載することとなっているが、調書全てを閲覧した結果、機械担当者職員の氏名・押印については一切記載されていなかった。

札幌市に確認した結果、貸与機械現況調書（引渡）の機械担当者職員の氏名・押印の記載については、運用上問題がないとのことであり、そうであるとすれば、今後、様式を修正するなどの検討をする必要があると思われる。

3. 4. 4 貸与車両任意保険証券写綴について

(1) 概要

札幌市除雪機械貸与取扱要領に基づき、本市が所有する除雪機械を有効に活用し、適確な除雪業務（以下「業務」という。）の履行と円滑な道路交通の確保を図るため、札幌市財産条例第8条第3項の規定に基づき、除雪機械を受託者に貸与し（第3条）、本市所有の除雪機械を本市発注の除雪業務受託者（以下「受託者」という。）に貸与するときの取扱いについて、必要な事項を定めている（第1条）。

その必要な事項の一つとして、除雪機械への任意保険の加入を受託者に求めており、市では任意保険証券の写しを受託者に求め保管しているが、一部の任意保険証券の写しがファイルされていないものが発見された。

札幌市除雪機械貸与取扱要領

(任意保険の加入)

第16条 受託者は、貸与機械について自動車保険普通保険（任意保険）に加入しなければならない。この場合、対人賠償保険無制限、対物賠償保険5,000千円以上とする。なお、貸与機械に対する車両保険の加入に努め、また、車両購入額を参考に事故に備えた補償にも努めること。

2 前項の任意保険に加入したときは、速やかに保険証の写しを本市に提出するものとする。

(2) 実施した監査手続き

貸与車両任意保険証券写綴を閲覧し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

上記のとおり、任意保険への加入が受託者に要求されており、札幌市では任意保険証券の写しを受託者に求め保管しているが、一部の任意保険証券の写しがファイルされていないものが発見された。

札幌市が保険証券の写しを受託者から受取り保管するのは、受託者が任意保険に加入していることを確かめるために行うものであり、任意保険加入の管理が適切に行われていない。

3. 4. 5 単価が5万円未満の備品出納簿への記載について

(1) 概要

備品出納簿については改正が行われる前は5万円未満のものも備品出納簿に記載されていたが、改正により5万円未満のものは消耗品として処理することとなった。

(2) 実施した監査手続き

備品出納簿を閲覧し、規定とおりに備品が記載されているか確認するとともに、備品として記載すべきものがないかについても確認した。また、必要事項についてヒアリングを実施した備品出納簿の正確性を確認した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

備品出納簿（整備工場用 備品番号913 物品棚）について、購入単価が5万円未満のもの（単価38,600円、44,160円）について区分基準改正に伴う消耗品への変更がされていない。備品出納簿の先頭に消耗品と備品との区分を記載して、現在の基準の周知を図るべきである。

3. 5 土木部 工事課

3. 5. 1 多数の失格について

(1) 概要

調達案件番号：2402009511

工事（業務）番号：24（土）第0095号

工事（業務）名：国庫補助事業北園横断歩道橋補修工事

札幌市では、上記工事（業務）について、一般競争入札を実施した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、一般競争入札の手続きが適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

一般競争入札の結果は、下記のとおりであった。

業者名	入札金額	結果
A社	98,637,584円	失格
B社	98,637,584円	失格
C社	98,975,635円	
D社	98,637,584円	失格
E社	98,637,584円	失格
F社	98,646,630円	
G社	98,637,584円	失格
H社	99,305,055円	
I社	98,646,630円	落札
J社	98,214,232円	失格
K社	98,637,584円	失格

入札書比較価格 ¹²	109,050,000円 (100/110)
最低制限価格 ¹³	98,646,630円 (100/110)
最低制限価格率 ¹⁴	90.46%
落札金額	108,511,293円 (税込み)

上記のとおり、入札書比較価格以下の入札のうち、最低制限価格以上の入札があったのは11社中4社（C社、F社、H社、I社）であり、そのうち最も低い金額（98,646,630円）を入札した2社（F社、I社）においてくじ引きが行われ、I社が落札した。一方で、入札に参加した11社中7社（A社、B社、D社、E社、G社、J社、K社）が最低制限価格以下という理由で失格となり、うち6社（A社、B社、D社、E社、G社、K社）が全く同一の金額（98,637,584円）で入札して失格となった。少なくとも工事課所管の雪対策関係工事について、これだけ多数の失格が出て、しかもそのうちほとんどの業者が同一の金額で入札をして失格になった例は見当たらなかったため、その原因について質問したところ、札幌市からは、以下の回答があった。

ご指摘の失格については、検証の結果「土木工事標準単価の週休2日補正に係る端数処理」が原因である可能性が高いと考えております。なお、令和6年4月より土木工事標準単価の週休2日について補正方法が変更となっており（令和6年4月5日工事管理室公表）、その直後の入札である本工事において誤りが特に多く発生したものと推察します。

¹² **入札書比較価格**： 予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額のことをいう。入札金額は消費税及び地方消費税を除いた額を記載することから、予定価格と入札金額との比較を容易にするための金額である。

¹³ **最低制限価格制度**： 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度をいう（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

¹⁴ **最低制限価格率**： 最低制限価格を算出するために用いられる割合である。最低制限価格は、入札書比較価格に最低制限価格率を乗じることによって算出される。最低制限価格率は、工種等に応じて定められており、75%から94%までの割合となっている（札幌市工事等最低制限価格運用要領（令和7年3月19日一部改正）第4条）。

札幌市による検証の結果、上記のような原因分析をされているのであれば、今後同様の変更がある場合については、入札者に周知徹底をして、本件と同様の多数の失格が発生するような事態にならないよう配慮されたい。

3. 6 土木部 道路維持課

指摘事項、意見なし

3. 7 土木部 道路設備課

3. 7. 1 創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務の再委託について

(1) 概要

簿冊名：令和6年度創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務 原議 契約ID：2024020237 執行名称：創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務
--

札幌市では、創成川融雪管に設置されているロータリー機器について、冬季の使用に支障のないよう、点検整備業務を委託しており、特定随意契約の方法により契約を締結した。その後、受託者が再委託を行い、札幌市がこれを承認した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、特定随意契約の手続き及び再委託の手続きが適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本業務の仕様書には、再委託に関して、下記の記載がある。

8 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者はこれを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 機体の整備・修正及び部品の調達

前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務責任者は業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指揮監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

上記仕様書では、業務の「主たる部分」である「機体の整備・修正及び部品の調達」については、「受託者はこれを再委託することはできない」とされているにもかかわらず、受託者は、「専門業者選定通知書」において、「再委託に付する業務」を「機体点検整

備」として再委託を行う旨通知し、札幌市もこれを承認した。

この点について質問したところ、札幌市からは、要旨以下の回答があった。

「再委託に関する作業内容については、受託者にヒアリングを行い、受託者が調達した部品を受託者の指示・指導に基づき取り付ける整備作業の補助になること、作業後の確認・検査については受託者が実施することを確認し受理・承認しております。」

「ヒアリング内容は記載していませんでしたが、受託者にヒアリングを行い、再委託の内容が『機体の整備・修正及び部品の調達』に該当せず、再委託することができない業務ではないことを確認した上で承認・受諾を行ったものであるため、本業務は仕様書に則った再委託が行われたと考えております。」

しかし、「専門業者選定通知書」には、「再委託に付する業務」として「機体点検整備」としか記載されておらず、上記ヒアリング内容は記載されていない。

また、本業務では地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて特定随意契約¹⁵を行っており、その理由として、以下の点が挙げられている。

本業務にて整備を行う創成川融雪管ロータリー1号機については、上記業者が設計、製造及び施工したものである。

当該設備は排雪された雪を破碎・均質化し、融雪管に投入する役割を果たしており施設の稼働には欠かせない設備である。

冬期の連続した過酷な環境での稼働を求められ、機器単体だけでなく、投雪ダンプの制御を含めた安全性の確保など、求められる性能は非常に高いものになる。

本業務を履行するにあたっては、当該設備について機器だけでなくシステムとしての設計も熟知していることが不可欠であり、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは上記業者に限られるため、上記業者を特定し、随意契約とする。

このように、創成川融雪管ロータリー1号機は受託者が設計、製造及び施工したものであり、本業務を適切かつ確実に履行できるのは受託者に限られるという理由により特定随意契約を行った以上、再委託の範囲は限定すべきである。

したがって、本業務の再委託は、「専門業者選定通知書」に受託者からのヒアリング内容が記載されておらず、少なくとも外形上は仕様書に反していることが明らかであり、特定随意契約を行った理由に照らして慎重な検討を行った形跡もみられないため、これを首肯することはできない。今後、再委託を承認する際には、特定随意契約を行った理由に照らして慎重な検討を行い、それでもなお再委託を承認すべき理由があると判断する場合には、受託者からヒアリングした作業内容を詳細に記載するなどして、事後の検証に耐え得る理由を明記すべきである。

3. 7. 2 仕様書記載書類の簿冊への確実な編綴について

(1) 概要

簿冊名：令和6年度電気式ロードヒーティング設備保守点検業務（白石区）
契約ID：2023082294

¹⁵ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、随意契約が可能な場合として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を挙げている。

執行名称：電気式ロードヒーティング設備保守点検業務（白石区）

札幌市では、車道等に設置した電気式ロードヒーティング設備の適切な運用を確保するため、保守点検及び故障対応について業務委託を行っており、本業務の仕様書には、受託者からの提出書類が定められている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、仕様書に記載の書類が受託者から提出されたか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本業務について、仕様書によれば、「業務員」として「電気工事士（免状の種類不問）を保有している者を配置すること」とされており、契約後の提出書類としても「従業員名簿（氏名、年齢、資格証の写し、雇用関係証明書類を添付。）」が挙げられている。しかし、本件では「業務員名簿」は簿冊に綴られているが、業務員の「電気工事士（免状の種類不問）」の「資格証の写し」が簿冊に綴られていない。また、「雇用関係証明書類」も簿冊に綴られていない。

この点について質問したところ、札幌市からは、「担当職員が書類を手持ちしていたため、紙簿冊へ綴り忘れておりました。」との回答があった。

上記書類が受託者から提出されていることは確認したものの、仕様書記載書類の提出を事後的に検証できるよう、簿冊への綴り忘れがないよう励行されたい。

3. 7. 3 道路使用許可証の写しについて

(1) 概要

簿冊名：令和6年度電気式ロードヒーティング設備保守点検業務、令和6年度電気式ロードヒーティング設備修繕業務

札幌市では、車道等に設置した電気式ロードヒーティング設備の適切な運用を確保するため、保守点検及び故障対応について業務委託を行っており（保守点検業務）、また、不良箇所の修繕等についても業務委託を行っている（修繕業務）。この2つの業務の仕様書には、受託者からの提出書類が定められている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、仕様書に定められている受託者からの提出書類が適切か否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

上記2つの業務は、車道等に設置した電気式ロードヒーティング設備について、保守点検及び故障対応と修繕等を行うものであり、業務の性質上、交通の妨害や危険を生じさせる道路の使用を伴うことから、所轄警察署長の道路使用許可¹⁶（道路交通法第77条第1

¹⁶ **道路使用許可**：道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されている。このうち、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長

項)が必要となる。

この点について、上記2つの業務の仕様書には、受託者からの提出書類に道路使用許可証の写しは含まれていないが、他方で、上記簿冊の中には、受託者が任意に提出した道路使用許可証の写しが綴られているものもある。

上記で述べたように、道路使用許可は、ロードヒーティング設備保守点検業務及び設備修繕業務を行う上で必要な手続きであり、札幌市としても、受託者が道路使用許可を得たうえで業務の履行を適正に行っていることを確認する必要性はあると思料する。

したがって、仕様書上、道路使用許可証の写しを提出書類に追加することを検討されたい。

3. 7. 4 一者応札の固定化について

(1) 概要

札幌市では、車道等に設置した電気式ロードヒーティング設備の適切な運用を確保するため、保守点検及び故障対応について業務委託を行っており（保守点検業務）、また、不良箇所の修繕等についても業務委託を行っている（修繕業務）。いずれの業務も各区それぞれ一般競争入札によって契約を締結している。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、一般競争入札による競争性が担保されているか否かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【意見】

上記2つの業務について、過去5年間の入札方式、入札参加社数及び落札業者名は、下記のとおりである（札幌市提供資料から抜粋）。

の許可によって、その禁止が解除される行為が、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定められている。例えば、道路において工事若しくは作業をしようとする行為（同項第1号）などが定められている。

電気式ロードヒーティング設備保守点検業務

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R7	中央	一般競争入札	1	A社
	北・東	一般競争入札	1	B社
	白石	一般競争入札	1	C社
	豊平	一般競争入札	1	D社
	厚別・清田	一般競争入札	2	E社
	南	一般競争入札	1	D社
	西	一般競争入札	1	F社
	手稲	一般競争入札	1	G社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R6	中央	一般競争入札	1	A社
	北・東	一般競争入札	1	B社
	白石	一般競争入札	1	C社
	豊平	一般競争入札	1	D社
	厚別・清田	一般競争入札	1	E社
	南	一般競争入札	1	D社
	西	一般競争入札	1	F社
	手稲	一般競争入札	1	G社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R5	中央	一般競争入札	1	A社
	北・東	一般競争入札	1	B社
	白石	一般競争入札	1	C社
	豊平	一般競争入札	1	D社
	厚別・清田	一般競争入札	1	E社
	南	一般競争入札	1	D社
	西	一般競争入札	1	F社
	手稲	一般競争入札	1	G社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R4	中央	一般競争入札	1	A社
	北・東	一般競争入札	1	B社
	白石	一般競争入札	1	C社
	豊平	一般競争入札	1	D社
	厚別・清田	一般競争入札	1	E社
	南	一般競争入札	1	D社
	西	一般競争入札	1	F社
	手稲	一般競争入札	1	G社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R3	中央	一般競争入札	1	A社
	北・東	一般競争入札	1	B社
	白石	一般競争入札	1	C社
	豊平	一般競争入札	1	D社
	厚別・清田	一般競争入札	1	E社
	南	一般競争入札	1	D社
	西	一般競争入札	1	F社
	手稲	一般競争入札	1	G社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R2	中央	一般競争入札	1	A社
	北・東	一般競争入札	1	B社
	白石	一般競争入札	1	C社
	豊平	一般競争入札	1	D社
	厚別・清田	一般競争入札	1	E社
	南	一般競争入札	1	D社
	西	一般競争入札	1	F社
	手稲	一般競争入札	1	G社

電気式ロードヒーティング設備修繕業務

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R7	中央・北・東	一般競争入札	1	A社
	白石・厚別・清田	一般競争入札	1	D社
	豊平・南	一般競争入札	1	D社
	西・手稲	一般競争入札	1	H社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R6	中央・北・東	一般競争入札	1	A社
	白石・厚別・清田	一般競争入札	1	D社
	豊平・南	一般競争入札	1	D社
	西・手稲	一般競争入札	1	H社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R5	中央・北・東	一般競争入札	1	A社
	白石・厚別・清田	一般競争入札	1	D社
	豊平・南	一般競争入札	1	D社
	西・手稲	一般競争入札	1	H社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R4	中央・北・東	一般競争入札	1	A社
	白石・厚別・清田	一般競争入札	1	D社
	豊平・南	一般競争入札	1	D社
	西・手稲	一般競争入札	1	H社

※白石・厚別・清田、豊平・南は入札不調(参加者無し)のため、2回目

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R3	中央・北・東	一般競争入札	1	A社
	白石・厚別・清田	一般競争入札	1	D社
	豊平・南	一般競争入札	1	D社
	西・手稲	一般競争入札	1	H社

年度	各区	入札方式	入札参加社数	落札業者名
R2	中央・北・東	一般競争入札	1	A社
	白石・厚別・清田	一般競争入札	1	D社
	豊平・南	一般競争入札	1	D社
	西・手稲	一般競争入札	1	H社

過去5年間の入札方式はすべて一般競争入札であるところ、入札参加社数は令和7年度の厚別区・清田区の保守点検業務¹⁷を除きすべて1者であり、各区の落札業者は過去5年間すべて同一であることが確認できた。

このように、一者応札¹⁸によって各区の落札業者が長期間固定化・棲み分けされている現状からすれば、上記2つの業務は明らかに競争性が損なわれているといえる。このような状況を漫然と放置するのではなく、一者応札を可能な限り回避し、競争性を担保するための工夫をすべきである。

3. 7. 5 見積参加者選考調書の簿冊への確実な編綴について

(1) 概要

簿冊名：降雪情報システムマルチセンサー気温計通風ファン交換業務 原議 契約ID：2024073152

¹⁷ なお、令和7年度の厚別区・清田区の保守点検業務においても、入札に参加した2社のうち1社は「無効」とされており、実質的には一者応札というべき状況であった。

¹⁸ **一者応札**：競争入札において一者しか応札がなく契約されることをいう。「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）6～7頁によれば、「もとより応札者数はその時々の方々の市場の需給等にも左右されるため、結果として一者応札となったものすべてが問題ということではない。しかし、同種の入札に一者応札が続く場合、とりわけ何度も同じ事業者が一者応札で受注を繰り返す場合には、調達価格の高止まりが強く懸念される。このため、一者応札となった契約については、他の事業者が応札しなかった理由を含め、一者応札となった原因の把握と分析に努め、そのうえで、仕様の見直しや新規参入者への情報提供など、国側の調達手続等の改善によって複数者の応札が期待される場合には、これらに積極的に取り組み、競争参加者の増加を図る必要がある。」とされている。

札幌市では、降雪情報システムマルチセンサー気温計通風ファン交換業務について、特定随意契約の方法により契約を締結した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、特定随意契約の手続きが適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本業務について、契約金額374,000円で特定随意契約としているが、「見積参加者選考調書」が綴られておらず、いかなる理由で特定随意契約をしたものかが簿冊上不明であった。この点について質問したところ、札幌市からは、契約の性質が競争入札に適さないと理由で特定随意契約を行ったものであるが、「見積参加者選考調書」を紙媒体へ綴り忘れていたとの回答があった。

「見積参加者選考調書」の内容は確認したものの、特定随意契約の理由を事後的に検証できるよう、簿冊への綴り忘れがないよう励行されたい。

3. 8 みどりの推進部 みどりの管理課

3. 8. 1 公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（行為許可等・モエレ沼公園）について

(1) 概要

都市公園法及び札幌市都市公園条例に基づき、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない（都市公園法第6条、札幌市都市公園条例第12条）、モエレ沼公園について雪堆積場として、令和7年2月11日から令和7年5月10日までの公園使用許可申請書の提出を行っている。

しかし、申請書の申請日が令和7年1月29日、起案日が令和7年2月18日、決裁日が令和7年2月18日、申請者への連絡が令和7年2月18日となっているが、使用期間が令和7年2月11日からとなっており、使用期間開始日を過ぎた日に決裁がされていた。

都市公園法

(都市公園の占用の許可)

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

札幌市都市公園条例

(申請書の記載事項)

第12条 法第6条第2項の占有の許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）の種類及び数量
- (3) 占有物件の管理方法
- (4) 占有物件設置工事の期間及び実施方法
- (5) 前各号のほか、市長が指示する事項

(2) 実施した監査手続き

公園使用許可申請書を閲覧し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

モエレ沼公園（除雪事業として）占有について。公園使用許可書の決裁前から目的使用がされており、適切な運用となっていない。

3. 8. 2 公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（行為許可等・豊平川緑地）について

(1) 概要

都市公園法及び札幌市都市公園条例に基づき、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない（都市公園法第6条、札幌市都市公園条例第12条）、豊平川緑地について雪堆積場として、令和7年2月15日から令和7年5月14日までの公園使用許可申請書の提出を行っている。

しかし、申請書の申請日が令和7年1月29日、起案日が令和7年2月18日、決裁日が令和7年2月18日、申請者への連絡が令和7年2月19日となっているが、使用期間が令和7年2月15日からとなっており、使用期間開始日を過ぎた日に決裁がされていた。

(2) 実施した監査手続き

公園使用許可申請書を閲覧し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

豊平川緑地（除雪事業として）占有について。公園使用許可書の決裁前から目的使用がされており、適切な運用となっていない。

3. 8. 3 公園使用許可申請書兼使用料減免申請書（公園行為許可等・百合・豊平・平岡・樹芸・稲積）について

(1) 概要

除雪センター事務所棟の使用について、使用期限後の使用完了の現地確認等を区土木部及び区土木部から委託を受けた業者が各公園指定管理者と実施している。

しかし、現地確認等について完了した旨の届け等の書類が作成・保存されていない。

(2) 実施した監査手続き

公園使用許可書等を閲覧し、質問を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

除雪センター事務所棟の使用について、使用期限後の使用完了の現地確認等を区土木部及び区土木部から委託を受けた業者が各公園指定管理者と実施している。

しかしながら、現地確認等について完了した旨の届け等の書類が作成・保存されていない。現地確認等が実際に行われているか否かを事後的に確認するためにも現地確認等について完了した旨の届け等の書類の作成・保存をするべきである。

3. 9. 1 北区 土木部 維持管理課

3. 9. 1. 1 従業者の秘密保持について

(1) 概要

簿冊名：業務委託原議<上篠路第2地区雪堆積場管理業務>、業務委託原議<拓北第2地区雪堆積場管理業務>、業務委託原議<石狩市緑苑台地区雪堆積場管理業務>

札幌市では、民活型雪堆積場¹⁹管理業務に伴う個人情報の取扱いについて、受託者から「個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書」の提出を受けて、札幌市が定める「個人情報取扱事務委託等の基準」（令和5年1月6日総務局長決裁）を満たしているか否かについて、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」によって評価を行っている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、札幌市が定める「個人情報取扱事務委託等の基準」を満たしているか否かの評価が適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

「個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書」の3(2)には、「従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、各従業者から、当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴して提出してください。」と記載されている。しかし、上記3つの民活型雪堆積場管理業務については、「従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類」も「当該業務

¹⁹ **民活型雪堆積場**：民活型雪堆積場とは、民間事業者から民有地の活用提案を受け、札幌市で審査を行った結果、開設することとした雪堆積場である。民活型雪堆積場管理業務は、雪堆積場用地の確保、必要な施設整備、雪処理作業、雪割作業等、開設から閉鎖までの雪堆積場としての一連の作業について行うものであり、事業者より提案を受け、審査を経て、札幌市と委託契約を締結するものである。市街地近郊で雪堆積場が不足する中、民活型雪堆積場はマルチ一体型雪堆積場を補完する重要な役割を持ち、令和6年度は全雪堆積場82箇所のうち33箇所、全雪堆積場搬入量1,458㎥のうち743㎥を受け入れた。

において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書」もいずれも提出されていなかったにもかかわらず、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目では「問題無し」とされた。

この点について質問をしたところ、北区からは、「個人情報取扱事務委託等の基準及び、「個人情報取扱事務委託等の基準」についてのよくある質問と回答、他の業務を参考に、受託者が保護管理者又は従業者に提出させる誓約書を市に提出することまでは求める必要はないと認識していたため口頭による確認のみとしていました。」との回答を得た。

しかし、下記のとおり、北区が指摘する「個人情報取扱事務委託等の基準」や「『個人情報取扱事務委託等の基準』についてのよくある質問と回答」をみても、従業者の誓約書の提出までは必須ではないと言及しているにとどまり、従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類（社内規定など）の提出までは不要とはしていない。

○個人情報取扱事務委託等の基準（令和5年1月6日総務局長決裁）

【別紙1】個人情報取扱安全管理基準

3 従業者の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業者は、必ず1回以上研修等を受講している者として
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

○「個人情報取扱事務委託等の基準」についてのよくある質問と回答（令和5年3月15日現在）

Q6 申出書（様式1）の3（2）では従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出するよう求めています。これは、具体的に何を提出してもらえばよいのでしょうか？

A6 従業者の秘密保持について書いてあるものなら何でもよいので、社内規定（社員の秘密保持について規定しているもの）でもいいですし、受託者が保護管理者又は従業者に提出させる誓約書でもかまいません。

したがって、上記3つの民活型雪堆積場管理業務について、「従業者の秘密保持に関する事項が明記されている書類」も「当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書」もいずれも提出されていなかったにもかかわらず、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目で「問題無し」とした判断は、「個人情報取扱事務委託等の基準」に照らして誤りであったと言わざるを得ない。

3. 9. 1. 2 公文書の管理について

(1) 概要

公文書の管理を適切に行うためには、目録を作成することが必要である。札幌市においては、文書管理システムに簿冊情報を登録することによって公文書目録を作成している。

(2) 実施した監査手続き

公文書管理が適切に行われているかについて、簿冊の閲覧や聴き取りにより監査した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

委託業者から受領した各種報告書など文書管理システムに登録されていない公文書が多数存在するが、全て文書管理システムに登録すべきである。

この点、札幌市公文書管理条例第5条第1項が、「実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、効率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。」としていることから単独で管理することが適当であると判断して、文書管理システムに登録していないものがあるとのことであった。

しかしながら、札幌市公文書管理条例第5条第1項は、密接な関連を有する公文書の一つの集合物にまとめる必要があるか否かについて規定しているだけであり、公文書として扱わなくて良いと規定しているわけではないため、かかる規定は委託業者から受領した各種報告書などを文書管理システムに登録しない理由にはならない。

札幌市公文書管理条例第2条第2号は、実施機関の職員が職務上取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものは公文書に該当する旨を規定しており、委託業者により作成、提出された各種報告書も公文書である。これらの報告書等も文書管理システムに登録して、適切な管理をすべきである。

3. 9. 2 東区 土木部 維持管理課

3. 9. 2. 1 パートナーシップ排雪チェックリストについて

(1) 概要

札幌市では、パートナーシップ排雪の作業の検査として、「パートナーシップ排雪チェックリスト」により実施団体ごとに行っている（パートナーシップ排雪制度実施要領第14条）。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、「パートナーシップ排雪チェックリスト」による検査が適正に行われているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

「パートナーシップ排雪チェックリスト」には、以下のチェックリスト項目が設けられており、それに対して、パトロール員が「はい」「いいえ」「未確認」のいずれかにチェックをつける書式となっている。

- 1 間口の段差や残雪に注意しているか。
- 2 交差点は、できるだけ見通しよく排雪されているか。
- 3 雪壁が狭くて高いなど、崩壊の恐れがあるような危険な所は、頭落としされているか。
- 4 作業完了部分と未施工部分について、通行に支障がないよう摺り付けされているか。
- 5 塀などの作工物の破損に注意して施工しているか。
- 6 適切にガードマンが配置され、交通安全及び歩行者保護が適格におこなわれているか。
- 7 排雪幅は、下記の幅員を概ね確保しているか。

	道路幅員	4 m以上 8 m未満	8 m以上
	排雪幅	機械作業で実施可能な排雪幅 (最大 6 m程度)	6 m程度
8 残雪厚は、10cm程度となっているか。			

上記のチェックリスト項目のうち、項目6については、その内容からして、パートナーシップ排雪の実施中に確認をした場合に限り、「はい」または「いいえ」にチェックがつけられるべきものであり、パートナーシップ排雪の終了後に確認をしたにとどまる場合には、「未確認」にチェックがつけられるべきものである。このことは、「パートナーシップ排雪チェックリスト」の「備考」欄に、「現地で確認できない項目については、未確認欄にチェックをすること」と敢えて注意喚起されていることから、明らかである。しかし、東区の「パートナーシップ排雪チェックリスト」には、「未確認」にチェックがついているものは一つもなかった。

そこで、東区に対して質問したところ、東区からは、排雪中と終了後にそれぞれチェックしており、未確認の際は「未確認」にチェックする運用になっているとの回答を得た。

この点について、業務日誌を閲覧して検証したところ、業務日誌上、パートナーシップ排雪の実施日にパトロールをした記載がない（すなわち、パートナーシップ排雪の実施中に確認をしていない）にもかかわらず、当該「パートナーシップ排雪チェックリスト」の項目6には「はい」にチェックがつけられていた事例を確認した。

このように、排雪中にパトロールを実施できなかったのであれば、当該「パートナーシップ排雪チェックリスト」の項目6には「未確認」にチェックがつけられるべきであるから、安易に「はい」にチェックをつけることのないよう徹底されたい。

3. 9. 2. 2 指名見積合せの「無効」について

(1) 概要

執行名称：システムパネル等の借受 契約ID：2024049875

東区では、令和6年10月20日の「ひがしく健康・スポーツまつり2024」において、雪かき前のぼかぼか体操をテレビモニターで上映しつつ、除排雪に関する歴史、現状及び事業、さらには冬の暮らしに役立つ情報を市民に広く紹介することを目的として、冬みちパネル展を実施した。パネル展示を行うためのシステムパネル等の借受について、指名見積合せの方法により契約を締結した。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、指名見積合せの方法による契約手続きが適正に行われているかについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

本件について指名見積合せを行ったところ、見積参加者3者のうち1者が「無効」となった。その理由について東区に質問したところ、東区からは、「仕様書では設置・撤去費はリース代に含むと記載していたにも関わらず、無効となった業者は見積書にリース代とは別項目で記載してきた。これは仕様書とは異なるので入札無効とした。」との回答を得た。

確かに、仕様書には、「運搬費、整備費等は、賃貸借料に含むものとする」との記載があり、「無効」となった1者が提出した見積書には、「システムパネル」等の単価及び金額とは別途、「運搬費」、「設置・撤去作業費」、「諸経費」が計上されている。

この点に関しては、見積書に、「運搬費」等の金額が具体的に明示されておらず、「別途お見積り」などと記載されているのであれば、当該見積書の記載自体からは、「運搬費」等を含めた総額が確定せず、他の見積参加者の見積金額と比較することができないため、「無効」と判断するのが相当と思われる。

しかし、本件において、「無効」となった当該1者が提出した見積書には、「運搬費」等を含めた総額が「見積書比較価格」として明示されているのであるから、他の見積参加者と見積金額の比較をすることは可能である。このような場合にまで、仕様書の記載とは異なるとして見積自体を「無効」としてしまうのは、あまりにも形式的過ぎる判断であり、適切とは言い難い。

なお、「無効」となった当該1者の「見積書比較価格」は、他の見積参加者の金額より高かったため、仮にこれを有効として取り扱ったとしても、本件の指名見積合せの結論には影響がなかったことを念のため付言する。

3. 9. 2. 3 公文書の管理について

(1) 概要

公文書の管理を適切に行うためには、目録を作成することが必要である。札幌市においては、文書管理システムに簿冊情報を登録することによって公文書目録を作成している。

(2) 実施した監査手続き

公文書管理が適切に行われているかについて、簿冊の閲覧や聴き取りにより監査した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

委託業者から受領した各種報告書など文書管理システムに登録されていない公文書が多数存在するが、全て文書管理システムに登録すべきである。

この点、札幌市公文書管理条例第5条第1項が、「実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、効率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。」としていることから単独で管理することが適当であると判断して、文書管理システムに登録していないものがあるとのことであった。

しかしながら、札幌市公文書管理条例第5条第1項は、密接な関連を有する公文書を一の集合物にまとめる必要があるか否かについて規定しているだけであり、公文書として扱わなくて良いと規定しているわけではないため、かかる規定は委託業者から受領した各種報告書などを文書管理システムに登録しない理由にはならない。

札幌市公文書管理条例第2条第2号は、実施機関の職員が職務上取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものは公文書に該当する旨を規定しており、委託業者により作成、提出された各種報告書も公文書である。これらの報告書等も文書管理システムに登録して、適切な管理をすべきである。

3. 9. 2. 4 運搬排雪安全管理パトロール結果通知書について

(1) 概要

道路脇の雪山の雪を大型ロータリー等で切り崩し、それをダンプトラックに積み込み、雪堆積場等へ運搬する作業を「運搬排雪」という。運搬排雪の安全管理のため、土木センター職員によるパトロールが行われている。

(2) 実施した監査手続き

運搬排雪の安全管理が適切に行われているかについて、簿冊の調査や聞き取りによって監査した。

(3) 監査の結果

【意見】

運搬排雪安全パトロール結果通知書において、「一部では交通誘導員が少なく、歩行者及び一般車両が混乱する状況が確認されました。」との記載があった。しかしながら、具体的な箇所や業者への指導内容の記載やそれがわかる資料の添付がない。

これについては、直接現地で口頭により指導したとのことであるが、今後の業務に生かせるよう、より詳細な状況について同通知書に記載すべきである。

3. 9. 2. 5 道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について

(1) 概要

道路維持除雪業務については、特記仕様書があり、受託業者は特記仕様書に従い業務を実施することになっている。

(2) 実施した監査手続き

道路維持除雪業務が特記仕様書どおりに行われているか、簿冊を調査し、聞き取りをするなどして、監査した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

特記仕様書上、交通誘導警備について、1級又は2級検定合格警備員を1名以上配置することを求めており、資格の確認資料として、施工計画書に、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の添付を求めている。

しかしながら、施工計画書に検定合格証明書の添付がなされていない。

この点、資格の確認は担当者が除雪センターへ赴き、名簿を閲覧しておこなっているとのことであったが、担当者の目視確認だけでは不十分であり、特記仕様書どおり受託業者に検定合格証明書の添付の遵守を求めるべきである。

3. 9. 2. 6 除雪作業日誌、除雪作業日報への押印等について

(1) 概要

維持管理課においては、除雪作業日誌、除雪作業日報が作成される。そして、これらが綴じ込まれて簿冊として保管されている。

(2) 実施した監査手続き

除雪作業日誌、除雪作業日報を閲覧し、所定の手続きが実施されていることを確認した。また、必要事項についてヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

東地区、西地区、南地区の除雪作業日誌、除雪作業日報に業務主任等、除雪センター長等の押印（確認印）がない。また、人数、時間等をチェックした痕跡を残すことが望ましい。除雪作業日誌については、指示、指導、協議事項等に記載されているものがなかった。また、除雪作業日報については、担当業務員からの指示事項、受託者から担当業務員等への報告事項に記載があるものがなかった。気づいた事項は、積極的に記載するべきである。

3. 9. 2. 7 パートナーシップ排雪チェックリストの記載について

(1) 概要

パートナーシップ排雪チェックリストは、パートナーシップ排雪実施要領において、作業の検査は札幌市の役割であること及び検査はチェックリストにより実施団体毎に行うことを定めているために作成される。

(2) 実施した監査手続き

パートナーシップ排雪チェックリストを査閲し、適宜ヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果

【意見】

パートナーシップ排雪チェックリストには「管理面で気づいた事項があれば具体的に記載してください。」とあるが、1年間を通じてこの記載がされていない。極力、気づいた事項があれば記載してもらおうようにするべきである。

3. 9. 3 西区 土木部 維持管理課

3. 9. 3. 1 従業者の秘密保持について

(1) 概要

簿冊名：令和6年度福井地区雪堆積場管理業務、令和6年度平和地区雪堆積場管理業務、令和6年度平和第2地区雪堆積場管理業務、令和6年度西野平和地区雪堆積場管理業務

札幌市では、民活型雪堆積場管理業務に伴う個人情報の取扱いについて、受託者から「個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書」の提出を受けて、札幌市が定める「個人情報取扱事務委託等の基準」（令和5年1月6日総務局長決裁）を満たしているかどうかについて、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」によって評価を行っている。

(2) 実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、札幌市が定める「個人情報取扱事務委託等の基準」を満たしているか否かの評価が適正妥当かについて監査を行った。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

「個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書」の3(2)には、「従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、各従業員から、当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴して提出してください。」と記載されている。しかし、上記4つの民活型雪堆積場管理業務については、「従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類」も「当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書」もいずれも提出されていなかったにもかかわらず、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目では「問題無し」とされた。

しかし、下記のとおり、「個人情報取扱事務委託等の基準」や「『個人情報取扱事務委託等の基準』についてよくある質問と回答」によれば、従業員の秘密保持に関する社内規定や従業員の誓約書を提出するよう求めている。

○個人情報取扱事務委託等の基準（令和5年1月6日総務局長決裁）

【別紙1】個人情報取扱安全管理基準

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業員を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業員に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業員は、必ず1回以上研修等を受講している者としていくこと。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

○「個人情報取扱事務委託等の基準」についてよくある質問と回答（令和5年3月15日現在）

Q6 申出書（様式1）の3（2）では従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出するよう求めています。これは、具体的に何を提出してもらえばよいのでしょうか？

A6 従業員の秘密保持について書いてあるものなら何でもよいので、社内規定（社員の秘密保持について規定しているもの）でもいいですし、受託者が保護管理者又は従業員に提出させる誓約書でもかまいません。

したがって、上記4つの民活型雪堆積場管理業務について、「従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類」も「当該業務において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書」もいずれも提出されていなかったにもかかわらず、「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」の該当項目で「問題無し」とした判断は、「個人情報取扱事務委託等の基準」に照らして誤りであったと言わざるを得ない。

3. 9. 3. 2 関係法令等確認調書について

(1) 概要

簿冊名：令和6年度平和地区雪堆積場管理業務

札幌市では、民活型雪堆積場管理業務の受託者から、「関係法令等確認調書」（様式－10）を提出させ、運行管理者、安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者の各選任の有無を確認している。

（２）実施した監査手続き

関連簿冊の査閲及びヒアリングにより、「関係法令等確認調書」（様式－10）の記載内容が適正妥当かについて監査を行った。

（３）監査の結果

【指摘事項】

○道路交通法
（安全運転管理者等）
第74条の3 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。））、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。
（略）
4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。
（略）

「関係法令等確認調書」（様式－10）の「2. 安全運転管理者の選任」には、根拠法令として「道路交通法第74条の2第1項」と記載されているが、正しくは、「道路交通法第74条の3第1項」である。また、「3. 副安全運転管理者の選任」には、根拠法令として「道路交通法第74条の2第2項」と記載されているが、正しくは、「道路交通法第74条の3第4項」である。「関係法令等確認調書」（様式－10）に記載する根拠法令については、正確を期されたい。

3. 9. 3. 3 公文書の管理について

（１）概要

公文書の管理を適切に行うためには、目録を作成することが必要である。札幌市においては、文書管理システムに簿冊情報を登録することによって公文書目録を作成している。

（２）実施した監査手続き

公文書管理が適切に行われているかについて、簿冊の閲覧や聴き取りにより監査した。

（３）監査の結果

【指摘事項】

委託業者から受領した各種報告書など文書管理システムに登録されていない公文書が多数存在するが、全て文書管理システムに登録すべきである。

この点、札幌市公文書管理条例第5条第1項が、「実施機関の職員が公文書を作成し、

又は取得したときは、当該実施機関は、効率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。」としていることから単独で管理することが適当であると判断して、文書管理システムに登録していないものがあるとのことであった。

しかしながら、札幌市公文書管理条例第5条第1項は、密接な関連を有する公文書の一つの集合物にまとめる必要があるか否かについて規定しているだけであり、公文書として扱わなくて良いと規定しているわけではないため、かかる規定は委託業者から受領した各種報告書などを文書管理システムに登録しない理由にはならない。

札幌市公文書管理条例第2条第2号は、実施機関の職員が職務上取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものは公文書に該当する旨を規定しており、委託業者により作成、提出された各種報告書も公文書である。これらの報告書等も文書管理システムに登録して、適切な管理をすべきである。

3. 9. 3. 4 道路パトロール作業日誌について

(1) 概要

道路維持除雪業務については、特記仕様書があり、受託業者は特記仕様書に従い業務を実施することになっている。特記仕様書上、受託業者は、道路パトロールを実施し、道路パトロール作業日誌を作成することとされている。

(2) 実施した監査手続き

道路パトロール作業日誌が、特記仕様書どおりに行われているか、簿冊を調査し監査した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

道路維持除雪業務の特記仕様書には、「道路パトロール作業日誌に添付する、幹線道路及び準幹線道路のパトロール経路図には、走行順路が判るよう起終点を明示するとともに、走行方向を矢印で明示すること、また、走行時間帯が判別できるよう、午前・午後別に使用する線種を変更すること。」との記載がある。

しかしながら、道路パトロール作業日誌において、これが遵守されていない。

この点、特記仕様書のこの項目は、平成24年から平成28年にかけて道路パトロール作業の委託化を段階的に進めていくにあたり、パトロール品質の確保が課題となっていた中で、より詳細な報告を求めることにより、パトロール業務の適正な履行の確保を目的に、求められたものであるとのことであった。

仮に、現在、道路パトロール業務の実施のノウハウが確立しているため、かかる詳細なパトロール経路図への記載までは不要なのであれば、特記仕様書からかかる項目を削除するなど、受託業者の道路パトロール作業日誌作成における負担を軽減するべきである。

3. 9. 3. 5 道路維持除雪業務の受託者である共同企業体の一部構成員の脱退に伴う手続について

(1) 概要

令和6年度、西区南地区道路維持除雪業務を受託した共同企業体の構成員のうち1社が

脱退した。

(2) 実施した監査手続き

受託者の共同企業体の構成員の脱退に伴う手続に問題がないか関連簿冊の精査や聴き取りにより監査した。

(3) 監査の結果

【意見】

共同企業体からの構成員の脱退については、協定書に基づき札幌市が脱退の承認をしているが、脱退後委託業務の履行に問題がないかについての確認内容とその結果が記録に残されていない。

共同企業体の構成員が脱退する場合、協定書上、残存構成員が脱退後の業務を完了する義務を有しているが、脱退を承認するにあたり、残存構成員によって脱退後の業務の履行が可能かどうか確認するため、脱退による委託業務への影響等について聴取等をして、それを記録に残すべきである。

3. 9. 3. 6 道路維持除雪業務における交通誘導警備資格の確認について

(1) 概要

道路維持除雪業務については、特記仕様書があり、受託業者は特記仕様書に従い業務を実施することになっている。

(2) 実施した監査手続き

道路維持除雪業務が特記仕様書どおりに行われているか、簿冊を調査し、聴き取りをするなどして、監査した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

特記仕様書上、交通誘導警備について、1級又は2級検定合格警備員を1名以上配置することを求めており、確認資料として、施工計画書に、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書の添付を求めている。

しかしながら、施工計画書に検定合格証明書の添付がなされておらず、資格の確認すらされていない。これでは、資格のない者が交通誘導警備を担当することにもなりかねず、安全確保が疎かになっていると言わざるを得ない。

3. 9. 3. 7 パートナーシップ排雪チェックリストの記載について

(1) 概要

パートナーシップ排雪チェックリストは、パートナーシップ排雪実施要領において、作業の検査は札幌市の役割であること及び検査はチェックリストにより実施団体毎に行うことを定めているために作成される。

(2) 実施した監査手続き

パートナーシップ排雪チェックリストを査閲し、適宜ヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果

【意見】

パートナーシップ排雪チェックリストには「管理面で気づいた事項があれば具体的に記載してください。」とあるが、1年間を通じてこの記載がされていない。極力、気づいた事項があれば記載してもらうようにするべきである。

3. 9. 3. 8 除雪作業日報（歩道除雪）の人員項目の記載について

(1) 概要

除雪作業日報（歩道除雪）は一定の形式で作成され、人員項目の記載も要求される。

(2) 実施した監査手続き

除雪作業日報（歩道除雪）を閲覧し、必要事項について適時ヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果

【指摘事項】

北地区の「除雪作業日報（歩道除雪）」の人員の項目が途中から未入力になっているが、これは単なる記載漏れである。簿冊の管理、査閲をすることによって、単なるミスは防ぐことができるので、こうしたミスは極力排除をしたい。複数人で確認する等、チェック体制の強化が望まれる。

第4 監査結果を踏まえて

監査人は令和5年度は高速電車事業及び軌道整備事業、令和6年度は水道事業を監査テーマにした。このインフラ中心の監査に続いて、令和7年度の監査テーマは雪対策としたが、実際に監査を行っていて、雪対策はあらゆるインフラの基礎であることが理解できた。雪対策は単に実際の除雪排雪だけでなく、札幌市雪対策室、各区の土木センターを中心とした情報共有を行い、これを分析し、実行に移す必要があることが理解できた。世界まれにみる人口が多い降雪地帯である札幌の除排雪は、こうした計画的な運営によってまかなわれている。

今回の監査では、雪対策に係る施設を視察させていただいた。除雪よりも排雪の方が予算が多くなる理由が体感できた。やはり、人口100万人を超える都市での、雪対策施設は規模の大きいものであり、実際に見たうえで、雪対策は、万全を期しているのではないかと期待もできた。

しかし、令和8年1月、札幌市は大きな降雪により、バス等の運休が重なった。バスだけではなく一般車両での出勤も困難で業務の開始が遅れたケースもあると考えられる。生活道路だけでなく幹線道路においても除排雪が追い付かない状況が発生したのである。雪国で生活する以上、今回のような異常事態は覚悟する必要がある。

しかし、幹線道路は、絶対的に除排雪をより徹底していく必要がある。また、生活道路もライフラインの維持のためにも除排雪数を増やしてゆく必要があると言える。予算も人も限られているが、何とか、まずは予算を増やしてゆくことが必要ではないかとの考えに至った。

この度の大雪を受けて、秋元市長による生活道路の緊急排雪実施（パートナーシップ排雪を中止し、費用を札幌市が負担）するとの声明を心強く感じた市民も多いのではないかと。是非、市民の期待に応えていただきたいと思う。

今回の監査をもって、監査人の3年間の監査を終えるが、200万人近い人口を抱える札幌市の特にインフラを運営するすべての方々に感謝をしたうえで、より一層、業務運営に邁進することに期待をしたいと思う。